

3月9日(月)

出席委員

委員長 鈴木 真澄 君  
副委員長 鈴木 博 君  
同 新妻 さえ子 君  
委員 おくの 晋治 君  
同 くにば 雄大 君  
同 松本 ときひろ 君  
同 西村 直子 君  
同 小芝 新 君  
同 せお 麻里 君  
同 松澤 和昌 君  
同 のだて 稔史 君  
同 横山 由香理 君  
同 筒井 ようすけ 君  
同 田中 さやか 君  
同 吉田 ゆみこ 君  
同 湯澤 一貴 君  
同 高橋 伸明 君  
同 石田 ちひろ 君  
同 安藤 たい作 君  
同 高橋 しんじ 君

委員 須貝 行宏 君  
同 つる 伸一郎 君  
同 あくつ 広王 君  
同 塚本 よしひろ 君  
同 芹澤 裕次郎 君  
同 大倉 たかひろ 君  
同 木村 けんご 君  
同 中塚 亮 君  
同 鈴木 ひろ子 君  
同 あべ 祐美子 君  
同 西本 たか子 君  
同 藤原 正則 君  
同 こんの 孝子 君  
同 たけうち 忍 君  
同 若林 ひろき 君  
同 本多 健信 君  
同 石田 秀男 君  
同 大沢 真一 君  
同 渡部 茂 君

欠席委員

なし

その他の出席議員

渡辺 裕一 君

## 出席説明員

区 長  
濱 野 健 君

副 区 長  
桑 村 正 敏 君

副 区 長  
和 氣 正 典 君

企 画 部 長  
堀 越 明 君

参 事  
企画部企画調整課長事務取扱  
柏 原 敦 君

企 画 部 財 政 課 長  
品 川 義 輝 君

総 務 部 長  
榎 本 圭 介 君

総 務 部 総 務 課 長  
立 川 正 君

子 ども 未 来 部 長  
福 島 進 君

子 ども 未 来 部 子 ども 育 成 課 長  
廣 田 富 美 恵 君

子 ども 未 来 部 児 童 相 談 担 当 課 長  
崎 村 剛 光 君

子 ども 未 来 部 児 童 相 談 所 移 管 担 当 課 長  
二ノ宮 隆 矢 君

子 ども 未 来 部 子 ども 家 庭 支 援 課 長  
三ッ橋 悦 子 君

子 ども 未 来 部 保 育 課 長  
佐 藤 憲 宜 君

子 ども 未 来 部 保 育 施 設 調 整 担 当 課 長  
吉 田 義 信 君

子 ども 未 来 部 保 育 支 援 課 長  
大 澤 幸 代 君

福 祉 部 長  
伊 崎 み ゆ き 君

福 祉 部 福 祉 計 画 課 長  
大 串 史 和 君

福 祉 部 高 齢 者 福 祉 課 長  
寺 嶋 清 君

福 祉 部 高 齢 者 地 域 支 援 課 長  
宮 尾 裕 介 君

福 祉 部 障 害 者 福 祉 課 長  
松 山 香 里 君

福 祉 部 障 害 者 施 策 推 進 担 当 課 長  
築 山 憩 君

福 祉 部 生 活 福 祉 課 長  
矢 木 す み を 君

健 康 推 進 部 長 (品 川 区 保 健 所 長 兼 務)  
福 内 恵 子 君

健 康 推 進 部 国 保 医 療 年 金 課 長  
池 田 剛 君

会 計 管 理 者  
齋 藤 信 彦 君

教 育 長  
中 島 豊 君

教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長  
本 城 善 之 君

区 議 会 事 務 局 長  
米 田 博 君

○午前10時00分開会

○鈴木（真）委員長 おはようございます。ただいまより、予算特別委員会を開きます。

それでは、第5号議案、令和2年度品川区一般会計予算、第6号議案、令和2年度品川区国民健康保険事業会計予算、第7号議案、令和2年度品川区後期高齢者医療特別会計予算および第8号議案、令和2年度品川区介護保険特別会計予算を一括議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計予算の歳出第3款民生費ならびに国民健康保険事業会計予算、後期高齢者医療特別会計予算および介護保険特別会計予算の歳入・歳出でございますので、ご了承願います。

それでは、これより本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○品川財政課長 おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

210ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目福祉計画費は25億5,153万6,000円で、主なものは、右側8行目、高齢者福祉施設整備費で、2行下、小山台二丁目用地取得経費は所有地を購入するもの、下から6行目、成年後見制度利用促進基本計画策定は新規計上であります。

212ページをお願いいたします。2目高齢者福祉費は71億7,857万9,000円で、主なものは、213ページ中段、避難行動要支援者個別計画作成、その下、短期入所生活介護送迎費用助成は新規計上であります。217ページ中段、外国人介護人材受入環境整備も新規計上であります。

左側216ページ、3目高齢者地域支援費は12億5,126万6,000円で、219ページ、下から8行目、北品川シルバーセンター改築検討経費は新規計上であります。

220ページをお願いいたします。4目障害者福祉費は91億536万円で、主なものは、223ページ下から7行目、障害者グループホーム整備等助成を拡充し、開設を促進するものであります。

227ページをお願いいたします。中段、障害者福祉手当等支給事務では、対象者を精神保健福祉手帳1級認定者まで拡大するものであります。229ページをお願いいたします。下から2行目、西大井三丁目グループホーム整備は、国有地の取得を行い、基本設計を行うものであります。231ページをお願いいたします。下から9行目、障害福祉計画・障害児福祉計画策定、その下、ヘルプカード作製・配布は新規計上であります。

左側230ページ、5目国保険医療年金費は80億1,481万4,000円であります。

232ページをお願いいたします。以上によりまして、社会福祉費の計は、281億155万5,000円で、対前年7.2%の減であります。

2項児童福祉費、1目子ども育成費は51億3,279万4,000円で、主なものは、235ページ中段、南ゆたかおよび東大井児童センター改築工事、237ページ、下から8行目、児童相談所新築工事は、令和6年度開設に向け工事を進めるものであります。

238ページをお願いいたします。2目子ども家庭支援センター費は2億6,790万7,000円で、子ども家庭支援センターの設置により児童相談機能の強化を図ります。

3目子育て応援費は91億4,763万6,000円で、243ページ中段、子どもの未来応援事業では、ふるさと納税税を活用し、子どもの食の支援を続けてまいります。

4目児童保育費は145億5,511万9,000円で、245ページ下段、保育室等記録機器モデル導入経費は新規計上、6行下、保育園改築事業は南ゆたか保育園、247ページ、八潮西保育園、三ツ木保育園、東大井保育園の改築を進めるものであります。

252ページをお願いいたします。5目保育支援費は248億4,168万7,000円で、255

ページ中段、園庭等整備費助成は新規計上であります。

260ページをお願いいたします。以上によりまして、児童福祉費の計は539億4,514万3,000円で、対前年9.7%の増であります。

3項生活保護費、1目生活保護費は265ページをお願いいたします。下から4行目、フードパントリー事業は新規計上であります。

左側264ページ、以上によりまして、生活保護費の計は129億3,681万3,000円で、対前年1.4%の減とし、民生費の計は949億8,351万1,000円で、対前年2.6%の増であります。民生費は、以上であります。

次に、国民健康保険事業会計へ移ります。

恐れ入りますが、19ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ350億5,265万8,000円とするものであります。

428ページをお願いいたします。まず歳入ですが、1款国民健康保険料、1項国民健康保険料は430ページ、94億3,381万6,000円で、対前年2.5%の減。2款使用料及び手数料、1項手数料は13万5,000円で、対前年21.6%の増であります。3款国庫支出金、1項国庫補助金は432ページ、2,006万5,000円で、4款都支出金、1項都負担金・補助金は216億9,073万4,000円で、対前年4.6%の減であります。5款繰入金、1項繰入金は434ページ、36億6,424万8,000円で、対前年3.6%の減。6款繰越金、1項繰越金は2億円で、対前年同額。7款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料は120万3,000円であります。436ページをお願いいたします。2項雑入は4,245万7,000円で、対前年2.6%の減であります。

歳入は以上であります。

440ページをお願いいたします。ここからは歳出になります。1款総務費、1項総務管理費は右側中段、Web口座振替受付サービス導入は、新規計上であります。442ページをお願いいたします。総務管理費の計は7億9,533万円で、対前年4.6%の減であります。444ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項療養諸費は187億3,937万9,000円で、対前年3.7%の減。2項高額療養費は25億6,332万円で、対前年7.5%の減。3項移送費は446ページをお願いいたします。5万1,000円で、4項出産育児諸費は1億5,968万円で、対前年同額。5項葬祭費は3,150万円で、対前年同額。6項結核・精神医療給付金は448ページをお願いいたします。2,447万9,000円で、対前年7.6%の増であります。3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分は84億1,586万2,000円で、対前年5.1%の減。2項後期高齢者支援金等分は450ページをお願いします。25億8,916万7,000円で、対前年0.7%の増。3項介護納付金分は11億2,392万4,000円で、対前年4.7%の増であります。450ページをお願いいたします。4款保健事業費、1項特定健康診査等事業費は3億3,511万8,000円で、対前年5.9%の減。2項健康事業費は452ページをお願いいたします。1,411万6,000円で、対前年6.6%の減であります。5款諸支出金、1項償還金及び還付金は454ページ、6,073万2,000円で、対前年同額であります。6款予備費、1項予備費は2億円で、対前年同額であります。

国民健康保険事業会計は以上でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計に移ります。

恐れ入りますが、25ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計予算は、第1条、歳入歳

出予算の総額は、それぞれ89億362万9,000円とするものであります。

474ページをお願いいたします。歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料は43億9,264万2,000円で、対前年6.4%の増。2款使用料及び手数料、1項手数料は3,000円。3款広域連合支出金、1項広域連合負担金は733万8,000円で、対前年1.5%の増であります。2項広域連合補助金は476ページをお願いいたします。1,485万1,000円で、4款繰入金、1項繰入金は42億5,507万3,000円で、対前年0.2%の増。5款繰越金、1項繰越金は科目存置。6款諸収入、1項受託事業収入は478ページをお願いいたします。2億3,299万2,000円で対前年10.8%の減。2項雑入は72万9,000円であります。

歳入は以上であります。

482ページをお願いいたします。ここからは歳出になります。

1款総務費、1項総務管理費は1億7,115万5,000円で、対前年4.3%の減。2項徴収費は484ページをお願いいたします。3,398万2,000円で、対前年12%の増。2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金は82億1,590万9,000円で、対前年4.0%の増。3款保健事業費、1項保健事業費は右側下から3行目、歯科健康診査費は対象年齢を拡大するものであります。486ページをお願いいたします。保健事業費の計は2億8,934万5,000円で、対前年14.6%の減であります。4款保険給付費、1項葬祭費は1億6,590万円で、対前年1.3%の減。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は733万8,000円で、対前年1.5%の増。6款予備費、1項予備費は488ページをお願いいたします。2,000万円で、対前年同額であります。

後期高齢者医療特別会計は以上でございます。

次に、介護保険特別会計に移ります。

31ページをお願いいたします。品川区介護保険特別会計予算は、第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ261億30万3,000円とするものであります。

508ページをお願いいたします。歳入であります。1款保険料、1項介護保険料は54億5,571万5,000円で、対前年1.5%の減。2款使用料及び手数料、1項手数料は科目存置。3款国庫支出金、1項国庫負担金は41億9,914万2,000円で、対前年2.5%の増であります。2項国庫補助金は510ページをお願いいたします。14億2,583万9,000円で、対前年9.6%の増。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金は67億2,658万3,000円で、対前年2.4%の増であります。512ページをお願いいたします。5款都支出金、1項都負担金は35億127万4,000円で、対前年2.4%の増。2項都補助金は2億4,133万9,000円で、6款財産収入、1項財産運用収入は16万円であります。514ページをお願いいたします。7款繰入金、1項一般会計繰入金は42億71万1,000円で、対前年5.6%の増。2項基金繰入金は3億1,440万2,000円で、対前年3.0%の減。8款繰越金、1項繰越金は2,000万円で対前年同額であります。516ページをお願いいたします。9款諸収入、1項雑入は1,513万6,000円で、対前年度6.8%の増。2項延滞金、加算金及び過料は科目存置であります。

歳入は以上であります。

520ページをお願いいたします。ここからは歳出となります。1款総務費、1項総務管理費は4億6,051万8,000円で、対前年25.7%の増であります。2項徴収費は522ページをお願いいたします。4,274万2,000円で、対前年17.0%の減。3項介護認定審査会費は1

億6,171万3,000円で、対前年31.6%の減であります。4項趣旨普及費は524ページをお願いいたします。627万円で、対前年81.9%の増。5項介護保険制度推進委員会費は1,308万2,000円で、対前年62.9%の増。6項地域密着型サービス事業者指定等事務費は71万3,000円で、対前年20%の減であります。526ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項居宅介護サービス等諸費は528ページをお願いいたします。148億1,353万8,000円で、対前年1.6%の増。2項施設介護サービス費は530ページをお願いいたします。64億6,702万9,000円で、対前年2.6%の増。3項介護予防サービス等諸費は532ページをお願いいたします。10億1,745万4,000円で、対前年14.7%の増であります。4項その他諸費は534ページをお願いいたします。2,587万6,000円で、対前年4.3%の増。5項高額介護サービス等費は8億6,450万4,000円で、対前年8.7%の増であります。6項特定入所者介護サービス等費は536ページをお願いいたします。5億518万3,000円で、対前年2.5%の減。7項特別給付費は1,362万2,000円で、対前年1.7%の減であります。3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費は538ページをお願いいたします。10億5,119万3,000円で、対前年0.3%の減。2項一般介護予防事業費は540ページをお願いいたします。1億6,564万3,000円で、対前年11.8%の増であります。3項包括的支援事業・任意事業費は542ページをお願いいたします。4億6,171万3,000円で、対前年0.7%の減。4項その他諸費は544ページをお願いいたします。285万円で、対前年6.1%の増であります。4款基金積立金、1項基金積立金は16万円で、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は650万円で、対前年同額。6款予備費、1項予備費は2,000万円で、対前年同額であります。

以上で本日の説明を終わります。

**○鈴木（真）委員長** 以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

本日は32名の方から通告をいただいております。

これより質疑に入ります。ご発言願います。

湯澤一貴委員。

**○湯澤委員** 本日もよろしくをお願いいたします。

私からは、213ページ、認知症高齢者支援事業、それから223ページ、障害者訓練等給付事務について質問させていただきます。

まず、認知症高齢者支援事業につきまして、現在、区内の認知症の方は1万2,000人程度と認識しておりますが、これは何を基準にカウントした数でしょうか。また、そこには軽度認知症も含まれているのでしょうか。また、実際にはもっと多くの方が認知症でいらっしゃると思いませんか。5年後には国内認知症の発症者は700万人を超えると見込まれておりまして、これは65歳以上の5人に1人に当たると計算されております。区は、増加し続けると予想される認知症患者に対しまして、現在そして今後どのような支援事業を行っていくかを教えてください。

**○寺嶋高齢者福祉課長** 区内の認知症の方の人数は1万2,000人程度ということですが、実際に正確に認知症方の人数を把握するのは非常に困難でありまして、例えば医療機関を受診しない方等々もたくさんいらっしゃると思いますし、先ほどお話がありましたその軽度というのがどのあたりから認知症かというその判断も非常に難しくなっております。それで、この1万2,000人という数字は、国が出した数字、発症率というものだと思うのですが、こちらを人口で割り算をしたところで、品川区の人口規模、高齢者人口規模からいってこのぐらいの数字になるかというところでの数字でござ

いまして、正確な根拠という意味では、あくまでも計算上の数字ということになってございます。この中には軽度、いわゆる予備軍と言われる方、これは含まれていないと認識しているところがございます。実際には、ご指摘のとおり受診していない方もいらっしゃるということを考えれば、数的にはもう少しいると推測されます。

それから品川区としての認知症の方への取り組みですけれども、大きく分けて3点ございまして、1つは認知症を正しく理解していただくための普及啓発、それから早期に発見できる見守りの仕組み、それから予防、それから実際の認知症のデイサービス等々での処遇といったところに力を入れておりまして、新規事業といたしましては、それぞれの拡充はもちろんございますけれども、令和3年度から認知症の検診というものに着手したいと考えておりまして、令和2年度は医師会等々と調整してその準備をしたいと考えております。

**○湯澤委員** 認知症がどんなものかを地域で認識して、また考えること、そして介護する側のサポートを充実させることも大変重要だと思います。今、ご答弁にありましたように早期診断、早期治療、そして支援は大変重要でありまして、当事者の記憶や認識が明確なうちに備えることができれば、当事者の意思を尊重しながらさまざまなことに対応できるかと思えます。

そこで、区では介護者や、これから介護するかもしれないといった方々に対してどんな取り組みをされているかもお答えいただければと思います。

**○寺嶋高齢者福祉課長** 介護者、ご家族の方が中心になろうかと思えますけれども、こういった方への支援ということでは、先ほどと一部重複しますが認知症サポーター養成講座というのは、広く一般の方ももちろんご受講いただいておりますけれども、改めてご家族の方がどのように接することが正しい認知症の方への対応になるのかといったことを含めた1時間半程度の講義になっておりまして、こちらは大変好評を得ております。こちらが、まず1つの支援策でございます。

それからもう一つは、まずは受診をお勧めするということから入っているのですが、なかなかご本人も、ご家族も、そうはいつでも医者に行くほどではないが、どこに相談したらいいのだろうみたいなことが実際に起こっておりまして、そういった方のため認知症カフェという気軽に相談したり、情報共有できる場を設けておりまして、2年前からスタートしております。当初は11カ所だったのですが、今現在は20カ所まで拡張して、気軽に情報共有したり、ご相談いただけるということで支援に努めているところでございます。

**○湯澤委員** 高齢者福祉課で発行していると思えますが、「品川“くるみ”認知症ガイド」という冊子、こちらを私も拝見しまして、自己チェック表などもあって大変わかりやすく、すばらしい冊子だと思っております。ただ、冊子の中ほどに自立度別サービス一覧表というものがあまして、そこだけがちょっと見づらいかと思ったところがありまして、関係者の方からもちょっとそんな声を伺いました。なので、せっかくなので、誰が見てもわかりやすいような、さらによいものにしていただければということをお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、障害者訓練等支給事務につきましてですが、障害を持つ多くの方は障害者総合支援法によって訓練等の自己負担は免除されているかと思えます。しかしながら、前年度に収入があったり、また配偶者に収入がある、そういった方に関しては自己負担が発生してしまいます。国の制度で大きな負担がないようになっておりますが、就労移行支援に通う方のほとんどがどうか、通うことができるのは無職の方だけなので、収入がないために金銭的な不安や費用負担を大きく感じる方もいるようです。生活のために就労を優先してしまうために、訓練を受けずに障害を隠して就労すると就職と離

職を繰り返すという方もいるようであります。

そこで区は、障害を持つ方が一般就労に安心してチャレンジできるよう自己負担の軽減策を検討すべきかと思いますが、そちらに関して区の見解をお知らせください。

○松山障害者福祉課長 委員のご指摘のとおり、就労移行とご本人の就職の収入と、あるいは訓練等で、なかなかそのバランスというのが難しいというお声は伺っております。なかなか国の制度というので今、一律給付という制度の中でなっておりますけれども、当事者の状況を就労移行支援事業所と連携してお声を聞きながら、何か支援策はないか検討していきたいと思っております。

○湯澤委員 あともう一つ、障害を持つ方が就労移行支援に通所する際の交通費についてなのですが、区は、生活保護世帯に関しましては通所時の交通費を負担しているかと思いますが、交通費についても安心して一般就労を目指している方の環境を整えるためにも全ての通所者に交通費助成を検討するべきかと考えます。東京都では障害者手帳の所有者に都営鉄道や、それから都営バスの全路線を無料で使用できるような支援を行っております。しかしながら、品川区では東京都の助成の適用外となるJR、東急線、臨海線それから東急バスのシェアが大変高いので、助成外の交通各社が独自で障害者向けの割引を行っておりますが、その中に精神障害者への割引はないと、障害者への割引はないと思います。

そこで、区内にある障害支援事業所を利用する場合に限るなどして範囲を限定した全ての公共交通費を助成することも検討されてはいかがかと考えますが、区のご見解をお知らせください。

○松山障害者福祉課長 委員お尋ねの就労移行支援事業所に通う際の交通費についてでございます。そういったお声は区のほうに届いております。就労移行支援事業所に通っていただきたいということと、あとご本人の持つ負担ということになると思うのですけれども、どの程度の負担感なのか、あるいはそれぞれの収入に応じて異なるものでございますので、まずは移行支援事業所を通じて実態の把握に努めたいと思っております。

○湯澤委員 ぜひ自立に対して強い意志を持つ障害者の方に対しまして、こういった軽減策の検討を、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

○鈴木（真）委員長 次に、せお委員。

○せお委員 私からは、231ページ、障害児者総合支援施設運営費、障害者福祉事務費、245ページ、区立保育園費、217ページ、高齢者社会参加促進事業、259ページ、私立幼稚園振興費等補助金、お時間があれば213ページ、紙おむつ支給についてお伺ひします。

まず、障害児者総合支援施設にある品川児童学園、一般質問でも取り上げましたが、通園の方法としては3種類あって、親子通園、単独通園、並行通園となっています。その中の並行通園は、保育園、幼稚園に通いながら品川児童学園に通うというものですが、今年度の人数はゼロで、来年度からは今年度通っている子が並行したいという場合は来年度から受け入れるということなのですが、新規の入園の方はできないということです。さらに児童学園に週5日通っている4、5歳の子が数名います。これはどこの保育園、幼稚園にも通っていない子たちに、就学が近いので身辺自立に向けた支援や集団生活にスムーズに適応できるための療育などを行うためです。そして、例えばゼロから2歳は親子通園、3歳からは単独通園で、4、5歳は週5日通うなどと一律でルールを決めていると聞いています。

このやり方なのですが、私は今の時代には合っていないと思ひます。小中学校などのインクルーシブ教育と考え方は同じで、3歳ぐらいからはみんな一緒に生活のベースは保育園、幼稚園にあって、児童発達支援は支援ですから、補助的な役割で通うのが妥当と思ひれます。ですから、並行通園が基本



だと思います。確かに少し前までは障害児は障害のない子どもとは分けられていたので、幼稚園、保育園に通えずに障害児だけの居場所に毎日通うという状況だったかもしれません。しかし今は共生社会がうたわれていますし、保育園、幼稚園の障害児の受け入れも少しずつ整ってきています。さらに品川区において児童発達支援センターは1カ所しかなく、資源が限られています。なるべく多くの障害児たちが少しでも支援を受けられるよう制度を整えるべきと考えます。

そこでお聞きしますが、今お話ししたような児童発達支援のあり方について区はどのようにお考えか、まずお聞かせください。

**○築山障害者施策推進担当課長** 委員のおっしゃるとおり、並行通園の希望等も現在、区民の方から聞いているところでございます。療育といたしましては一律ではなく、その方に合った支援が提供できるようにするものと思っております。児童発達支援センターにおける療育のあり方については、指定管理者と協議しながら検証を進めてまいります。

**○せお委員** できるだけ多くの障害児が保育園、幼稚園などで地域の子どもたちとたくさん触れ合っ、その子の発達に応じては別の場所において柔軟に支援していくという形になってもらいたいと思っています。

その際ですが、先ほども申しましたように保育園、幼稚園の受け入れ体制も整っていないとはなりません。確認となりますが、現在、区立保育園、幼稚園において障害を持ったお子さんの受け入れはどのようになっているのか、来年度予算の中に特別支援保育の予算も計上されていますが、今年度とどのように変わってくるのかお聞かせください。

**○佐藤保育課長** 区立保育園、区立幼稚園等についてのそういった方々の受け入れ状況でございますが、まず、保育園に関しましては保護者の就労など入所要件がございまして、児童が集団保育可能であれば、当然これまでも受け入れをしているところでございます。区立幼稚園についても、健常児との統合保育が可能で、幼稚園の管理運営に著しく影響がない場合は受け入れをしているというところでございまして、区立の保育園、幼稚園は、私立保育園、幼稚園も含めて一定数のそういった施設に通われているお子さんもお預かりしているというところでございます。また、特別支援の充実に関しましては平成30年度に体制を見直しまして、今後も積極的に充実に努めてまいります。

**○せお委員** 保育園、幼稚園の受け入れも整えつつあります。あとは、一般質問でお聞きしましたが情報ネットワークシステムをできるだけ早く構築していただき、障害者福祉課、相談支援事業所、あと子ども未来部、あとはご本人とご家族で連携のとれた情報共有して支援計画を立てていただいて、それぞれの子に合った支援を提供できるよう、品川児童学園の方向性も含めて検討していただきたいと思えます。こちらは要望で終わります。

次に、品川児童学園は昨年までこみゆにていぶらぎ八潮と、分園の戸越ルームで運営していました。こみゆにていぶらぎ八潮はかなり広い場所でした。戸越ルームのほうは障害者施設が少ないと言われていた荏原地区です。現在、そちらの2施設の活用方法は検討されていますでしょうか。予算には入っていないと思いますが、何か検討されていたらお聞かせください。

**○築山障害者施策推進担当課長** 私からは、こみゆにていぶらぎ八潮の現在の状況についてご説明いたします。

こちらの施設については、当初から工事期間中の仮移転先として活用するものとしていたものでございます。現在は工事も終わりましたので原状復帰し、所管課へ返還しているところでございます。

**○松山障害者福祉課長** 私からは、戸越ルームのあとの活用についてお答え申し上げます。

戸越ルームに関しましては、障害者福祉課の所管のものでございます。医療的ケアの必要なお子さんのご家族が抱える不安等を解消するため、医療的ケアに関する相談業務を実施したいと考えております。

また、同じ建物内でございます大原児童センターとの交流も含めまして、医療的ケアが必要なお子さんと地域の子どもたちが一緒に遊べる場、親子で集える場の提供を考えております。

**○せお委員** 医療的ケア児の施設、施設というか相談業務をする場所ということで、医療的ケア児の施設は本当に一番少なかったもので待ち望んでおりました。ありがとうございます。

そうしますと、この医療的ケア児の相談業務の施設ということですが、ニーズを把握しながら事業内容なども検討していただきたいとは思っているのですが、そちらの検討会とかは何か当事者も加わったような会議とかになりますでしょうか、お伝えできる範囲で教えてください。

**○松山障害者福祉課長** 医療的ケアに対する区の支援体制につきましては、2月に医療的ケア等の支援関係連絡会の準備会をもう立ち上げておまして、区内の昭和大学病院、あるいは区外の病院の先生方、特別支援学校、当事者の方も含めまして、また区内の関係機関も含めまして会議を持っております。引き続きその会議の中で検討していきたいと思っております。

**○せお委員** 医療的ケア児がさらに自分らしく過ごせるような、そんな施設をよろしく願います。

障害者福祉事務費に移ります。昨年4月に精神障害者手帳と身体障害者手帳の様式が規定されている省令を改正して、従来の紙製からカードでの交付が可能となりました。療育手帳は以前から可能です。東京都も来年度予算にカード化を盛り込んでおりますが、このカード化は自治体の判断に任せられています。品川区では検討していますでしょうか。来年度予算にこちらも盛り込まれていないようですが、見解をお聞かせください。

**○松山障害者福祉課長** 委員ご指摘のとおり省令が改正されまして、障害者手帳のカード化ということがされるようになりました。ただ、そのカードにつきましてはさまざまなご意見がございまして、例えばICチップが搭載されていないなどのデメリットもございます。カードの利点あるいは課題等も踏まえまして、今、区でも検討しているところです。今後、当事者からのご意見を伺いつつ、また特別区課長会を通じて東京都と意見交換を図ってまいりたいと思っております。

**○せお委員** 紙は破れるというリスクがありますし、紙とカードと選んでいただいたりして、利便性向上のためにぜひ検討をお願いいたします。

そして手帳の利便性に関連してですが、関西地方では鉄道会社やバス会社が協力して、交通系ICカードに障害者が事前に登録をしておけば、自動改札において割引運賃で利用できるというスルッとKANSAIがあります。ご存じない方もいらっしゃるのですが、現在は障害者手帳を窓口で提示して割引運賃にしてもらっているという状況がほとんどです。障害者のさらなる利便性の向上には、関西のように交通系ICカードの利便性がとても効果的かと思えます。この運用は、国や公共交通機関の事業者の判断となるわけですが、国土交通省は昨年、利用の際に障害者手帳等を提示するという規定を削除して、これと並行して交通事業者に対し、障害者手帳の確認方法の見直しについて理解と協力を求める文書を出しています。

あとは身近な地域である区市町村が連携をとって、事業者に対し情報提供などをしていただきたいと考えますが、款が違うところはお答えいただかなくて結構ですが、お答えできる範囲で品川区のこちらの考えをお聞きかせください。

**○松山障害者福祉課長** 委員ご提案の関西の関係の交通機関とタイアップしたカード化等の情報は承

知しております。ただ、交通事業者との大きなスケールのあるものやっつけていかなければならないというところでは、他区の状況も踏まえまして、また東京都と情報交換はしていきたいと思っております。また、障害者にとって利便性のある情報につきましては、区のホームページに今後上げていきたいと思っております。

**○せお委員** 事業者へのサポートも行いながら、事業者や品川区内でも連携し合って進めていってほしいと思っております。

区立保育園費に移ります。今回の新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、子どもは感染しても重症化している例が見られないとはいえ、子どもを持つ親はやはり子どもが心配になります。例えば来月、4月に初めてお子さんを保育園に入園させるという方は、この状況では不安なので5月や6月に入園を延期させたいというお声も聞かれました。その際、有給休暇取得での延期であればすぐに可能なのですが、育休を延長するという形をとると法令上は不可能でした。そして、先週の金曜に内閣府から、機械的に利用調整を行うのではなく、柔軟な取り扱いとするという通知が来たと思います。品川区においては、このような取り扱いでよろしいでしょうか、確認になりますがお聞かせください。

**○佐藤保育課長** 4月入園児の取り扱いの関係でございます。委員ご指摘のとおり、これまでは4月末までに保護者が職場に復帰してもらうことが必須でございましたが、今、委員ご紹介のとおり先週の金曜日、3月6日の夕方に国から通知がございまして、登園自粛の観点から家庭での保育を行うため育休を延長した場合は4月以降の在園を保障するという通知が来ておりますので、区といたしましてもそのように対応したいと思っております。

**○せお委員** 素早い対応、ここのところ保育課も含め、皆さん対応に追われているとは思いますが、状況に応じた柔軟な対応をお願いいたします。

こちらについては以上です。

続いて、高齢者社会参加促進事業です。65歳以上のひとり暮らしの方は男女ともに増加傾向にあつて、65歳以上人口に占める割合は男性が13.3%、女性は21.1%となっています。そこで心配になるものの1つが食の問題で、高齢者の孤食はコミュニケーション不足と栄養問題にまで及びます。千葉県流山市のNPO法人がシニア食堂と称してひとり暮らしの高齢者を集めて、みんなで一緒に朝ご飯をつくって食べるというイベントを定期的に開催しています。今まで料理をやったことがなかった男性は、料理を覚えることで栄養状態の改善やキープにつながったりしますし、仲間と時間をともにすることで笑顔がふえて脳の活性化にもつながり、とてもよい取り組みだと思います。

品川区でもこの予算書にあるようにたくさん的高齢者参加の事業があり、高齢者の支援がすばらしいと感じます。このようなNPO法人と連携して交流する事業も必要かと考えますが、見解をお聞かせください。

**○宮尾高齢者地域支援課長** 食をテーマとした高齢者の社会参加というところでございます。現在、例えば一般会計では高齢者の外出習慣化事業といいまして、おひとり暮らしの自宅に引きこもりがちな方を対象として、NPOの協力をいただきながら、まさに文字どおり外出を習慣化していただくという事業を行っているほか、介護予防のほうでも栄養改善をテーマにした事業、それから男性の方に少し重点を置いた料理教室等々を行っているところでございます。

**○せお委員** ひとり暮らしの高齢者が増加することに伴って必ず孤食というのは課題になりますので、ぜひご検討をお願いしたいと思っております。

次に、私立幼稚園振興費等補助金です。こちらはどのような補助金でしょうか、まずお聞かせくださ

い。

○大澤保育支援課長 お尋ねの補助金でございますが、運営費の助成のほかには教員の研修費、園児の教材費、児童の健康管理費、そして心身障害児教育事業費補助金、防災安全対策費補助金というふうに項目が分かれています。

○せお委員 障害児の支援のことの補助金も入っているわけですが、最初にお話しした共生社会を実現するに当たって、保育園、幼稚園における障害児の受け入れというのがすごく重要になってきます。品川区としては、私立幼稚園に関してもこのような補助金を含めて支援していますので、このことをご存じない園などに積極的に周知をお願いしたいと思っています。こちらは要望で終わります。

最後に、社会福祉協議会で行っていただいている高齢者や障害者への紙おむつの支給ですが、今回の新型コロナウイルスの感染拡大で紙おむつの供給も不足しています。確認なのですが、社協でのこのサービスでは、紙おむつは不足していませんか。発注も大変かと思うのですが、確認でお聞きかせください。

○寺嶋高齢者福祉課長 マスク不足に伴いまして、SNSの情報でトイレットペーパー等が不足しているといった情報を耳にしましたので、先週末に念のため社会福祉協議会に状況を確認させていただいたところです。社会福祉協議会のほうから事業者を確認をとったところ、今の段階で特段の不足等の状態は生じていないというような回答を得たと聞いております。

○せお委員 対応も大変かと思いますが、紙おむつがないと介護者のほうもすごく困りますので、ぜひよろしく願いいたします。

○鈴木（真）委員長 次に、つる委員。

○つる委員 232ページ、児童福祉費は在宅子育て支援に関連して伺います。238ページは子ども家庭支援センター、これは保育ソーシャルワーク、歳入のときに伺った件を聞いていきたいと思いません。それから220ページ、障害者福祉費については手話言語条例について、237ページ、入退室システム運用経費、これはすまっぴについて確認していきたいと思いません。

まず、児童福祉費に関連して在宅子育て支援でございますが、この間、品川区行政主導も、また議会側からも在宅子育て支援に対するさまざまな行政サービスの提案等が行われて、品川区も幾つか実施されてきているとは認識しておりますが、今、国全体、日本全体の方向性としては女性も働き手としてどうか、働き方改革というさまざまな社会の、世の中の変化がある中でありますけれども、ただ女性としては子どもを出産された後は一定期間、当然お子様と過ごす期間というのが発生するわけでありまして、仕事をされている方であったとしても、一定期間いわゆる在宅状態になるということは言われているところであるかと思えます。直近の品川区でまとめている資料を確認させていただくと、基本的には7対3、就労に出られている家庭が7割で、在宅でずっと育てる方が3割、数にすると約6,200名ぐらいがその各年でいらっしゃる。その中でさらに0から2歳に関していうと約5,400名で、在宅の中では87.4%を占める方々が在宅の中で子育てをされています。そこには当然いろいろなかわり、外に出てきていただいて触れ合いをつくる、また出産直後にはいろいろな訪問等が、アウトリーチがあるわけでありまして、そうした期間を過ぎると基本的には在宅にこもってリスクが高くなっているという課題も指摘される部分もあるわけでありまして。そういった部分で今、品川区としてはいろいろな課において、例えば子ども育成課であれば、今回子育て家庭支援センターを設置して、またネウボラネットワークを所管されています。保育課ではチャイルドステーション、保育支援課ではオアシスルームやポップンルームという形で、各課にわたって在宅子育ての家庭に対する支援が

品川区としては展開されているわけです。品川区は年1回、広報しながら子育て応援の特集号を組まれるわけでありましてけれども、この一覧を見ても、問い合わせ先を見ても各課にまたいでいるわけでありまして。当然さまざまな支援を申請する際のフォーム等も別々になっている、そうしたことがある中で、提案をさせていただいてつくっていただいたしながらパパママ応援アプリもある中で、そうした意味でも今後それをさらに住民サービスとかその向上、それから庁内の職員の皆さんの業務効率の向上にも資するという意味では、この一くくり、例えば在宅子育てにかかわる1つの課であつたり係、そうした形でまとめることで支援サービスがより向上するのではないかという課題を、認識を持ったわけでありまして、そういったところで日常の中でリスク把握して、それを共有しやすくしていく、そういった部分もあるかと思えます。

また一方で、これまでの各課で行われてきた専門性、または積み上げてきたノウハウ等があるかと思えますけれども、品川区においては年少人口のピークがあと16年は続く、こうした中でこのあたりの在宅子育てに特化した形で庁内の整理のあり方、また住民サービスの提供のあり方について、お考えをお知らせください。

**○廣田子ども育成課長** 委員ご案内のとおり子育てに、特に在宅子育てにかかわる支援につきましては多数ございますが、各所管に分かれていますところがございます。内容につきましては保健に近いものであつたり、福祉に近いものであつたり、それぞれによって分かれていますところがございます。今後、今後というか現在も利用者目線のわかりやすさについて、まださらなる努力が必要という認識もございまして、事務効率の面からも考えていかなければいけないと考えているところがございます。一番大事なのは総合的に子育て支援を俯瞰できるような形、仕組みづくりが必要と認識してございますけれども、いろいろな補助金等の関係から一気に1つのところということはかなり難しいかなと思っておりますが、少しずつ仕組みづくりについては取り組んでいこうと思っているところがございます。

**○つる委員** 一番大事な区民サービス、それから職員の方の業務効率の向上という視点で、今のご答弁の中であつた補助金の活用の際にさまざまな壁といいますか、そうしたことも発生するかと思います。いずれにしても区民サービスを利用させていただくに当たっては、一番わかりやすい形というのがとても大事なことであるかなと思っております。お子さんに恵まれて出産されたご家庭から毎回相談を受ける中の1つとして、いろいろな課にまたいでいるとか複雑だという声はいただくところありますので、今後また引き続きわかりやすい組織づくりをご検討いただきたいと思えます。

次に、子ども家庭支援センターに関連して、保育ソーシャルワークについて伺っていきたく思います。これは歳入のところでもお聞きしました。国の予算として、補助金として、保育所等における要支援児童等対応推進事業ということで、内容としては基幹保育所に仮称であります地域連携推進員を配置して、設置している保育園、それから他の園に巡回していく、そしてそこでさまざまな子どもや保護者の状況を把握して、それを要保護児童対策地域協議会と連携していく。また、児童相談所にかかわるようになる手前でしっかりと社会資源につないでいく、これが、国が今回この補助金のメニューをつくった趣旨であります。歳入のときにもご答弁をいただいた中で、今、既に既存の園長、また保育士等がそうしたお子さん、そして保護者のハイリスクになりかけている状況については、児童センター等で行う会議も含めて共有を図られているところでありまして、一方で、ご答弁の中にもあつた園の運営の負担軽減等といったところ、そしてもう既に活用いただいている方に対しても、恐らくこの補助金というのは活用していけるのではないかという認識でいるわけでありましてけれども、また改めて細かい部分として示された中では、今回、地域連携推進員に期待される動きの中で6つの取り組みが示されている

わけであります。例えば相談支援、情報共有、支援内容の共有、定期報告、保育所への巡回支援それから地域活動への参加等の実施等々が示されているわけでありますが、国はこの6つを全て実施しなくても、どれかいずれか1つでも補助金の対象とするということも打ち出されているわけでありますから、全てでなくても、そうしたハイリスクになる手前の動きに対しても支援がされていくわけであります。そうした意味でも既存の対応連携の支援、それからこうした国の補助金の活用について、枠組み活用について、ご見解を改めてお知らせください。

**○崎村児童相談担当課長** 歳入のときにも少しお話をさせていただきましたが、こちらは来年度の国の予算のほうで、先ほどご紹介がありました地域連携推進員というものを配置しまして、保育所等における要支援児童の対応、また関係機関との連携、運営の円滑化を図るという目的で、そういった推進員を配置するといったものでございます。

今、委員からお話がありましたように地域連携推進員の業務の中には保護者の状況に応じた相談支援とか、また、子どもの状況の把握・共有、専門機関との連携、関係性の構築といったものがございます。こちらにつきましては、やはり日ごろから子どもやその親と接する保育士ですとか、園長先生のほうに保護者の状況、相談支援の力というものはつけていただきたいというのと、そういった相談を通じて何か気になるご家庭、気になる児童がいらっしゃいましたら児童相談担当のほうに必ずつないでいただきたいということを、要対協でもお話をさせていただいているところでございます。

また、地域の専門機関、専門職等との関係性の構築という部分で申しますと、こちらはやはり要対協の調整機関である我々の職務であると考えております。こういった児童相談部署の役割として、やはり要保護児童等に対して園での心配なことがありましたらつないでいただきたいということは、地域分科会のほうでも必ずお話をさせていただいているところでございます。

ただ、先ほど委員からありましたように保育園の中での運営の部分ではどうしても保育士不足ということもございますので、円滑に運営していくという中でこういった地域連携推進員を設置したいという保育園がもしあるようでしたら、我々としても、その置かれた地域連携推進員と連携しながら要保護児童、要支援児童に対応していきたいと考えているところでございます。

**○つる委員** 今、一番最後のところのご答弁、そうした者を配置されていく園等があった場合に連携してとありましたけれども、その際にも区として、実施自治体として枠組み、また活用する手段があれば、各園もそれに対して提供できる、当然品川区としての4分の1という持ち出しがついて回るわけでありますが、大体1園当たり約百十数万円という計算になると思うのですが、そういったことも含めて、ただやはり大きなリスク、また保育園の運営もそうでしょうし、今後、令和6年を目指した児童相談所設置に向けても、そこそのものの対応の大変さということも想像するときに、こうした方々のメンバーでの活躍というのは非常に大きな役割を担っていくことになるだろうと理解しています。

既に民間のほうで活用されているところでは、全体の園児に対し1割程度そうした相談件数というのが、実態件数があるわけでありますから、その数字というのは結構大きい数字になっているのかなという理解でおりますので、ぜひこうした活用を積極的に検討いただきたいと思います。また改めて別の機会でも求めていきたいと思っております。

次に行きます。障害者福祉費で手話言語条例についてであります。私も2013年の決算特別委員会以来、手話言語条例については、地元の区の手話の聴覚障害者団体の方をはじめさまざまな方からお話を伺いながら、その必要性も訴えさせていただき、先日も新妻議員のアテンドで明晴学園にも視察させていただいて、さまざまな手話についての歴史的な経緯でありますとか、現状や実態ということも伺っ

てきたところであります。

過日も、芹澤委員からも言語条例についての認識の質問がありました。そのご答弁の中では、当然区の障害者協会の方、それから明晴学園の方々からご意見を伺っているところだということ、また本年1月には全日本ろうあ連盟主催の行政の方向けの学習会にも参加したということで、多岐にわたっていろいろと精査されているということを理解しているところでございます。

ただ、いずれにしても、もう既に品川区では行政区民サービスとして手話に関するさまざまなサービスを提供されているということも認識しています。一方で、手話通訳者の養成等についてはいろいろなご意見を団体の方からいただいているところで、そういった課題もある中でございますけれども、ただ、条例を制定するに当たっては実効性を伴うもの、既存の住民サービスを含めて実効性を伴う具体策が必要と理解しております。ここで大きな課題は、手話と一くくりでも、日本の歴史的には日本手話と日本語対应手話、この2つが大きくあるという中で、全日本ろうあ連盟としては手話というのは1つなのだと、こういう認識がある中で、実際にろう児として生まれた、もともと耳の聞こえなかった状態で生まれてこられた子どもたちにとってみると、日本語対应手話ではなく日本手話で成長されてきている、そうすると別言語だと、こういったこともあるわけでありまして。

ただ、そういったところは地域、あとこれまでの手話に関する歴史的な背景もあるわけでありましてけれども、それをどちらかに寄せていくということではないかなと思います。今、全国の自治体で条例ありますけれども、見ていくと基本は日本語対应手話を主とされながらも、埼玉県朝霞市は非常に珍しく日本手話を条例として制定したわけでありまして、そうすると今度は逆に日本語対应手話の方々が困るというようないろいろな課題も出てくると。そうした意味では、日本全国の条例を見ると日本手話それから日本語対应手話の両方を併記したり、並立させている条例というのは、私は今のところないのではないかなと認識している中で、幅広の情報コミュニケーションに対応する条例もあるわけでありましてけれども、こうしたところの認識について、品川区には偶然といましようか明晴学園があって、そうした歴史的な背景もさまざま恐らく聞いていただいていることかと思っております。先日もろうあの方の家族の方からお話を伺ったときに、やはり家族間では日本手話であるし、また親が聞こえなくて、聞こえる健聴の子ども、コーダさんたちは日本手話、いわゆるバイリンガルができる、そういうさまざまな課題があるわけでありまして、今現在の品川区の手話言語条例に対する考え方、方向性を教えてください。

**○松山障害者福祉課長** これまで品川区といたしましても、聴覚障害者協会、明晴学園と丁寧なすり合わせを行ってまいりました。引き続き行ってまいりますが、全日本ろうあ連盟のほうから手話言語に関する見解というものが公表されておまして、その中におきましては日本手話、日本語対应手話を分けて、そのことにより聞こえない人、聞こえにくい人、あるいは手話通訳含めた聞こえる人を分け隔てることはあつてはなりませんという表明がされまして、手話は言語であるという、1つの言語であるという共通理解のもと、考えのすり合わせ、合意を重ねていきたいと思っております。

**○鈴木（真）委員長** 次に、おくの委員。

**○おくの委員** 私からは213ページの特別養護老人ホーム運営費にかかわって、特養ホームについて質問いたします。

まず、今年2月末締め切りの特養ホーム入所申込み申請者数をお教えてください。お願いいたします。

**○寺嶋高齢者福祉課長** 2月末日で今回の特養の入所調整の申し込みを締め切りまして、今現在は申請書の内容点検、それからシステムへの入力作業をしておりますので、正確な数字は今の段階では申し上げることができませんが、受け取ったときの感触というか、紙ベースのイメージとしましては前回、

前々回と比較して若干下回っているというような見込みでございます。

**○おくの委員** 例年どおり、例年とほぼ同じということで、ありがとうございます。

私が相談を受けている方がいらっしゃいまして、この方は昨年、突然脳梗塞で倒れて入院を余儀なくされた方がいらっしゃいます。74歳になる男性で、要介護4です。奥さんは80歳ですがけれども、生活費のために今もスナックを営んでいらっしゃいます。

さて、特養ホームの入所申込み申請者に対しては、入所調整会議で入所者を決めるために点数をつけますけれども、その点数は要介護度、年齢、介護認定期間そして介護状況、この4つの観点から点数がつけられることになっていて、特養ホームに入れる点数はおおよそ70点だと伺っています。この認識でおおむねよろしいでしょうか、いかがでしょう。

**○寺嶋高齢者福祉課長** 入所調整で点数を決めるというところでの点数に係る要素としましては、今、委員からお話が合ったとおりのものを点数化しているところでございます。

それから点数につきましては、これは全く毎回違っておりまして、70点と限定されたものではありません。例えばそのときの申込み者の方の点数が上のほうの点数の方が少なければ、当然ですが65点、60点という方が入っているとといった事例もございます。平均すると、70点までしか入れないということは、今までは特に起きていないと認識しているところでございます。

**○おくの委員** おおむね60点から70点程度というふうにご認識しておいてよろしいですか、伺います。

**○寺嶋高齢者福祉課長** 先ほど申し上げたとおり、何点だから入るというものではなくて、そのときの点数で決まってくるので、高い点数の方が少なければ、もちろんあきがあればの話ですがけれども、ご希望の方がいてあきっぱなしにしていくということは基本的にはありませんので、その場合は点数が若干低くなくても入っているという事例は実際にございます。

**○おくの委員** 申請者数がここ数年あまり変わっていないので、それほど変わらないだろうということをご前提に話を進めたいと思います。

先ほど挙げた事例、この方は74歳ですので、75歳以上の人にしか先ほどの年齢での点数はつかないことになっております。それで、この方にも年齢の観点から点数は1点もつきません。そうしますと、あまりというかほとんど、私が相談を受けているこの方の入所はほとんど望めません。

そしてもっとより端的な例を挙げますと、この予特で昨年我が党の鈴木ひろ子委員が挙げた例の方ですけれども、47歳で突然脳梗塞で倒れられて、入院中に再発作を起こし両手足が麻痺して要介護5になり、全介助の寝たきりの方がいらっしゃいます。両親はお父さんが88歳、お母さんが78歳で、ともに病気を抱えていらっしゃいます。自宅介護が不可能で特養ホームに申し込み続けています。どんなに重度で自宅介護が無理でも、結果として品川区内の特養ホームには入ることができていません。やむを得ず神奈川県内の有料老人ホームに入っています。品川区に相談しましたが、そういう結論となっています。有料老人ホームですから月30万円かかって、今も入っています。いつまで払い続けられるかわからないという例です。

結局、これらの方は年齢要件、75歳以上にしか点数がつかないという年齢要件が非常に障害となって特養ホームに入れないということになっています。特に47歳で脳梗塞になられた方の例は明らかに深刻です。昨年も申し上げましたが、この方は生きていく意味がわからない、自分で車椅子に乗れたら、そしたら屋上に行って飛びおりたいと、でも自分で死ぬこともできないとまで訴えられています。そこまで思い詰められているのです。特養ホームは、まさにこういう方のためにある制度ではない



でしょうか。それなのに、年齢要件のために特養ホーム入れません、はじかれています。

そこで伺います。この方が特養ホームに入れないという結論というのは明らかにおかしい。全介助で、ご両親は78歳と88歳、自宅介護は不可能、寝たきりです。それで有料老人ホームに入らざるを得ず、月30万円も負担せざるを得ない。これからずっとです。今、48歳ですから、もう何十年もその生活を続けざるを得ません。これは明らかに不当な結論ではないでしょうか。このような方のためにこそ特養ホームが必要だとお考えにはなりませんか、この点をお伺いいたします。

**○寺嶋高齢者福祉課長**　今までご入居いただいた方の事例としましては、75歳未満の方が特養ホームに入っている事例も多々ございます。それから、先ほど言った点数化される要素の中に介護期間というものもございます。それからあともう一つ、今のお話の中で一番重要なのは医療が必要かどうかというところの判断もありまして、医療が必要な方は医療機関で一定期間きちんと治療を受けていただいた上で、まず安定した状態での判断ということになります。そういったことを加味しましての入所調整会議となっております。

一般的に緩やかに介護度が進んでいく場合の方につきましては、在宅から最終的には施設という、こういった流れもございますけれども、私ども特に相談をいただく方で一番多い事例としましては脳梗塞等で突然介護が必要になった場合の方です。それまで介護というものと全く縁がなかったご家族の方が突然慌てて、介護ということに対する知識が全くないという状態でご相談をいただきます。我々としては、まずこういった方はきちんと医療機関で治療を受けていただいて、一定程度回復された状態を見てからということでご介護期間というものが定められていると、このように認識しているところでございます。

それから、そういった介護に対する知識がないという、ご家族の方も実際にそうおっしゃっていますので、そういった方についてはどういった介護サービスがあるかということをご説明をするのも私ども役割だと考えております。特養ではなく、ご本人にとってももっとふさわしいサービスというものも多々ございますので、そういったものをきちんとご説明した上でご理解、ご判断いただくというところが重要だと考えております。

**○おくの委員**　多々ご説明いただきましたけれども、私が伺っているのはこの方のことです。この方には医療は必要ありません。この方が、まだ50歳にもならないこの方が特養ホームに入ることを希望しながら有料老人ホームに入らざるを得ない。このままだともう何十年も有料老人ホームの生活を続けざるを得ないというのは不当なことではないかとお考えにはなりませんかと、そういうふうにお伺いしたのです。いかがでしょうか、お答え願いたいと思います。

**○寺嶋高齢者福祉課長**　先ほど申し上げたとおりですけれども、1点補足させていただきますと、まず有料老人ホームからでも特養ホームへの入所申し込みは可能でございます。その方の状態がまた変わったりとか、より特養ホームの優先順位的に、審査的に点数が上がるような状態になれば、当然申し込みをいただいて特養に入るということも可能ですので、未来永劫その状態かどうかというのは判断し兼ねるところでございます。

**○おくの委員**　75歳以上でなければ点数は上がらないわけです。だから年齢要件のために阻まれているわけです。この状態は不当ではないでしょうか。

**○鈴木（真）委員長**　次に、藤原委員。

**○藤原委員**　243ページ、子どもの未来応援事業から、これはふるさと納税を活用したガバメントクラウドファンディングだと思うのですが、改めて寄附金額、寄附者数、区内・区外の内訳を教

えていただきたいのと、プレス発表にも来年度の話が出ていますけれども、来年度はどういう形になっていくのか教えてください。

**○三ツ橋子ども家庭支援課長** 子どもの食の支援、ガバメントクラウドファンディングでございますが、今年度、ふるさと納税を活用したものでございます。事業に賛同した多くの方から寄附を集めることができました、寄附金額は557万3,073円集まりました。155名の方から寄附をいただいております。内訳でございますが区内は56名、区外99名。557万3,073円の内訳でございますが、区内は157万3,000円、区外は400万73円となっております。

プレス発表いたしましたけれども、今年度は目標金額300万円といたしておりましたが、来年度につきましては500万円と寄附金額の目標を上げさせていただいております。

**○藤原委員** こういうふうに応援してくださる方がいて、素晴らしい事業だと思うのですが、これを継続していただきたいと思います。この事業は子ども家庭支援課から子育て応援課にかわるのですか。子育て応援課というのは聞いたことはないですけれども、でも事業はこの子育て応援課に継承していただけるのですか。

**○三ツ橋子ども家庭支援課長** 来年度でございますけれども、児童相談機能強化のため子ども家庭支援センターが課として設置されますので、その関係で子ども家庭支援課から子育て応援課に課名が変わります。そちらの業務内容につきましては、業務内容は一切変わりませんので、今回のガバメントクラウドファンディング、ふるさと納税を活用した食の支援でございますが、こちらは子育て応援課が引き続き事業を実施してまいります。また、そのほか子どもすこやか医療費助成、ひとり親家庭相談など子育て事業の推進に向けて頑張りますので、よろしく願いいたします。

**○藤原委員** 頑張ってください。ただ一つ、あまり内容は変わらないのに課の名前が変わってしまうのはいかがなものかと私は思うのです。なぜかという、プレス発表もしているし、たまっていなければいいのですが、封筒でも何でも印刷物、名刺、そういうものも全部廃棄しなければならない、そういうことを思うと、変えないで済むならば課の名前は変えるべきではないと私は思っております。私自身、区の代表の3777-1111にかけて課名を言うときに、「あの、あの」と出てこないときがあるのです。この辺も、課の名前はなるべく変えないで済むなら変えないほうがいいと思っているのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

**○三ツ橋子ども家庭支援課長** こちらにつきましてはさまざまな状況がございますので、子ども家庭支援課から子育て応援課に課名変更となっております。

**○藤原委員** 課の名前が変わっても、区民を思って、子どもたち守って頑張りますということのお話をいただけたので、安心してこれからも任せていきたいと思えます。

次は211ページの成年後見制度なのでございますけれども、ここは成年後見制度利用促進の基本計画というのが出ていますね。私は成年後見制度について毎回、トラブルはありませんね、事故はありませんねと担当課長に伺ってきて、その答えは「ありません」と、「しっかりきちんとやっています」ということなのですが、なぜ今になって基本計画を策定していかないといけないのでしょうか。このまましっかりやっていけば、私は何の問題もないと思うのですが、経費を使ってそれをする理由を教えてください。

**○大串福祉計画課長** 成年後見制度の利用促進基本計画に関してでございます。こちらにつきましては、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律というものが制定されておまして、それに基づいて各市町村において基本計画を策定してくれということで要請をいただいているところで、それ

に基づきまして来年度、私どものほうで利用促進計画を策定していこうというものでございます。

この法の趣旨は、基本的にやはり成年後見制度がなかなか利用されていない状況を踏まえて、各区市町村で利用促進を図るようというところで計画を進めろというところで、国からの要請を受けて策定するものでございます。

**○藤原委員** 国を引っ張るぐらいの施策を品川区はしていたわけですが、成年後見については。これは日本の国の中で評価も高いことだし、評価も高い自治体だと思っておりますが、今、伺って、やらなければいけないからやっていくという思いもあるとは思うのですけれども、今まで何の事故もトラブルもないわけですから、引き続きこの施策はやっていっていただきたいと思っております。

次に217ページ、外国人の人材なのですけれども、これは介護の職務内容に対して賃金が低いことを何回も私は申し上げてまいりました。事ここに至っては外国人も採用しなければ介護の仕事が成立しない、定員が足りないということでこの施策というのは出てきたのでしょうか、教えてください。

**○寺嶋高齢者福祉課長** 介護現場の人材不足については、このところ数年間の課題となっておりますけれども、必ずしも外国人を雇わないと成り立たないかというその1点に着目したわけではなくて、これは施設のほうもやる気があって優秀な人材であれば、特に国籍は問わず働いてもらいたいという声も多々出ております。その辺も加味しまして、品川区としてはまだ外国人材の受け入れを進めているところがほとんどありません。それに対して、他の自治体ではかなり先進的にやっているところも多くございます。この辺の情報を今年度収集しまして、来年度の予算案として計上させていただいたところでございます。

**○藤原委員** 私は、これは賛成はしていないのです、できない。というのは、グローバルという言葉で外国、外国人、いや、外国人の方もすばらしいと思いますよ。でも有効求人倍率を見ると、課長、介護というのはパーセンテージが物すごく高いですよ。つまり、介護職というのは来ないわけです、賃金が安いから。どう考えたって安いですよ。私も直接介護士の方から源泉徴収票を見せていただきました。そしたら、その方は大体300万円でした。でも、300万円でもいいほうだというお話をちょうだいしました。せつかく人が足りない、外国人の方はすばらしいけれども、外国人の方という形をお願いしなくても、人が足りないのだったら事業所等は給料を上げていくのですよ。賃金を上げないと人は集まらない。でも、こういうお話をすると必ず言われるのは、それは保険でしているからしょうがないと。そこをどうか知恵を出していただいて、特養をつくっても、介護士がいなければ運営できないのですよ。そして、私もそうだけれども、いわゆる仕事に対しての賃金というのがあります。だけどあまりにもあの仕事の内容に対して、いや、具体的に伺っていますよ。でもここでこういうことも、こういうことも、ああいうこともというお話はしません、皆さん、担当として介護士がどれだけ大変で、どれだけ精神的にも追い詰められて、そのときにいろいろ考えていく中で、やはり賃金というのは大事ではないですか、お給料というのは、決して高いお給料ではない。平均のお給料、民間の給料は400万円台ではないですか。その中で、それにできるだけ近いお給料にしていってあげるということ、これこそ行政がやる仕事ではないでしょうか。知恵を出して、バサッと保険でという形で切らないで、知恵を出してどうにか本当にやっていてよかったと、従事してよかったという介護士の方たちが多く品川区にいてもらいたいと思っております。しょうがないと、我慢しなくてはしょうがないよと、明るく楽しくお仕事についていただく、それこそが介護であり、介護をしてよかったと思っていきたいと思っております。お金のことばかりお話する、お金だけではないでしょうと、そのとおりです。だけど、やはりその方たちの生活というのはありますから。だって介護士の方たちの夫婦のお給料で品川区におうち

を1軒持てないではないですか、大体。やはりそうやっていくというのが行政がやる仕事だと思うのですが、課長、バサッと保険ですからと切らないで、ぜひ前向きな答弁をいただきたいと思います。

**○寺嶋高齢者福祉課長** 勤続年数とか年齢に全然によってそれぞれ給料の金額が違いますので、一概に高い、安いというのをこの場で申し上げるのは大変難しいのですけれども、仕事の内容としてとても大変な仕事をやっていただいているということに関しましては、心底そのように思っております。大変ありがたいと思っています。区も全面的に支援していく必要があるかと思っております。

それから、今、保険制度の問題というお話がありましたけども、昨年10月から特定処遇改善加算という制度が始まりまして、1人当たり8万円以上の給料アップができる人を1人設置するか、もしくは年収で440万円を超える職員が必ずいるようにするという制度なのですけれども、区内の法人に確認したところ、440万円を超えている職員が複数いまして、特定の1人だけ8万円アップするとモチベーションの関係があるので、440万円を超えている人は例えば一律2万円ずつのアップをするとかという方法としてこの特定処遇改善加算を使っているという法人が多くいると聞いております。そういうことで言いますと、先ほども言いましたように勤続年数等の違いはありますけれども、一定程度の収入を得ているスタッフもそれなりにいるというところは、まず1点、申し上げたいと思います。

それから、ほかの自治体と比べて品川区の場合は、例えば特養とかデイサービスに対する運営支援費、それから小規模多機能のサービス事業所に対する生活相談員相当の件数助成、それから要介護度改善ケア奨励事業と言いまして、要介護度が下がった場合に対する月額奨励金、こういったもので法人を全面的に支援しておりまして、他の自治体よりもそういった意味では手厚い支援をしていると思っております。

**○藤原委員** 処遇改善のお話が出ましたが、本当に処遇改善のシステムというのは複雑なのです。単純ではないのです。本当に複雑、金額を出すのは。だから底上げすればいいのです。底上げして最初のスタートの給料、賃金を上げてあげればいいのです。いろいろなものがありますよと言うけれども、もっと単純に、明確ではあるのだけれども単純に誰でも利用できて、だって、それだったら人が集まらないわけがないではないですか。だから介護士、本当に長寿社会が来る中で、あの方たちがやってくださらなかったら、これからまた介護離職とかが増えてしまいます。そして本当に一生懸命やってくれている、そこに応えていくというのは、これは行政の仕事ではないですか。もう一回、やっています、ありますではなくて、そういう意味も含めてぜひ答弁していただきたいと思います。

**○寺嶋高齢者福祉課長** 介護報酬との兼ね合いがありまして、なかなかストレートに人件費等々という形で対応するのは非常に制度上困難な部分がある、これは残念ながらあります。それで、先ほど申し上げたのは、そういうことを踏まえた上で各施設、法人に対していろいろな形で支援費等をお出しして、それで結果的に処遇の向上に努めていただくように全面的にできる範囲での支援をさせていただいていると、こういう状況でございますので、区としては今後もしっかり支援を続けていきたいと考えております。

**○藤原委員** 私の一般質問で再質問をしたときに、福祉部長から、給料だけではなくて総合的に上げていきますという答弁をいただいたと思っています。これからも、この件に関して私はずっと、ずっと議員でいるうちは追っていききたいと思っておりますので、どうか喜んでいただける職場環境と一緒にしていきましょう、よろしく願いいたします。

**○鈴木（真）委員長** 次に、吉田委員。

**○吉田委員** 私からは、最初は高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉全体に関連して、コロナウイルス

対策のマスクの件を伺いたいと思います。次に、221ページの障害者福祉費の中から基幹相談支援センター運営費、229ページからは高次脳機能障害相談。障害者のほうは231ページの障害児者の福祉計画にかかわると思うのですが、高齢者福祉にはちょっと見つからなかったのですが、ケア者支援のことを伺いたいと思います。それで、243ページからは未来を拓く学習支援と学習支援ボランティア事業、同じページで子ども食堂開設・運営支援等について、時間があるところまで伺います。

最初にマスクのことです。総務費の質疑で、コロナウイルス感染予防のため区が備蓄しているマスクが医療機関に提供されたと伺いました。高齢者施設でも、それからその他のいろいろな施設で不足しているところはあると聞いていますが、そこへも提供されているのか伺いたいと思います。

東京全体の生活者ネットワークとしては、東京都へ都が備蓄しているマスクを、高齢者は重症化しやすいということに着目して高齢者施設や介護事業所に配布するように、早急に市区町村と協力するよう要請を申し上げました。東京都へは、品川区のほうからそういう東京都の備蓄のマスクなどを要請しているのか伺いたいと思います。

**○立川総務課長** マスクの東京都への要請でございますが、区としましては都に要請はしておりませんが、都のほうから既に東京都の備蓄分を放出ということで、品川区の割り当てについては近々持ってくるということで連絡を受けているところでございます。

**○松山障害者福祉課長** 障害者福祉課所管の分につきましては、東京都から23区全体で8万枚、1事業所当たり約90枚ということで、品川区内の放課後等デイサービスの事業所を基本とし、児童発達支援の事業所等へも配布可能でございますということで、明日、職員が手分けして各事業所に配布する予定でございます。

**○廣田子ども育成課長** すまいるスクールには東京マラソンで使用しなかったマスクと消毒液ということで、学童用ということで一部提供を受けているところでございます。

**○寺嶋高齢者福祉課長** 高齢者福祉施設に関しましては、とりあえず今月15日までは在庫は大丈夫だということで調査がまとまっております。ただそこから先については不足が生じるという見込みの報告を受けておりまして、これは数字を把握しまして、区の中の庁内会議に報告させていただいて、今、対応を検討しているところでございます。

**○吉田委員** わかりました。全体として限りがあるとは思いますが、それぞれ必要などころに配分されるよう強く要望しておきます。

次に、221ページの基幹相談支援センター運営費です。昨年と同額の予算立てになっておりますが、基幹相談支援センター運営費について事項別説明資料を見ると、実にさまざまなものが含まれております。その中から3点伺いたいと思います。

最初に、政策予算の中に障害児者の包括支援相談体制整備促進事業として、在支に併設した事業所において障害者の計画相談を行うことで包括的な相談支援体制を整備するとあります。さらに詳細を見ますと、相談支援体制の強化として在支に予算立てされている分と、民間事業者に予算立てされている分があります。私の読み違いでなければ次年度は民間事業者を1事業者増やす予算と読み取れるのですが、今年度行ってきた事業をどのように評価して次年度につなげようとしているのか伺いたいと思います。障害児者の包括的な相談支援体制の強化と書いてあるのですが、障害児の相談支援体制につながっているのか、その辺の実績も伺いたいと思います。

**○松山障害者福祉課長** 委員からご質問がありました包括相談支援体制の予算についてお答えいたします。今年度でございますけれども、在宅介護支援センターに併設する高齢障害の方、あるいは高齢に

なる手前の障害者の方、あるいは2号被保険者の方に対応するような特化したようなタイプのものが2事業所できました。また、民間のほうも4事業所できております。今年度といたしましては6事業所増えたということになりますので、かなり民間、在支とも区からの移行、あるいは拠点からの移行ということで計画相談を順次増やしているところでございます。

子どもに関しても同じように増やしているところでございますが、子どもの場合ちょっと難しいのは、区の障害者福祉課が児童の計画相談を一手に受けていたために、そちらからの移行というのが、やはり皆さん区役所を頼りにしているので難しいところでございますが、順次移行しているところでございます。来年度につきましても在宅介護支援センター2カ所、それから民間4事業所、あわせて6事業所、今年度の倍ぐらいに増やしていこうと思っています。

**○吉田委員** 計画相談、基本的にはやはり高齢者と、その手前の方たちに向けたところをやっているということ。障害児のことについてはそれまで、それまでというか今も障害者福祉課が一手に担っているということで、当事者の方にはしてみたら何か安心感があるのかもしれませんが、やはり制度の客観性とかそういうことから見れば一考していただくのが必要だと思いますし、それを望んでいる障害児の保護者の方もいらっしゃいますので、ぜひその辺は次のステップに続けていただきたいと思います。もともと計画相談の窓口をふやすことで一般相談が丁寧に行われるようになるということを目指していると認識していますので、その辺のことも忘れずに一般相談の相談能力も上げていただきたいと思います。

それで次の質問に入りますが、障害者相談支援システムネットワーク整備として基本構想の検討委託が次年度予算立てされております。どういうシステムを構想しているのでしょうか。どういうところにどういう形で検討の委託を行うのか伺います。

あわせて、今年度の当初予算の政策予算の中に、障害者福祉相談窓口の充実として障害者福祉相談員、月12日の報酬があるのですが、次年度は見当たらなかったのですが、これは私の見落としでしょうか、それとも何か削る理由があったのでしょうか、伺いたいと思います。

**○松山障害者福祉課長** 私のほうから初めにシステムのネットワーク化についてお答えいたします。290万円の部分ですけれども、障害者福祉課は、例えば庁内あるいは外部の関係機関ともつながっておりませんので、非常に業務が煩雑化しているということと、相談が迅速に行えないということが課題となっております。どこまで外部と庁内との連携がとれるシステムが構築できるのかということにつきましては、来年度は基本構想ということで、業者に委託して区と一緒に考える予定でございます。

それから、2点目の相談員の月12日の報酬というところでございますけれども、相談機能強化専門員としては123万円を来年度につきましても計上させていただいておりますし、会計年度任用職員の部分でも相談が行えるようにということで今、計画しているところでございます。

**○吉田委員** 障害者相談支援システムネットワークの考えていらっしゃることはわかりました。本当に障害者の相談だけではないと思いますけれども、庁内のほかの課とつながっていないとこれは解決できないと思うことが多々あります。障害者福祉の予算に計上されていますけれども、ほかの課と連携しながらということで大きな構想につなげていただけるといいかなと思います。これは要望として、ぜひそういう方向で検討していただきたいと思います。

障害者福祉相談員の件は私の見落としでしょうか、どこかに別の形で計上されているということで理解いたしました。

次の質問にいきます。229ページの心身障害者福祉会館運営費の中に高次脳機能障害相談というのがあります。お問い合わせしたところ、専門的な相談に対応できる相談員を置いているということです。ただ、事務事業概要を見ても実績がよく読み取れません。今までどれぐらいの相談実績があるのか伺いたいと思います。どういう形態、一回一回申し込んで相談するのか、それともある程度1つの相談をしたら継続して何回かで解決、解決というのはどの辺かわかりませんが、解決に至るまでの相談ができるのか、その辺のシステムについても伺います。

**○松山障害者福祉課長** まず、心身障害者福祉会館の高次脳機能障害の方の実績についてお答えいたします。平成30年度の実績ですけれども、相談の実人員は55人です。電話相談が延べ690件、それからサポーター養成講座というのを5回実施いたしまして、これは相談員が講師となっております。参加者数は延べ43人ということでございます。こちらの方々につきましては、例えば事故等で受傷された方は病院からご相談が参ります。その後、高次脳機能障害にかかわる検査が行えるというのはこちらの相談員だけでございますので、記憶や注意力、あるいは空間処理等の機能の程度を評価いたしましてご本人やご家族に伝えたり、あるいは最終的には自立訓練、あるいは就労移行の支援につながるという役割も持っております。また、城南ブロックの高次脳機能障害の拠点病院の荏原病院と連携しまして、高次脳機能障害の症例検討会等を実施している仕組みになっております。

**○吉田委員** 平成30年度の実の数字が55人というのは、この55人はみんな専門的な相談に対応できる方の相談を1回は受けたと理解してよろしいでしょうか。何か後のほうのご説明を聞くと、やはり最初に高次脳機能障害の状態を把握するために専門的な人のチェックが必要と理解したのですが、それでよろしいでしょうか。

**○松山障害者福祉課長** 高次脳機能相談の中身の部分でございます。相談の実人員ですけれども、この相談につきましても、拠点相談支援センターでももちろん高次脳機能障害の方の相談をお受けしております。そこから検査が必要だということであれば、この相談員につながる方もいらっしゃいますし、病院のほうから直接検査評価をしてほしいということでこちらの相談をお受けになる方もいらっしゃいます。55人の方が受けているということでございます。

**○吉田委員** わかりました。高次脳機能障害についてはなかなか認知度が高まらない、そういうときから当事者のご家族の方が頑張って活動して少しずつ認知されるようになって、支援も増えてよかったですと思っております。専門家による相談は多くの人が望んでいると聞いております。今は最初の検査の段階ということですが、これから拡充していく中でもっといろいろな当事者の希望に沿った有効な相談が行えるよう、相談者から満足度などを聞き取りながら次のステップに進んでいっていただきたいと思っております。これは要望しておきます。

次に、高齢者福祉と障害者福祉全般からケア者支援について伺いたいと思います。昨年的一般質問で介護離職とダブルケアの実態把握、それからヤングケアラーの実態把握について質問したところ、介護保険計画のアンケート調査を今年度行う予定で、その中で検討するという趣旨のご答弁でした。実態把握はどのように進んだか伺いたいと思います。

また、障害者福祉に関する当事者へのアンケートが昨年度に実施されましたが、その中に「あなたの年齢」と、「あなたの介護者は誰ですか」ということをそれぞれ問う項目があります。その答えをクロスチェックすれば、ある程度ヤングケアラーを拾い出せるのではと思って障害者福祉課にクロスチェックの要望を出しました。これは窓口で要望しました。クロスチェックをどのように行うかはこれから検討ということでしたが、検討していただけたのでしょうか。これらの実態把握はどのように進んでいる

か、それぞれ伺います。

**○寺嶋高齢者福祉課長** ダブルケアの関係の情報収集、実態調査ということで、今までは例年、給付通知をお送りするときにモニタリング調査ということでアンケート用紙をお送りして、おおむね3年間で全員から回答をいただくということでやっておりました。この中で今年度、令和元年度に実施したモニタリングアンケート調査の中に、今までなかった項目で「あなたは子育てをしていますか」とか、「子育てしながら介護していますか」といった項目を加えさせていただいたアンケートを送付したところです。現在、集計中ですが、速報というか自分の目で確認した範囲では、おおむね1割程度の人が子育てもしているというところにチェックを入れたと記憶しております。

**○築山障害者施策推進担当課長** 障害者福祉課のほうでは、第6期品川区障害福祉計画および第2期品川区障害児福祉計画策定に当たりまして基礎調査を実施したところでございます。現在、その統計分析等を行っているところでございますが、アンケート項目に介助者の年齢や状況等がわかる部分がございますので、そのあたりも含めて現在分析、集計しているところでございます。

**○吉田委員** 高齢者のほうは、ダブルケアの実態が進むのはとてもよいかと思えます。ただダブルケアも、今は子育てと介護ではないのです。いろいろなダブルケアがあって、トリプルの方とかもいらっしゃると思います。そういう実態把握を進めていただきたいと思います。

障害者福祉については年齢を聞くところを入れたということで、ぜひ洗い出しをお願いしたいと思います。

高齢者福祉のほうも、もし後でご答弁があれば伺います。

現在、埼玉県では全国初となる仮称ケアラー支援条例が検討されています。議員提案での上程を目指していて、現在、プロジェクトチームで議論が進められていて、昨年12月に条例案についての進捗の報告を聞く機会がありました。埼玉県の場合、ケアラー支援にかかわる部署は6部、7課にわたることです。条例案の具体的な議論に入る前に、各部署への説明をまず行ったということです。ケアラーへの支援策は多くの所管にまたがざるを得ないということと、ケア者の困難な状況はこちらから掘り起こさないと顕在化しにくいというのが特徴です。特にヤングケアラーは行政に支援を求めるという発想までいかない人たちもいます。ぜひ、各部署でアンテナを高くしてケア者の状況を見つけて出す努力をしていただきたいと思います。さっきの高齢者のことだけをちょっと伺いたいと思います。

**○寺嶋高齢者福祉課長** 今回、ダブルケアというところに着目してアンケート項目を増やしましたが、通常のご相談の段階で、例えば老老介護であるとか、それからひきこもりの一定程度の年齢がいったお子さんがいらっしゃるとか、こういったことは地域包括支援センター、それから場合によっては支え愛・ほっとステーション等でも、そういったご相談をいただいた段階できちんとした支援につながるよう取り組んでいるところでございます。

**○吉田委員** 繰り返しになりますが、ヤングケアラーの場合、そういうご相談に行くという発想がないのです、若い方たちで。もっと年齢が低いと、行政に自分が行っていいのだという認識がない、だからそこはこっから掘り起こさないと難しいというのがこのヤングケアラーの特徴です。ぜひその辺をちょっと頭の隅にでもいいから置いていただいて、日々の掘り起こしというのに努めていただきたいと思います。

ほかのことは別の機会に伺います。

**○鈴木（真）委員長** 次に、松本委員。

**○松本委員** 本日は217ページ、高齢者社会参加促進事業、219ページ、高齢者福祉施設運営



費、249ページ、あと255ページと259ページにあるのですけれども、オリンピック・パラリンピック応援事業について伺えればと思います。

まず、高齢者社会参加促進事業についてなのですが、これは健康づくり・生きがい活動事業としていろいろ挙げられています。その中でふれあい給食というものがあるのですけれども、こちらの事業内容、開催頻度、参加者の声などの反響がございましたらお聞かせください。

**○宮尾高齢者地域支援課長** 私からは、ふれあい給食に関するお尋ねにお答えさせていただきます。ふれあい給食は、文字どおり学校の給食の機会をお借りして、そこに高齢者の方が行って給食をともにすることによって、例えば地域の昔話、こういったものを高齢者の方からお子さんにしてもらったり、あるいはなかなか遊ぶ機会が少なくなってきたような昔の遊びですとかそういったものをお伝えする、こういった世代間の交流、触れ合いの場ということを趣旨といたしまして実施しているところでございます。

今年度は12月末現在で実施校、28校のご協力をいただいて実施しているところでございます。例年大体30校程度でご協力いただいて実施しているところでございます。

利用者から、高齢者の方あるいは生徒の方からは、ふだんなかなか接する機会のないことが経験できる、あるいはいろいろな話が聞ける、経験ができるということで大変いいお声をいただいているところでございます。

**○松本委員** かなり開催していただいているということで、いいことだと思います。

継続的な接点というか、1回だけやりましたということだと、それはそれでイベントとしては大事だと思うのですけれども、そういうことで、一度一緒に接点を持った、給食を一緒に食べたような児童とシニア世代の方たちがその後も継続的に交流するというようなことはあるのでしょうか。

**○宮尾高齢者地域支援課長** ふれあい給食事業に関しては、残念ながら単発でといいますか、基本的にはその1日限りということになってしまっているところではございますが、私どもでゆうゆうプラザという施設、高齢者の方が多世代の方と交流できる施設ということで今、整備を進めさせていただいているところでございます。こちらのほうも引き続き内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

**○松本委員** 高齢者と若い世代の交流というのはすばらしいなと思うところなのですが、一方で、現代社会は世代間の断絶というところがかなり大きいと考えておりまして、かつては歌謡曲とかプロ野球とか世代間にまたがったの話題はあったのだと思うのですが、私なども30代後半ですけれども、今は5年、10年下の世代となるとなかなか話題が合わない、もう場合によっては言語が違うとか、言葉もなかなか、その単語は知らない、みたいなのがよくあるのですけれども、そうすると、年齢が広がれば広がるほど、その分、話題の合わないというようなこともあるのではないかと思います。交流する中で話が合わないかもしれないといった懸念というか、不安のところを払拭する上では、何か工夫はされていますでしょうか。

**○宮尾高齢者地域支援課長** 確かに委員おっしゃるとおり、かなり年が離れた方たちが一堂に会して話をするというところでは、話がなかなか通じにくいというお声もあることは事実です。ただ一方で、繰り返しになってしまいますが、ふだんなかなか機会のない、例えば核家族化が進んでいる中でそういった年の離れた方との接点がふだんなかなかないお子さんにとって、ご高齢の方の昔話だったり、いろいろな人生経験のある方たちからのお話というのはためになったというような親御さんからのお話も多数いただいておりますので、こういった声を大切にしながら今後の運営に反映してまいりたいと思っております。

**○松本委員** お子さんにとって本当にいい機会だと思います。一方で、シニア世代の方たちにとっても、もっと小さい子と触れ合いたいというか、もっと言ったらお孫さんと本当はコミュニケーションをとりたいというニーズはあるのではないかなと思うのです。ここはなかなか難しいという話を私も地域から伺っていて、ここはなぜかといったら、デジタルデバイドという言葉がありますけれども、インターネットとかスマートフォン、ここの部分が結構大きいのだろうと思います。今の子どもたちに手紙を書きましようと言ってもなかなか書かない、書きなさいと言って書くことはあっても、それを継続できるかといったら、もうそういう時代ではないと思っています。

それで、コミュニケーションをどうやって円滑にしていくかというところが大事で、そこは別の款でまた後日扱うのですが、世代間のギャップというところで言うと、今、香川県でネット・ゲーム依存症対策条例という議員立法が制定されようとしていまして、この名前だけ聞くといいのですが、実態は子どもたちのゲームとかスマホの時間を制限しようみたいな条例で、若い世代から物すごい反対が出ているわけです。一方で、四国新聞とかの世論調査を見ると、世代が上がると賛成がふえているということで、このあたりは、昔からゲーム悪玉論とか、最近はスマホ悪玉論もあるのですが、世代間で結構見解が変わっている。これは、深いところでいったら理解できなくて不安なのだというような思考というものも結構シニア世代にはあるのかなと思うのです。

ちょっと話が迂遠になってしまったのですが、いずれにせよ世代間のコミュニケーションギャップというのをどう埋めていくのかというところが大事だと思っていまして、当区におきましても、いきいきラボでシニアに易しいパソコン・タブレット教室ということをやっているかと思えます。これを見ていると、パソコンの使い方とかタブレットの基本を学ぶということはあるのですが、コミュニケーションに特化した考え方というか、コミュニケーションを意識した視点というのがこちらにあるのかなというところを伺えればと思います。

**○宮尾高齢者地域支援課長** 私からは、いきいきラボ関ヶ原で実施しておりますパソコン・タブレット教室についてお答えします。こちらは、基本的にはシニアの方たちに便利なものとして情報通信端末を使えるようになる、そのハードルを下げる一助となればというところで開催しております。こちらは大変好評をいただいております。以前はやはりパソコンが中心だったのですが、最近はタブレットもメニューに追加させていただきまして、好評をいただいております。ただこちらに関しては、今現在では操作方法、そういった手段を、スキルをアップさせていこうというところをメインにやらせていただいているところでございます。

**○松本委員** これは広報のところを見ても、メールの使い方というのは出てきたりするのですが、もう今の若い世代はメールも使わないのです。SNSでコミュニケーションをとっていたりするので、そのあたりは意識していただければと思います。これは要望でございます。

今のところは、以上です。

ちょっと時間がないので次にいきますと、オリンピック・パラリンピック応援事業なのですが、これは当初予算案のプレス発表資料を拝見いたしますと、区立保育園の東京2020大会機運醸成というようなものがあがっております。これは区立保育園と限定されているのですが、これを区立に限定されている趣旨というのはどういうことでしょうか、お願いします。

**○佐藤保育課長** プレスの編集の単位なのですが、保育課ということで区立保育園に特化したものを書いておまして、内容といたしましては実際に観戦するときの熱中症対策経費と、実施競技の体験教室とか英語体験も一定やりますので、その辺を書いているところでございます。

○松本委員　　そうなのです。区立がまず書いてあって、私立のほうも予算説明書を見ると一応予算は上がっているのですけれども、これは当区の場合もなかなか認可に入れないご家庭がある中で、こうやって認可に入れている人たちにはこういった応援の支援があるけれども、結局実際には認可に入れないという方たちがいるというところで、認可外の方たちに対して、区民の公平性というところからどうなのかなということもあるのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○大澤保育支援課長　　オリンピック・パラリンピックの……。

○鈴木（真）委員長　　会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時02分休憩

○午後1時00分再開

○鈴木（真）委員長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。芹澤委員。

○芹澤委員　　私からは243ページ、しあわせ食卓事業、関連して坂井市との連携について、時間があれば265ページのフードパントリー事業について伺います。

まず、しあわせ食卓事業について伺います。今年度から新事業としてしあわせ食卓事業をスタートされたということで、目標300万円のところ、550万円余りの寄附が集まったという記載があります。ひとり親家庭を中心として、いわゆる生活困窮家庭への食料の配布をするという事業だったと思いますが、この300万円の目標額に対して550万円という結構大きな額が寄附されたわけですが、もともと区が想定していたひとり親家庭を中心とした貧困家庭の世帯数というのがどれぐらいあって、300万円から実際は550万円に増額になったということですが、その目標世帯と実際に配布された世帯がどれほどあったのかをお聞かせください。

それともう一点、この事業がそもそも食事、食料を配送するというのが支援のゴールではなくて、これがきっかけに就労支援であったりとか学業、あとは住居等の支援をするというような事業だったと理解していますが、それを実際にやってみてどのような成果があったのか、もしくは何か課題が見つかったのかもあわせてお聞かせください。

○三ツ橋子ども家庭支援課長　　しあわせ食卓事業についてでございます。こちらは子ども食の支援事業として、子ども食堂のような場所に行けないひとり親家庭等に食品を配送する事業でございます。こちらにつきましては、目標について、対象世帯は児童扶養手当の方を対象としておりますので、約1,500世帯の方に通知をいたしました。周知をいたしましたところ、こちらは申請制度でございますけれども、食の支援が必要だと思われた方々からの実際の申請は約300世帯となっております。こちらについて、今、私どもが考えている部分については、やはり現段階で食の支援を求めている、その申請の段階で食の支援を求めているという方がそのぐらいの世帯だったのだと捉えております。しかしながら、確かに1,500世帯という部分でございますので、できる限りいろいろな周知を徹底していきたいと思っております。

また、こちらのしあわせ食卓事業でございますが、食の支援をする、食品を配送する事業でございます。今まさに最終調整をしているところでございます。したがって、まだ食品が届いていない状況でございます。

そして、申請のときにいろいろなアンケートをとっておりまして、しあわせ食卓事業について、支援はすごくありがたい制度だと皆様、申請の方からはそう言われているところでございます。

○**芹澤委員** そうすると、300万円のもともとの目標額は当然達成されて、これから食料が配送されるということですが、想定していたよりも多い食料、もしくは高品質のものが送られるというような認識でよろしいのでしょうか。

○**三ツ橋子ども家庭支援課長** 300万円の目標のところ、実際は557万円余となっております。こちらにつきましては、ひとり親家庭のしあわせ食卓事業以外に子ども食堂への継続支援というものもございますので、そちらを差し引いた部分を支援してまいります。実際に300万円のところが500万円ですので、品数等々、またさまざまなことを検証しながら食品を配送していきたいと思っております。

○**芹澤委員** やはり配送するものがもともと食料ですから、食品ですので賞味期限等もあるということで、非常に多くの食料を押しつけてしまっても逆に悪くなってしまいうのが非常に難しいところだと思います。

限られた財源の中で生活困窮者の世帯への支援ということで、限られた財源ですから幅を広げれば深さが浅くなってしまいますし、深さをさらに深めれば幅が狭くなってしまいうが大変難しいものかと思いますが、この事業の目的として、今お話があったように、これがただのきっかけというか、きっかけにして就労支援だったりさまざまな支援を行い、自立をさせるというのが目標だと思っています。そういった意味では今、300世帯が今年度は配布予定ということで、来年から目標額も大きく引き上げられるということですから、ぜひこれは幅を広げていただいて、また周知方法もさまざま考えていただいて、生活保護等もそうですが役所のお世話になる、行政のお世話になるということを少しハードルに思っている方々もまだまだいらっしゃるかと思いますが、ぜひそこは引き続きご支援を拡充していただければと思います。

関連して、坂井市との連携について伺います。ふるさと納税を扱うホームページのふるさとチョイスというところに、私もちょっと日時がわからない、恐らく昨日の夜のお知らせなのかなと思うのですが、新型コロナウイルス被害による品川区食卓事業支援というものがホームページに掲載されていました。これは7,000円以上の寄附を福井県坂井市に行くことで、寄附した方に返礼品が届くわけではなく、坂井市産のコシヒカリ5kgがしあわせ食卓事業を通じて品川区民に届くというような仕組みであると理解しています。坂井市とは昨年9月に特別区全国連携プロジェクトで連携の締結を迎えたばかりだと思いますが、まず、今回のおもいやり型返礼品プロジェクト、ギフトと寄附をかけて「きふと」と言うそうですが、今回のこのきふとに至った経緯を教えてください。

あと、坂井市とは当然初めてだと思うのですが、品川区が受け入れる、もしくは品川区が行ったきふとというのは前例があるのかも、あわせてお聞かせください。

あわせて、この今回のきふと品川区とのプロジェクトの中では、7,000円を1口として300世帯分ということで210万円分のしあわせ食卓事業の寄附が目標額になっているかと思いますが。来年度の目標額は、そもそもこのしあわせ食卓事業の500万円というのがあったと思います。この500万円とは別枠でこのきふとが動いていくのかもお聞かせください。

○**三ツ橋子ども家庭支援課長** こちらは坂井市が取り組んでおりますふるさと納税による思いやり型返礼品プロジェクト、きふとというものでございます。こちらの思いやり型返礼品というのは、寄附することで、自分のためではなく誰かのためになるというような趣旨でございまして、ふるさとチョイス対応のきふとというものでございます。こちらにつきまして、至った経緯でございますけれども、こちらのきふとというものを坂井市が実際に実施している部分がございます、ふるさとチョイスを通じて

品川区のしあわせ食卓事業という部分を坂井市がご存じでした。その中で、今回の新型コロナウイルスの関係でお米の流通がなかなかしにくいという市場全体のことを把握しておりまして、そのことを知った坂井市が実際に品川区に、このしあわせ食卓事業を通じてひとり親家庭へお米を届けてあげたいという思いによって実現したものでございます。

委員ご紹介の500万円、品川区の事業のしあわせ食卓事業と、こちらのきふとという部分に関しましては、きふとは坂井市のふるさと納税のものでございますので、品川区の事業とは関係ございません。

**○芹澤委員** このホームページにも、今、まさにおっしゃったような米の流通がなかなかできない中でウィン・ウィンになると坂井市のほうからも書いてあるのですが、どういった経緯であれ、品川区のしあわせ食卓事業にとっては非常に大きな、ありがたい事業でありますので、ぜひこれはどこかの形で、今現在では品川区のホームページ等ではこういった事業がありますよというのは書いていないかと思いますが、発送の時点なのか、どこかのタイミングで坂井市に対して感謝を表明できるような計画というのも考えていただきたい。あとは、坂井市からのふるさと納税で受け取る方もいらっしゃいますので、その方々へもぜひ周知というのをご検討いただければと思います。

**○鈴木（真）委員長** 次に、松澤委員。

**○松澤委員** 私からは211ページ、高齢者等地域見守りネットワーク事業、213ページ、認知症高齢者支援事業、221ページ、家具転倒防止対策助成、順不同にて質問いたします。

初めに、認知症高齢者支援事業についてお聞きいたします。東京都は、2020年度の最重点分野として活力の源泉は人だとし、教育や子育て、認知症対策といった施策で独自色を鮮明にし、都健康長寿医療センターが持つビッグデータ、そういうものを、AIなどを活用し認知症を研究するとありました。先ほどもご答弁がありましたけれども、品川区もさまざまな取り組みを推進し、支援が充実しておりますが、特に力を入れている、また評価が高い、そういった取り組みなどがありましたら教えてください。

**○寺嶋高齢者福祉課長** 高齢者福祉施策の中でも、とりわけ認知症につきましては介護保険事業計画の重点施策として位置づけております。力を入れている取り組みとしましては、まずは認知症を正しく理解していただくための普及啓発。それから、認知症に関する悩みを持った方が気軽に相談できる認知症カフェ。それから、徘徊高齢者を早期に発見するための見守りアイテム等に力を入れております。

とりわけ令和元年度の取り組みとしまして、成功事例といいますかうまくいった事例を1つご紹介しますと、地域活動課の生活安全担当と協力しまして、区内5警察の課長・係長級の会議を二度ほど開催いたしました。1回目は昨年ゴールデンウィークが大変長い期間のお休みでして、その早い段階で認知症の方が警察に保護されますと、警察に結構長期間いなければいけないという事態が想定されまして、その場合に区内の地域密着型ホームに至急保護して、安心してそちらで身元がわかるまでの間滞在していただくということの取り組みをお約束して、実施させていただいたということです。実際に保護された方の件数はなかったのですが、各施設は十分な受入態勢をもって準備をしていたという事例がございます。2回目の会議は、逆に保護してすぐ身元が判明した方を家族に引き渡す際に、区のほうで取り組んでいます見守りアイテム、アイロンプリントシール、キーホルダー等々のご紹介をさせていただいて、登録につなげたという実績がございます。

**○松澤委員** 見守りアイテム、これも大変効果的だというのは私もお聞きしていました。これは実際に当事者の話、私はみんなの談議所しながらという団体に属してまして、これはボランティアの方が集まって認知症の方、障害者の方、そうでない方、みんなと一緒に話をするという会なのです。その中で当事者のお話をお聞きしますと、やはり人のつながり、これにとっても刺激されます。環境によって左

右されてしまう、よき出会いは、よき人生となるという言葉が非常に印象に残っており、居場所づくりというのがとても重要なのだなと思いました。

つながり、環境、場所とキーワードに関連すると認知症カフェ、これが思いつきます。品川区における認知症カフェの取り組みは、11から20、だんだんと拡充している、広がりを見せていますが、どのような経緯で広がりがあったのでしょうか、教えてください。

**○寺嶋高齢者福祉課長** 認知症のお悩みを持った方がなかなかどういうところに相談に行ったらいいかとか、同じような悩みを共有した方とお話したいといった声を受けまして、もともと国のほうの制度ではあったのですが品川区もいち早く着手しまして、認知症カフェを広げていただくためにさまざまな団体様、例えば社会福祉法人であったり、医療機関であったり、NPOであったりと、こういうところに声かけしまして開催していただいたといった経緯がございます。現在20カ所、実際には医療機関でやっていただいているものを含めるとさらにあと4カ所ほどあるのですが、今、数が増えております。

あともう一つ特徴的なのは、これは荏原第二地区という旗の台あたりの地区になるのですが、こちらには町会が主体となってやっていただいているカフェが4カ所ほどございまして、当初は専門家がいないのでどうだろうかというご相談もいただいたのですが、実際に始めてみると大変敷居が低くて、顔見知りの方がいるので非常に相談に行きやすいということで、おおむね月一、二回程度を想定したのですが、最大で4回実施していただいているというようなカフェもあると聞いておまして、大変進んでいると聞いております。

**○松澤委員** 私も町会が主体でやっているとは知りませんでした。だんだんと拡充していく、これは認知症になっても住みやすいまちづくりがだんだんとつくられていることかなと感じております。

しかし、認知症というものは早期相談、早期診断というのがとても大切であります。しかし早期発見、早期絶望とやゆされるほど知識というものが一向に広まっておりません。認知症になったら何もできなくなる、異常な行動するなど間違ったイメージが広がっております。区が開催しております認知症サポーター養成講座などでも間違ったイメージを正しく理解してもらうために頑張っておりますが、例えば実際に活動しているその当事者本人がこれをお話ししたり、場所づくり、みんなの談議所しながわのように、これは実際に餅つきをこの前開催しまして、武蔵大学の学生さんが撮影してくれました。そのとき撮影したものをこの前見直したのですが、やはり皆さん生き生きとしていまして、当事者本人はもう自分の言葉などは忘れてしまっていたのですが、やはり自分が元気であることが見られることがすごい喜びだということで大変好評だったのです。そういった映像を流すとか、そういった取り組み、こういうものはありますでしょうか。

**○寺嶋高齢者福祉課長** 今、委員からご紹介いただきましたみんなの談議所、こちらにつきましては品川区の高齢者福祉課も今、連携ができておまして、いろいろな形で情報交換、情報共有を行っているところでございます。

それから認知症の当事者の方ということでは、過去に講演会を行った際に当事者の方に実際にご講演いただきまして、ご来場の方からも大変感銘を受けたという声をいただいているところでございます。

**○松澤委員** やはり認知症の実際の当事者の方がしゃべるとい、お話しするというのは非常に参考になると私も思っております。

しかし、やはり一番は早期診断であると思います。そこで、先ほどもちょっと答弁が出ましたけれども、品川区における早期診断の取り組みについてのお考え、これはありますでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長 認知症の原因はアルツハイマー等の病気であると言われております。医療機関の受診や認知症診断、こういったものの早期発見が何よりも重要であるということは、日ごろから施策の中でも重要視しているところがございます。そういった意味で、来年度、医師会の方にご協力いただきまして、令和3年度に向けた認知症検診の実施に向けた準備を進めていきたいと考えております。検討会の回数、規模等につきましては今の段階で未定ですけれども、できますれば令和2年度中に周知用のパンフレットの作成までこぎつけていきたいと考えておりまして、これにつきましては10分の10の東京都の補助もあると聞いておりますので、これを活用したいと考えております。

○松澤委員 医師会との連携というのは大変心強く思っております。正しい知識が広がり、安心して住み続ける品川を強く望み、次の質問へ移らせていただきます。

次は、家具転倒防止対策助成についてです。地震による負傷原因を調べると30%から50%が家具類の転倒・落下によるものであり、大変危険なことがわかります。また、東京都防災会議の被害想定によりますと、マグニチュード7.3の地震が夕方に発生した場合、都内全域で約5万4,500人が家具類の転倒・落下により負傷すると想定され、建物の耐震化と並び重大な地震対策ではないでしょうか。

そこで、ここ数年において、この助成金が使われている傾向を教えてください。

○宮尾高齢者地域支援課長 家具転倒防止対策助成に関するお尋ねでございます。こちらは、まさに委員が今おっしゃったように、震災があったときに建物が無事であっても家具が部屋の中で倒れてしまって痛ましい事故が起きてしまっている、こういったことを防ごうという趣旨でやらせていただいている事業でございます。

実績でございますが、2月末時点で今年度は27件の申請をいただいております。昨年、平成30年度は62件、29年度が28件の申請をいただいております。30年度が他の年度よりも突出して高かったのは、この年は全国各地で、例えば北海道の胆振地方、それから大阪、熊本、こういったところで大きな地震があって、その影響を受けて申請件数が伸びたと分析しているところでございます。

○松澤委員 やはり年度によってばらつきがあるということは、今、課長がおっしゃったように防災イメージネーション、不燃化でも言いましたが想像力の低下によっていろいろな部分でばらばらになってしまうかと思われます。やはりこの防災イメージネーション、災害が起こる、被害が起きるということをしっかりと皆さんに考えていただいて、家具転倒は寝ているときが一番危険だとお聞きしました。そういったところにしっかりと拡充できるようにこれからも支援していただきたいと思っております。

○鈴木（真）委員長 次に、あくつ委員。

○あくつ委員 私からは243ページ、先ほどからも出ておりますしあわせ食卓事業、213ページ、避難行動要支援者個別計画の作成でケアマネジャーについて、221ページ、高齢者地域支援事務費、居住支援協議会、これは連携事業になっていきますので、この3つについて伺います。

まず、しあわせ食卓事業ですけれども、先ほどから幾つかの質問がありましたのでかぶらないように、重ならないようにしたいのですが、今年度事業はまだ終わってなくて、まだ検証もできていない中で、来年度事業のプレス発表の45ページには継続するということが公表されています。会派としては、この制度の創設を強く強く求めてきました。そして昨年の第3回定例会でも、本事業を声の上げにくい子どもたちと困難のあるご家庭のために継続性を持った事業としてぜひ育てていただきたいと要望しておりましたので、今回の継続については歓迎させていただきたいと思っております。

その上で、先ほど幾つか確認があったので、その上で集まったこの557万円余の原資について、子ども食堂としあわせ食卓事業の2つに割り振るということになっていきますが、その割合を教えてください。

い。

また、対象はひとり親世帯とどのような世帯であったのか、ひとり親世帯とそうでない世帯別にその内訳を教えてください。募集のお知らせについてはどのような手段だったのか、お知らせください。

**○三ツ橋子ども家庭支援課長** しあわせ食卓事業についてでございます。こちらにつきましては、割合の部分でございますけれども、今、申請されている方に関しましては約300世帯全てがひとり親家庭でございます。

周知の仕方でございますけれども、児童扶養手当、こちらはひとり親医療証発送のときに、約1,500世帯全員の方にお知らせをいたしました。また、そのほか広報12月21日号にお知らせをしているところでございます。

**○あくつ委員** 先ほど伺った、集まった557万円余の子ども食堂との割合、どちらにどのぐらい割合で配分するのかということも教えてください。

今回、実はひとり親子家庭だけではなくて、先ほどおっしゃっていた広報の12月21日号にはこう書いてありました。「ひとり親家庭または18歳未満のお子さんを3人以上養育している特別区民税非課税世帯（抽選） ※生活保護世帯を除く」と。私はこれを見て「えっ」と首をかしげたところがあったのです。なぜかということ、ひとり親世帯は、私たちの知っている区民の方の顔がたくさん思い浮かぶのですけれども、当然自分の所得を公表している人はいませんから、ただそういう家庭というのは大体生活保護の世帯の家庭が多くて、それを除いた上でそうではない世帯というのはどこを指しているのだろうということところがちょっとあったのですが、恐らく今回はそういう方たちはあまり手を挙げられなかったのではないかと思います。広報しながらも、年の一番最後の12月21日号で、かなり年が押し迫って慌ただしい中でのお知らせだったので、やはり見過ごしてしまった方もいたのではないのかなということもあります。

今回、その対象を広げていただくということはすごくありがたいことなのですが、その対象の選択というものを今後、来年度に向けてご検討いただきたいと思いますが、今回も同じような対象者がこのプレス発表には書いてあって、「等」と書いてあるので、今回も「等」だと思うのですが、この等のところを検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

あと、まとめて質問してしまいますが、先ほども芹澤委員からもありましたが、今回の原資、今回は米が入ったということで非常にありがたいなと思っています。どのぐらいの量で、頻度はこれから何回お送りされる予定なのか、またその食料は誰が選んで、誰が梱包して、誰が送付するのか。細かいところですが、何を送るのかも含めて、これは肝心かなめのところなので、どのようなものを送るのかを教えてください。

**○三ツ橋子ども家庭支援課長** 今回、557万円余が集まりまして、まず子ども食堂の継続支援に100万円、こちらは子ども応援基金の中に入れてさせていただきます。その残りの部分をしあわせ食卓事業に充当していくところでございます。

そして周知でございますが、確かに委員おっしゃるように12月末の段階でございました。こちらにつきましては、ひとり親家庭を中心にそのほか本当に食にお困りの方、そのような方をできる限り拾い上げていきたいと思っておりますので、周知については工夫してまいりたいと思っております。

**○鈴木（真）委員長** 続けてください。

**○三ツ橋子ども家庭支援課長** ひとり親家庭等の等の部分でございます。こちらに関しましては、確かに委員ご指摘のようにさまざまな家庭がございます。ひとり親、またそのほか本当に食に困っている



方、子ども食堂のような場所に行かれない方、声が上げにくい方もいらっしゃることは確かでございますので、何とか拾い上げていきたいと思っております。

○鈴木（真）委員長　あと、食をどのように、続けてください。

○三ツ橋子ども家庭支援課長　あと食品の内容でございます。大変失礼いたしました。こちらに関しましては約20品目を考えております。主食を中心として嗜好品、またさまざまな部分も、今、最終調整をしているところでございます。

またそのほか、食の配送の手段でございますけれども、こちらは区内の事業者で食品ロス削減に取り組んでいるところを考えておまして、そちらと今、調整しているところでございます。

○あくつ委員　何を送っていただくかというところがすごく大事なところだと思います。子ども食堂の方ともよくお話するのですが、一番喜ばれるのはお米ですということでした。お米があれば何とかなるというところだったので、今回、坂井市のご厚意でこのような手段がとられたのは非常によかったなと思います。私も計算してみました。米が5kg送られたらこれは33合、茶碗80杯分、4人家族では約10日分になるそうです。1カ月のうち10日分の主食が確保できると、これは非常に大きなことだと思いますので、今回はこういう措置でしたけれども、ぜひこれもお米に関しては何とか継続をお願いしたいというところはお訴えさせていただきたいと思います。

私が文教委員長のときに、3年前になりますでしょうか、提案させていただいて、区内の子ども食堂を委員会として見学したことがあります。そのときには委員と、あとは子どもの所管と、あと教育委員会で行って、実費を払ってご飯を食べて、その後お話を伺いました。そのときにその運営者の方がおっしゃっていたのは、近くの学校にチラシを持っていったら、うちの学校には貧困の子どもはいませんと言われてチラシの受け取りを冷たく扱われたということで、その話を聞きながら教育委員会の方のお顔を見ていたら、やはり下を向いていました。

今はさすがにそういうことはないと思いますけれども、今回もこのプレス発表のところを見ると、まだ何も送られていないもかかわらず、今回申請された方々のメッセージが載っていますが、「あたたかい企画をありがとう」、「この事業を知り涙が出そうでした」、「区が寄り添ってくれていることを実感できてうれしいです」と、こうした事業を区が実施し始めたこと自体で、それだけで救われる方もいる、涙を流す気持ちになるひとり親世帯の方たち、これは見ようとしなければ見えない人たちなのです。親の貧困があるだけで子どもの貧困はないという、そういう議論もありますけれども、そんなことはないのです。それは所管の方が一番よくご存じだと思います。親がお金を持っていても子どもが貧困のパターンもあるのです。こここのところはぜひご理解いただいて、ばらまきではありませんから、ぜひこれは推進をお願いしたいと思います。

次に213ページ、避難行動要支援者個別計画の作成でケアマネジャーの関与。これは防災課の仕事なのですが、今回、プレス発表の30ページにはこう書いてあります。「在宅介護支援センター等のケアマネジャーを中心に、町会等の支援体制構築状況と調整を図りつつ、要介護認定者を中心に…具体的な避難支援個別計画を作成する」ということで900万円が計上されていますが、ここで幾つか伺いますけれども、これは今まで町会・自治会がやってきたものをケアマネジャーがお手伝いするという、そういうイメージなのでしょうか。それとも今後、今回要支援者の名簿に載っている方たちのうちで要支援・要介護の方については、全てケアマネジャーが引き受けるということなのでしょうか、このあたりのイメージを教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長　これまでの災害の避難の取り組みとしましては、災害時要援護者名簿等に基

づきまして、各町会のほうにご尽力いただきまして取り組みを進めてきたというところは把握してございます。ただ実際に町会ごとに規模も違いますし、それから取り組みの進捗も若干違っておまして、場所によってはまだ十分に避難計画等がなされていないといったところも踏まえまして、福祉の観点から、ケアマネジャーがちょうどケアプランを作成するときに定期的に対面できるというところをうまく捉えまして、ケアプランに合わせて災害時の避難計画も、これは町会にやっていたという取り組みを補完するような形で、進んでいないところにつきましては全面的なバックアップも含めてやっていて、最終的には皆さんの避難計画ができればというふうを考えているところでございます。

**○あくつ委員** なるほどなというところと、私も昨年度、町会がモデル地区になったので、何回かのワークショップも含めてやったのですけれども、その中で、要支援者の方に実際に聞き取りを行うということの中で人間関係もできてくるという部分があります。ケアマネジャーがつくるとなった場合に、ケアマネジャーがつくったものをご本人と、どういう状況であるのかということ町会・自治会の人が発災時に実際に安否確認して、もしくは場合によっては救助に当たるということに関して、ケアマネジャーがどのような形で町会・自治会にこれを連絡・伝達をするのか、ご本人と町会・自治会の方は顔合わせないということなのか、ここについてちょっとイメージが湧きにくかったので、201ある町会・自治会、全ての所管、全ての管轄に在支はあるわけです。このケアマネジャーがそこに全部顔を出して、まずは町会・自治会の方と関係を構築して、そして、その上でそういうことをやっていくのか、そこについてちょっとイメージが湧かなかったものですから教えてください。

**○寺嶋高齢者福祉課長** 取り組みの進んでいる町会の方に関しましては、まさに本当に補完的な役割で済むと思っております。例えば、実際に発災したときにいろいろな避難計画があるかと思えますけれども、要介護者の方のサービスに当たっている、例えばデイサービスの方であったり、ホームヘルプの方であったり、こういった方がさらに戦力として加われば、発災時にこういった方がお手伝いする側に回れるかということの人的な問題もありますので、この辺はまさに補完という形で十分いけると思っています。その際は、もちろんご本人の同意を得た上でケアマネジャーと町会の方が顔を合わせて相談するという事になっていると思っておりますので、これを基本形としまして、それに対して取り組みの若干進みが遅いところ、そこまでいっていない町会に関してはさらにケアマネジャーが積極的に関与して、同じようなスタイルまで持っていければと思っております。

**○あくつ委員** 当然地域のケアマネジャー、在支のケアマネジャーとお話をする機会もありますが、私の感触から言えば、町会・自治会の役員と在支のケアマネジャーが顔なじみというのは、自分の身内がかかっている別ですけれども、あまりそれはいいのではないのかなというところで、当然在支のケアマネジャーはケアプランを立てなければいけない、相談事業もやらなければいけないという中で新しい委託を受けるというところで、そここのところがうまくいくことを祈ってはいるのですけれども、非常にいいアイデアだと思うのですが、そここのところはまた別の機会でも、時間がないからこれだけにしましょうか。そここのところについてちょっとイメージが湧きにくかったですから。

あともう一つ、個人情報保護の関係を前にも総務費のところでもやらせていただきましたが、いわゆる個人情報取扱事業者になるわけです。そもそも在支は、在支の職員として、そこが事業者になるのか、それとも委託している民間の居宅介護支援事業所の扱いになるのか、そこについてわかれば教えてください。

**○寺嶋高齢者福祉課長** 個人情報保護の観点に関しましては、区内の20の在支それから民間の居宅介護支援事業所、いずれにしてもケアプラン作成のときにご本人の同意を得るという行為が必要になっ

てきます。そういう意味では、それと絡めて必要な手続きがあれば追加しますし、その範囲内で可能であれば新たな情報としてつくっていくという、こういう考え方でございます。

**○あくつ委員** おっしゃるとおりケアプラン等を立てるときに個人情報保護に関しては、恐らく町会・自治会以上に在支のほうはきちんとやっておられるのかなと思うのですが、新しい形になりますので、そこについては、私が前からご提案しているのは、ちょっと所管が違いますけれども、町会・自治会において、これは個人情報保護に関するものの規定をしっかりとつくらないと、もし母体が町会・自治会の、もしくは町会・自治会と一体の区民防災組織であるならば、これは町会・自治会としてそういった規定をつくる必要があるということを経済にもう一度お訴えしまして、私の質問を終わります。

**○鈴木（真）委員長** 次に、くにば委員。

**○くにば委員** 本日は、247ページ、就学前教育推進費のICT体験事業、245ページから保育室等記録機器モデル導入経費についてお伺いします。

昨年6月、文部科学省から新時代の学びを支える先端技術活用推進方策という報告書が発表されました。その中で、学校のICT環境は鉛筆やノート等の文房具と同様に教育現場において不可欠のものとなっていることを強く認識する必要があるとの記述があります。幼児教育においても、幼いうちからデジタルデバイスやAIに触れる機会をつくることは、その後の成長過程において、来る人工知能社会での発想力の基礎的な向上につながります。本項目の就学前教育推進費のICT体験事業について問い合わせをしたところ、コミュニケーションロボットSotaによるICT体験事業と、こどもモードKitS搭載アプリによるICT体験事業との2つの事業でした。

まず、コミュニケーションロボットSotaに関して、こちらの事業内容についてと、導入した経緯、実績や他自治体での導入状況についてお知らせください。

**○佐藤保育課長** ICT体験事業の中のコミュニケーションロボットに関するご質問でございます。

まず、事業内容でございますが、会話や絵本の読み聞かせ機能など対話機能を持ったコミュニケーションロボット5体が保育課にありますので、希望する保育園等に貸し出しをしているものでございます。

導入経緯につきましては、今、委員からご紹介があったとおり、幼稚園教育要領等に情報機器の活用の推進が求められていること、また区においても小学校におけるICT環境の整備が進められているということで、区は保幼小連携を積極的に進めておりますので、就学前の5歳児がICTに興味、関心を持つ環境を整備することで小学校に円滑な入学を目指すというところで導入したところでございます。

実績に関しましては、多くの保育園でご利用されていまして、貸出期間における利用率は約60%の状況です。他区での導入状況でございますが、こちらのロボットに関しましては23区初と認識しております。

**○くにば委員** 23区初ということで、非常にいい取り組みとして期待しているところであります。

実際に現場でどのような反響とかお声があったか、少しご紹介ください。

**○佐藤保育課長** コミュニケーションロボットSotaの現場での反響、成果等ですが、ロボットについてもっと知りたいなと5歳児の幼児が複数人興味を持ったというところと、Sotaが絵本を読んでもくれますので、そういった状況を見て、これまで絵とか言葉に興味をあまり持てなかった幼児に関しても、そういったことに興味を持つようになった。また、PTA事業等で保護者とSotaが3人で会話するというところで、保護者の方への影響も大きいというところでございます。

**○くにば委員** 先ほどご紹介がありましたように就学前教育とロボットを組み合わせた取り組み、こ

ちらは他自治体での事例が全くない中、大変興味深い取り組みだと感じます。ぜひ拡充を図っていただきたいと思います。

次に、こどもモードK i t S搭載アプリにお伺いします。こちらも事業内容、導入した経緯等をお伺いします。

**○佐藤保育課長** ICT体験事業のもう一つの事業、こどもモードK i t Sでございます。事業内容ですが、タブレット端末を使った幼児教材アプリでございまして、こちら希望する保育園に貸し出すものです。内容なのですが、子どもたちが書いた絵をタブレットに取り込んで、取り込んだものをアプリ等で海や山などのバック・背景を加えた中で複数の子どもの絵が動き出します。プロジェクターなど大きな画面の中でそういったものを確認できることで、ICTに触れる機会を増やすというところがございます。

導入の経緯でございますが、平成30年度の品川区社会貢献製品支援事業でございまして、商業・ものづくり課と連携して昨年度モデル導入したところで、子どもたちの好奇心や探究心が膨らむということが確認できたので、来年度予算をお願いしているところでございます。

実績に関しましては、昨年度のモデル実施に関しましては大体65%程度の利用率です。他自治体の導入状況ですが、民間の幼稚園や保育園では導入実績がございますけれども、公立に関しては23区初でございます。

**○くにば委員** こちらに関しても、実際の現場で親御さんであるとか、あとは保育を実際になさっている方々のお声がありましたら少しご紹介ください。

**○佐藤保育課長** こちらに関する成果等ですが、コミュニケーションロボットS o t aと同じような状況もあるのでございますけれども、こちらに関しては複数の児童が描いた絵がプロジェクターの画面で見られるということで、自分の描いた絵の特徴をみんなの前で発表する、また人の話を逆に聞くというところで伝える力、聞く力、認める力等の育成につながっていると認識しております。

**○くにば委員** こちらの2つの事業とも23区で初ということで、こちらの事業に関して本当に区内全体であるとか、いろいろな方々にぜひ知っていただきたいと思います。品川区の保育・教育の分野において、こういった先進的で魅力的な取り組み、先見性は品川区のブランディングとして、品川区イコール先進的というイメージを定着化させていけば、品川区に引っ越したい、住みたいと思ってもらえる理由の1つにもなると思います。ぜひともこちらを区内外に周知していただきまして、子どもの未来のため、あとは区の魅力発信のためにさらなる取り組みを期待しております。

続きまして、245ページの保育室等記録機器モデル導入経費についてお伺いします。保育時の過失や偶発的な痛ましい事故を防止することは保護者の願いであります。こちらを完璧に防ぐことは難しいのですが、事故が起こった際の検証、改善の取り組みは各事業者の努力義務ではありますが、自治体の施策、取り組み次第によってさらに事故を減らすことができるため、現在では映像記録機器の導入は必須とも言えます。函館市のとある認定こども園では、映像記録機器導入から5年間で園内でのけが3分の1に減ったとの事例もありました。こちらにつきまして、今回計上している予算での事業概要、導入スケジュール等をお聞かせください。

**○吉田保育施設調整担当課長** 保育園等の記録機器についてのモデル導入についてのご質問です。

事業内容でございますけれども、保育中の事故発生時の検証等のためにビデオによる記録システムを区立保育園の4園においてモデル導入いたします。記録場所としては保育室、事務室、廊下、階段、園庭、園内の全てを撮る予定で考えています。一部例外はありますが、ほとんどのものを撮る予定で

考えております。これは厚生労働省の事故防止のガイドラインに基づきまして、万が一痛ましい事故が起こった際の検証ができるようにビデオ記録等の活用を検討するようというガイドラインがありますので、それに基づいたものでございます。

それからスケジュールにつきましては、導入に当たりまして、指名型のプロポーザルによって業者を選定いたします。現場説明会は2月末に終わります。提案内容については3月、実際の選定会議によって3月末に業者を決めまして4月に契約、設置工事等もありますので5月頃から運用を開始しようと予定しているところでございます。

**○くにば委員** 今回、まずは4園でのテスト導入ということで、こちらの導入の有用性を考えますと、区立保育園全施設において早期の導入促進を求めますが、追加設置についての取り組み、また幼稚園での設置のお考えについてお聞かせください。

**○吉田保育施設調整担当課長** 今回、保育の施設で全ての記録が残るところで、なかなかさまざまな課題がこれから出てくると思います。そういう面を含めまして、まずは4園で実施いたしまして、そこでの問題点などがございましたら洗い出してみたいと考えております。その後の展開につきましては、検証を経まして、どうしていくかというところを考えていく予定でおります。

**○くにば委員** 品川区でのICTを保育に活用するという取り組みに関しては、先ほどの先進的な取り組みという部分に関しても各課の方々の大変なご努力は、私としてもありがたいな、うれしいなと思っております。保育の質という部分に関して、事故はぜひとも減らしていただきたい。本当にそちらに関しては事故を聞くたびに苦しい思いになりますので、そこに関してはぜひ区のほうでも保育の質の向上について取り組みをお願いいたします。

こちらのICTや記録機器に関しては、保育の質だけではなく、やはり保育士さんの負担を減らす、そういった部分の側面もありますので、ぜひとも労働環境の改善も含めて取り組みをお願いいたします。

**○鈴木（真）委員長** 次に、安藤委員。

**○安藤委員** 219ページ、北品川シルバーセンター改築検討経費、同ページの高齢者クラブ支援事業にかかわって電動アシスト三輪自転車について、237ページ、すまいるスクールの新型コロナウイルス対応について伺います。

まず、北品川シルバーセンターですが、幾つか伺います。改築のスケジュールと、改築に伴い実際に利用できなくなる時期というのはいつごろを予定しているのか伺います。

また、利用できない期間は代替場所を確保すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

最後、改築に合わせて、ここも多世代交流施設にしていくという考えなのでしょうか。敷地面積や改築要件などから従来の高齢者の利用が狭まってしまうということはないのか、伺います。

**○宮尾高齢者地域支援課長** 私から、北品川シルバーセンターの改築検討に関することにお答えいたします。

まず、スケジュールでございますが、こちらは令和2年度の1年間をかけまして、まずどういった内容にするか、どういった建物の仕様にするか、あるいはそのためにいろいろな調査をしたりですか、そういったことをまず1年間をかけてやらせていただきたいと思いますと思っておりますので、具体的なスケジュールにつきましては、現時点では未定ということになります。

それと、当然建て替えということになりますので、その間使用できなくなる期間、これは残念ながら確かに発生してしまいます。ただその間、これまでもシルバーセンターの建て替えをする際には周りのセンターへの丁寧な周知を促す、あるいは他の区有施設をご案内するなどの丁寧な対応をまいりま

したので、本件につきましてもそのような丁寧な対応をしていきたいと考えております。

それと考え方でございますが、こちら、まずはゆうゆうプラザへの転換を図るところを基本に検討させていただきたいと思っております。ただ一方で、建物の規模をそのままゆうゆうプラザにしていまいますと、今、高齢者の方がお使いのスペースが狭くなりかねないということも我々は想定しておりますので、現行の利用者の方に極力ご不便にならないようつくりをしていきたいと考えているところでございます。

**○安藤委員** ぜひ工夫をお願いします。現在では新型コロナ対応によるシルバーセンターの閉館や自粛などでカラオケや体操、マージャンなどふだんの交流、外出の場がなくなっており、お年寄りが元気を失って体調を崩している方も出ていますと、ある高齢者クラブの会長さんから伺いました。高齢者にとっては通いなれた交流の場、体を動かす場などは、健康維持にとってはいわば死活問題だと思いますので、ご答弁いただいたような点、代替場所の確保などはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に高齢者クラブ支援事業について、12月18日に行われました議会と高齢者クラブとの意見交換会に私も参加しました。私が参加したグループ討論では移動支援の要望が多く出されました。具体的には、コミュニティーバスとともに三輪電動自転車への補助や貸し出しの検討をというご要望でした。三輪電動自転車とはこのようなものなのですが、委員長のご許可いただきましたのでiPadに出したいと思うのですが、うまくいくかどうか。これなのですが、三輪なので普通の自転車より重心も低いので安定感があって、右下の写真がわかりやすいですか、電動なので坂道も平気で、後には大きなかごもつけられるので買い物などにも便利だと。調べてみたら、神奈川県愛川町で2018年度から高齢者向けにこの電動アシスト三輪自転車への購入費補助事業を開始しています。自分で買い物に行きたい、自分で好きな時間に好きな場所に行きたいという比較的体力のある高齢者向けの外出支援、社会参加支援という位置づけでした。愛川町は、高齢者の閉じこもりをさせない社会の形成を大きく掲げているとのことでした。

そこで伺いますが、品川区でも、さきの高齢者クラブの懇談会でも出されましたこの電動アシスト三輪自転車の購入費補助の検討を行ってはいかがでしょうか、伺います。

**○宮尾高齢者地域支援課長** 私どもは高齢者の方、特におひとり暮らしのご高齢の方がご自宅に閉じこもりにならないようにいろいろな対策をとっているところでございます。その1つが高齢者の外出習慣化事業ということで、こういうさまざまな事業を通じて外出の機会のきっかけとさせていただいて、そこから習慣化してほしい、こんなことを現にやっております。私どもは介護予防事業等でも運動トレーニング系のさまざまな事業も展開させていただいております。こういった事業を通じて、まずは皆さんがしっかりと健康な体力を維持していただいて、いつまでもご自身の足でいろいろなところに行きたくてというところをベースに推進していきたいと考えているところでございます。

**○安藤委員** いろいろな支援があつていいと思うのですが、やはりそういう場所に実際に行けるという支援が、いろいろな細かい支援というのが必要だと思うのです。こんな事例があつたのですが、昨年12月、私の主催する報告懇談会に、しばらく見ていなかった80代の男性が久しぶりに参加してくれたのです。会場まで坂もあつて、それなりに高齢者の方にとっては距離もあるし、いや、頑張ってきてくれたのだなとうれしかったのですが、楽しそうに談笑して帰っていかれたわけですが、見送った際、この電動三輪自転車に乗って帰っていったのです。これを見て合点がきました。これが気軽な外出を後押ししていたということになるのです。

伺いますけれども、高齢者の外出や社会参加の支援にとって、この電動アシスト三輪自転車というの

は有効だと思いますけれども、この効果についてはどのように区はお考えでしょうか。

**○宮尾高齢者地域支援課長** 実際はその効果を調べたということはありませんが、一つ言えるのは、例えば高齢者の方、子どもは日ごろからクラブの方たちとおつき合いをさせていただいておりますが、例えばその中には体調がなかなか思わしくなくて会議に出ることができない、こういったことをおっしゃる方もいらっしゃいます。そういう方に対しては、決して無理をせずに、我々は別の日にちを設定するとか、その方と個別に体調をお尋ねして、今日お話ししたこと、会議で話されたことを共有したりとか、そういったさまざまな工夫をさせていただく中で外出支援、外出習慣化、それから社会参加、こういったものをサポートさせていただいているというところでございます。

**○安藤委員** 全然かみ合っていないのです。私が聞いていることに全然答えていただけていないのですが、これは1回目なのでこら辺でやめておきますけれども、実際に高齢者クラブの方からもそういう具体的な要望も出ましたので、私もふだんの活動からすごく、あっ、そうだな、これがあったら便利だなと実感したこともありましたので、ぜひ研究、検討していただきたいと思います。

最後にすまいるスクールですけれども、いわゆる子どもの居場所の確保が心配されています。すまいるをあけていただいているわけですが、保護者には、ご自宅等で過ごすことができるご家庭については当面参加を自粛することも説明されているため、思ったより利用する子どもは少ないようです。ましてや障害のあるお子さんというのは、品川区は既にふだんすまいるに登録していない方でも希望があれば受け入れるとの答弁をされておりますけれども、しかしそれは小学校3年生までだと言っているのです。しかし障害のあるお子さんというのは、小学校4年生以上であっても自宅には入れないという声も届いています。障害のある子は特にそうだと思うのですけれども、事情や希望があれば、小学校4年生以上であっても考慮して午前中からすまいるで受け入れるような体制をとるべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**○廣田子ども育成課長** 登録のないお子さんに関しましても、就労等事情がある場合はご相談に応じてということになっておりますので、誰でもというわけではございませんが、現在のところ4年生以上で障害がある方で今回特別にという方は耳に入ってきてはございません。

**○安藤委員** まだ耳に入っていないということですが、すごく必要な方というのはいらっしゃるし、実際にそういう心配が届いていますので、ぜひそういったお声があれば個別に事情を考慮していただいて、率先してこうした感染予防に協力いただいている方もいるわけですから、ぜひご検討の上、受け入れをお願いしたいと思います。

**○鈴木（真）委員長** 次に、木村委員。

**○木村委員** 私からは、211ページの上から4行目、高齢者安否確認事業からの質問をしたいと思います。2000年の品川区の高齢化率というものが17.1%、そして2012年には約20%、そして2017年には21%、そしてこれから5年後の2025年には本区の高齢化率が22%と予想されております。ちなみに国の高齢化率は2025年は30%と予測されておりますけれども、高齢化に伴い、地域から孤立する高齢者が増えることが予想されています。その原因は、ひとり暮らしの高齢者や認知症のある高齢者が増えるとも言われていますし、何よりも人生100歳時代がもうそこまで来ているわけでありますから、いたし方ないところもあるのかなと思います。

お聞きいたします。各町会・自治会の状況に合わせて、見守りパトロールなどの訪問活動や定期的なサロンの開催、そして地域の見守りマップ作成などに取り組んでおられますけれども、成果はどのように出ているか、お聞かせください。

**○大串福祉計画課長** 町会・自治会の皆様方による見守りといったところかと思えます。今現在、令和元年度で61の町会・自治会の皆様方にご協力いただいているところがございます。委員がご紹介していただいたような形、サロンのようなものをつくっていただいて、定期的にそちらに高齢者の方をお招きして安否確認をされたり、あるいは見守り隊ということで、そういったグループで高齢者の家、町会内の高齢者の方を見守っていただく、こういった活動もされています。こういったさまざまな活動を通じて、町会・自治会内のひとり暮らしの高齢者等の安否の確認をやっていただいているといった事業でございます。

**○木村委員** 品川区では今現在、203の町会・自治会があると私も記憶しております。平成30年3月末の時点で61の町会・自治会がさまざまな形で見守り活動を行っておりますけれども、現在、本区でのパトロール活動というのをやっている町会・自治会というものは以前と変わりがないのかどうか、お聞きかせください。

**○大串福祉計画課長** 各自治会の取り組みはそれぞれです。パトロールといった形とサロンといった形、これを併用されている町会・自治会もありますし、パトロールだけというところもありますし、パトロール以外のいわゆる茶話会・サロンですとか、そういった活動されている町会等もあります。こちらといたしましては、町会・自治会の皆様方をお願いしている際には、あくまでも無理のない範囲で、やりやすい範囲、またはそれぞれの地域の特性に応じた形での見守り、これをやっていただきたいというお願いをしているところでございまして、取り組みの中身としては、それぞれ61の町会・自治会でさまざまといった状況でございます。

**○木村委員** 今言われたように町会・自治会ごとにいろいろなパターンがあろうかと思えますけれども、またこれもしっかりと続けてほしいと思えます。

この見守り活動なのですけれども、声がけなどは基本であって、決して高齢者の監視ではなく、やわらかな見守りが行われているということでもありますけれども、見守りパトロール中に実際に起きたトラブル等のまれなこと、何か変わったようなことが起きた事例というものはあるのかどうか、今後のためにも差し支えない程度でお聞かせいただければと思います。

**○大串福祉計画課長** この事業が始まって、見守り活動の中で特に何かトラブルということがあったということでのお話は、こちらには特に届いているところではございません。

**○木村委員** 何事もないということが一番いいことでもありますから、ぜひまたこの活動をしっかりとお願いしたいと思います。

私が子どものころからよく言われている言葉なのですけれども、向こう三軒両隣といったような濃密な関係の中で、気遣い合いや、気づき合いが行われてきた時代があったと思えます。しかし、現在のように急速な高齢化の中、地方から東京へ、品川へ引っ越してくる人も多くいる中、地域でのつながりの減少や隣近所のつき合いの希薄化が進み、地域の支え合い機能は低下しつつあると私は思っています。

こうした中で、住民同士がさりげなく気遣い合い、困ったときに遠慮なく助けを求めるような、頼めるような地域社会づくりが求められていますけれども、私は隣近所のおつき合いをととても大事なことと思っています。地方では隣近所のお宅に呼ばれたり、また逆に自分の自宅にご近所の方を呼んだり、大変これは懐かしい思い出でもありますし、またよい経験をしたのだなど、このように思っています。このようにして近所づき合いが当たり前のように行われていた、お互いを意識しながら生活していた記憶というものは、私たちにはしっかりと残っています。

お聞きいたします。品川区では、誰もが安心して住み続けることのできる地域社会を実現するために、



町会それから自治会、民生委員、高齢者クラブなど地域で活動する皆さんや民間事業者の協力を得ながら見守り活動を行っていますけれども、民間事業者だけではなく、個人個人が今以上に仲よくなる策や、また町会単位で活動を考えるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

**○大串福祉計画課長** まさに今、委員がおっしゃっていただいた地域、個々の方々あるいはそういった組織、こういった方々が相互に見守り合いができるような社会、こういったものが地域共生社会の実現、これにつながっていくと考えているところでございます。昨年策定いたしました地域福祉計画の中でもそういったことを標榜させていただいて、さまざまな記述をさせていただいているところです。

また、今まさにそういった形でのおたがいさま運動ですとか、そういったところで意識の啓発、機運の醸成といったものを図っているところでございます。品川区は、まだまだそうした形でのおたがいさま、あるいは支え合うという気質が残っている地域でございます。そうしたものをうまく醸成しながら、共生社会の実現に向けて各施策を充実させていきたいと考えているところでございます。

**○木村委員** ぜひ先頭を担って、また活動していただければと思っています。

品川区の人口が増えることで、隣近所のつながりも時とともに薄くなってきていると私も感じておりますが、行政が入り込むことにも限界があると思いますけれども、区、町会・自治会とが力を合わせて、より一層高齢者に対して気配りをし、今以上に地域の集まりを開催し、温かく見守っていただきたいと思っておりますが、皆さんが日ごろ行っている町会単位で高齢者、また地域の皆さんが1カ所に集まることで楽しい時間を過ごすことによって、やはりある程度の意思の疎通ができるのではないかと思いますけれども、今以上に地域での集まりの開催というものに対して行政側はどのように思っていますか、お聞かせください。

**○大串福祉計画課長** そういった形で顔の見える関係づくりというのも非常に大切なことだと思っております。これまでもさまざまな町会・自治会の皆さん、あるいは民生委員の皆さん、高齢者クラブの皆さん、そういった関係性の中でさまざまな機会と場をご用意いただいていたと思っております。今後ともそういった機会を捉えて、こういった事業の展開等々をご紹介させていただきながら、そういった機会と場、この提供の機会を増やしていければと考えております。

**○鈴木（真）委員長** 次に、小芝委員。

**○小芝委員** 私からは221ページの障害者理解、231ページのヘルプカード、247ページの東大井保育園の改築について、また、261ページの生活保護者自立支援事業の就職力アップ支援について、さかのぼりまして241ページの高校生等入院医療費助成について順番にお聞きいたします。

まず、221ページの障害者理解についてお聞きします。2月5日に議員研修会で聴覚障害者のサッカー競技でありますデフサッカー日本代表の監督をされております植松隼人さんのお話をお伺いいたしました。研修の冒頭、参加した議員各自がペアになりまして、言葉を出さずにジェスチャーでお互いの自己紹介をしました。この1つの体験をもってしても、聴覚障害の方とのコミュニケーションの難しさを実感いたしました。同時に、聴覚障害者にとりましては言語でもあります手話を体得すれば、その壁は難なく乗り越えられるのではないかという実感も持ちました。手話をいろいろな場面で見聞きすることはあるのですが、これまでの私の人生の中で手話に触れる機会がなく、そういう機会に参加してこなかった自分を反省した次第でございます。この研修を通じまして、手話を言語とする聴覚障害の方とのコミュニケーションを少しでもとっていきこうという気持ちが芽生えましたし、聴覚障害の方が社会生活に参画できる、参画していってもらう環境をつくるのがこれからの共生社会に課された課題であると考えております。

その課題を解決する一環で、昨年の決算特別委員会でも伺いました手話言語条例のことをお聞きします。昨年の決特での課長答弁では、聴覚障害者協会の方々や当事者、ご家族の方々、また明晴学園のお考えをお伺いしながら研究を進めていきたいとの答弁をいただきましたが、その後5か月を経過しました。その5か月の間の研究されてきた成果といたしますか、経過を教えてください。

**○松山障害者福祉課長** 委員お尋ねの手話言語条例の検討状況についてでございます。これまで聴覚障害者協会あるいは手話通訳者、手話サークルといった団体や明晴学園の方と意見交換を行ってきております。その中で、先ほどの話題にもなりました日本語対応手話、日本手話といった違いはあれども、理念ですとか、手話が言語であるという考えということにつきましては、ある程度ですけれども合意しつつあります。非常に合意が大事だと思っておりますので、引き続き意見交換を重ねまして丁寧にすり合わせを行ってまいりたいと考えております。

**○小芝委員** 今後も引き続き研究していただき、前向きに検討いただければと思います。

また、聴覚障害に関連しまして、聴覚障害者の国際競技大会でございますデフリンピックのことでちょっとお聞きします。デフリンピックといいますと聴覚障害の方を対象にしたものなのですが、これは今年のパラリンピックの対象外となっております。しかし、全世界でも4年に1回、最近では、11年前に台湾でこのデフリンピック大会が行われました。去年の決特でもデフリンピックの開催について聞きましたところ、課長答弁では国、都と連携して開催できるかどうか検討していきたいという答弁をいただいておりますが、その後の検討具合をお聞かせ願います。

**○松山障害者福祉課長** デフリンピックの検討状況についてでございます。デフリンピックを東京に招致したいというお声は聴覚者障害の方からも受けているところでございます。委員ご紹介のとおり聴覚障害者の方のいわゆるパラリンピックということですので、なかなか区だけではというところが難しいというところになります。東京都の動向を注視し、招致の可能性とか、あるいは方向性が決まりましたら、できる限り区としても協力を図ってまいりたいと思っております。

**○小芝委員** 長期基本計画にもうたわれています誰もが参画・活躍できる豊かな地域社会の実現に向けて前向きに進んでいってほしいと強く要望いたします。

次に、247ページの東大井保育園についてお伺いします。東大井保育園の老朽化に伴います改築工事により、東大井公園内に仮の園舎を建設し、4月から2年間、仮の園舎を稼働するとの話を伺っております。立会川方面からどのくらいの園児の方がこちらの仮の園舎に通園される予定なのでしょうか、わかれば教えてください。

**○吉田保育施設調整担当課長** 立会川方面からの厳密に細かい人数までは不明なのですが、約50名ぐらいはいらっしゃるのではないかと考えております。

**○小芝委員** そこでお聞きします。仮の園舎が建設されています東大井公園は、大井消防署隣の木の芽坂を上りまして1つ目の丁字路を左に曲がって、そこから住宅街を歩いて幼稚園のほうに進んでいくのですが、こちらの木の芽坂はガードレールが片方にしかございません。立会川方面から通園するとなりますとガードレールのない歩道を歩く人も出てくると思いますし、また、歩きでしたらまだしも、自転車の場合でしたら左側通行ですのでガードレールのない歩道と接する車道を通行することになるわけでございます。さらに言いますと、丁字路を曲がる箇所には横断歩道がない上、ミラーもない場所でございます。平たんな道でもちょっと危ないかなと思うのですけれども傾斜のある道なので、その辺にミラーを設置するとか、あと横断歩道をつくるとか環境を整えていくべきだと思いますが、こちらのほうはどうなっているのか教えてください。

○吉田保育施設調整担当課長　大井消防署のところを左に見ますと、木の芽坂を上がっていくと、たしか立会小学校前という交差点がございます。そのところですけども、左側は確かに道路に対して白線が引いてあるだけという状況になります。その立会小学校のところの交差点につきましても、木の芽坂に対して十字に間違っているわけではなくて、たしかちょっと曲がったような形で道路がつながっているかなと思われまます。そのところにたしかカーブミラー等がかなり多数あったように思います。その辺は、保護者の方に十分注意していただくよう周知してまいりたいと思っております。

○小芝委員　多分消防署のところを曲がって2つ目の丁字路といいますか交差点のことをおっしゃっていると思うのですが、多分その手前で行くこともできるにはできるので、それで聞いた次第でございますので、ありがとうございます。

続きまして、231ページのヘルプカードについてお聞きします。障害や内部障害をお持ちの方が、災害時や日常生活の中で困ったときに周囲に自分の障害への理解を求めるのがヘルプカードでございますが、このヘルプカードが来年度に新しく、新規といいますか配布されるとのお話を伺いましたが、その内容、形状について教えてください。

○松山障害者福祉課長　委員お尋ねのヘルプカードの内容、形状についてでございますが、当事者からはストラップ、いわゆるかばんにつけられるような形でということと、あと今現在もある程度の支援情報を記載できる部分があると思っておりますが、引き続きそちらの支援情報が記載できるものというお声をいただいておりますので、来年度につきましてはその声を反映したヘルプカードを新たに作成したいと考えております。

○小芝委員　また、ヘルプカードに関連しましてヘルプマークというのがございます。このヘルプマークというのはヘルプカードよりも対象を広くしております、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう作成したマークでございます。このマークですが、現在は品川区では中延駅、戸越駅、五反田駅、あとは都営バスの営業所で配布されているとお聞きしておりましたが、こちらは地域センターなどには配布されているのでしょうか。

○松山障害者福祉課長　ヘルプマークの配布先でございますが、ヘルプマークは東京都が発行しております、東京都のほうに実は当事者からのお声で伝えましたところ、なかなかそれは難しいという、今現在、委員がおっしゃられた駅等に配布しているものであって、これ以上の配布先としては難しいという声をいただいております。ただし、今は配布先が限定的なことから、配布先まで行かれない困難な方につきましては東京都のほうにお問い合わせいただいて、郵送する場合もあるという回答を得ております。

○小芝委員　続きまして、生活保護者の自立支援事業についてお聞きします。生活保護から脱却して安定した職につくことは、保護者本人にとっても、また家族にとっても働くことで得られるメリットが生まれるだけでなく、就職のその先にある目標を見出すことができるものでありまして、そのために品川区で取り組んでいる自立支援事業は、生活保護者の方にとっては再チャレンジをつかむものでもあると考えます。平成30年度の品川区における生活保護受給の廃止原因を見てみますと、全体の中で就労に伴う収入増加は11.4%で、本人の死亡そのほかに次いで2位でございました。この11.4%の中で世代ごとの人数というのはわかりますか。特に生産年齢で20代から50代まで、その世代ごとの人数を、もしわかれば教えてください。

○矢木生活福祉課長 世代ごとの人数ということでございますが、申しわけございません、統計をとっておりませんが、廃止の決定通知等は私を経由しますので、その感じだと40代、50代の方が多いように思っております。

○小芝委員 そうしたら、就職力アップ支援のことでお聞きしたいのですけれども、これは講習会や体験やカウンセリングなどが行われていると聞いておりますが、その対象者は世代ごとにわかりますか、もしわかれば教えてください。あと、その成果も教えてください。

○矢木生活福祉課長 こちらも世代ごとということで、大体対象者と同じような傾向を示していると思います。

そして成果といたしましては、平成30年度は就労開始された方が15人で、支援を終了された方が12人。令和元年度は同様に就労開始された方が8人といった成果になってございます。

○小芝委員 保護者の中には精神の疾患を抱えている方や、そもそも就労経験がない人、引きこもりの方など、そのほかにもさまざまな理由で就労への課題を抱えた方がいると思います。そういう方々も一律にこの自立支援事業の対象に組み込まれているのでしょうか。

○矢木生活福祉課長 まず、こちらの就職力アップの対象者でございますが、開始原因の中で傷病、障害といった疾患を抱えられている方は除きます。そして稼働年齢層、おおむね高校生ぐらいから65歳までの年齢ゾーンの方ということで、対象者をその中から選定してございます。

○小芝委員 ちょっと時間が足りないので進めますが、241ページの高校生等入院医療費助成についてお聞きします。昨年の7月から15歳以上の高校生を対象にしまして入院医療費の助成が始まりました。これは、育ち盛りの高校生が予期せぬ病気で入院を余儀なくされた家族にとりましては、心に寄り添う具体的な政策であると考えます。その感想について、一言お聞かせ願います。

○三ツ橋子ども家庭支援課長 高校生の入院医療費助成でございますけれども、かなり好評を得ております。

○鈴木（真）委員長 答弁時間を考慮して、よろしく願います。

次に、横山委員。

○横山委員 私からは、235ページ、児童センター事業、237ページ、児童相談所移管推進事業、238ページ、子ども家庭支援センター費、すまいるスクール運営費、242ページ、児童保育費についてお伺いいたします。

児童相談所について伺います。荒川区では入所施設や一時保護所の相互利用、里親転居時の連携や、区内で里親と里子のマッチングができない場合の相互委託などの広域調整、広域の仕組みづくりを進めていく必要があること、また後進区は人材確保が難しくなるのではないかと、また都や先行区と一緒に協力してやっていかねばという思いは皆一緒であることをお聞きいたしました。都との連携体制、専門的治療が必要なケースに係る援助などのバックアップなど、広域の人材交流や広域の仕組みづくりは、3区が始めるまでには一応できているというお話をお聞きしましたが、現在、区が把握している状況をご説明ください。

各区のお話を伺いまして、江戸川区のほうでもお話を伺ってきたのですけれども、荒川区では、児童相談所移管担当課長の先輩だというふうにお聞きしたのですけれども、厚生労働省の方々がこの国の子どもと子育てに向き合い、児童虐待の発生防止から、発生した際の迅速・的確な対応まで目まぐるしく変動する状況下において、臨機応変に矢継ぎ早に対応している姿に感服いたしました。子育て世代の代弁者としても、私自身としまして、心から安心するとともに感謝を申し上げます。今後も国と都と区

と一緒に、社会全体で取り組むべき重要な課題である子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止と発生時の対策を全力で進めていただきたいと強く要望いたします。

2点目に進みます。委員長の許可をいただきましたのでタブレットに資料を提示いたします。一般社団法人乳幼児子育てサポート協会の、今、どんなサービスがあったらうれしいですか、春休みまで休園・休校を受けての緊急アンケートというものの結果を示しております。

4ページ目、未就学児はオンライン（テレビ電話など）でのベビーマッサージや触れ合い遊び、赤ちゃんサインなどお子さんと遊べる講座。6ページと8ページ、保育園や幼稚園、小学校に通っている方はオンライン地域教室などのニーズが最も多いです。また区民からも、家の中で子どもの健全な心と体を守るためにどうすればいいのか、相談するまでには至らないのですけれども、もやもやする状態だというお声が寄せられています。

品川区には児童センターが多く、子育て仲間とつながることができたので、自身の産後うつや虐待防止につながりました。また、児童センターの職員さんは子どもと親の顔と名前をよく覚えてくださって、何年後かにふらっと寄ってもお話ができます。乳幼児を抱えていたときは、夫婦げんかをしたときに駆け込み寺のように使わせてもらっていました。話を聞いてもらえるだけで救われます、などのお声をいただいています。

現在、児童センターでの子育てネウボラ相談というのは電話相談で行おうとしていますけれども、もやもやしている保護者の方々にとって、今こそふだん児童センターが担っているような子育てサポート機能が求められています。今後オンラインでの子育て講座を開催したりですか、スピーディーに動くことのできる民間の団体さんなどの活動に対して支援をするなど、家の中で子どもの健全な心と体を守るためにどうすればいいのかという情報を区民の方々に伝えるための手段と方法についての、区のお考えをお聞かせください。

**〇二ノ宮児童相談所移管担当課長** 児童相談所に関するお訪ねを1件いただきました。委員のご紹介にありまして、特別区が児童相談所を設置するに当たっては広域調整等の仕組みが必要であるということは委員ご指摘のとおりでございます。その理由といたしましては、通常、児童相談所を設置する自治体というのは措置権者と言われて、児童福祉法の権限に基づいて子どもを措置する権限を持つ自治体になるのですが、その自治体の中で措置をするということが基本になっておりますので、委員からご紹介ありました荒川区は、たしか面積は10平方キロ程度、非常に小規模な自治体でもございますので、そういった中で全て処理するのは基本難しいということでございますので、都内全域でいろいろ子どもの福祉となるように調整することはできないかということで議論が進んでおりまして、現在、この4月に児相を立ち上げる3区を中心に都と最終調整をしている段階と聞いております。

**〇廣田子ども育成課長** 委員ご案内のとおり、児童センターでは子育て世帯にかなり信頼を得ているところでございます。今回、閉館するに当たっては、児童センターの職員は大変心を痛めているところではございますけれども、今現在、すまいるの運営に児童センターの職員が新年度の準備を含めまして応援に出ている状況でございますので、このままこの状態が長期にわたる状況にはございますので、今後については委員の意見を参考にさせていただいて、子育て支援を進めていきたいと思っております。

**〇横山委員** それぞれ引き続きどうぞよろしく願いいたします。

保育園、すまいるスクールについてお伺いします。さまざまな声が届いていることをお伝えいたしますが、区はどのように受けとめていますでしょうか。ご紹介します。

すまっぴの導入をみんな喜んでいて、補食導入に続いて目に見える形で子どもに対して税金が使われ

ていてありがたいと、この間話をしていたところです。

すまっぴのおかげで、今まで勝手にすまいるに行ってしまうことがあって、帰りは遅いけど大丈夫かなと心配することがなくなりました。

また、共働きの親としてとてもありがたいです。高学年になった今は利用はほとんどなくなりましたが、小1の壁をスムーズに乗り越え、夏休みに安心して預けられることにどれだけ救われたかわかりません。放課後、まだ約束待ち合わせができない低学年のときは、おうちでお留守番させるより、友達と交わって安心して助かりました。親の就労の有無に限らないところが、少しの予定ですが、帰宅時間にかぶってしまう日などにもありがたいです。助かりますということです。

保育園につきましては、保育園の先生方には感謝しかありません。毎年のように新規保育園ができます。保育課でのかんがる一プランについてこちらが全くわかっていない状態でも、かなり親身に優しく相談に乗ってくださる対応にはかなり感謝しています。

役所の方が皆親切です。区役所の窓口で保育園申込書の質問をした際、丁寧な説明だけでなく、わかりやすく注意点を書きまとめメモまでつくってくださり、わからなかったらいつでも〇〇宛てまで問い合わせてください。電話でも質問に答えますと神対応でした。引っ越しや転職が重なり手続が大変だったので、親身な対応がとてうれしかったです、ということです。

次に進みます。国や都の補助なども活用しながら子育てを応援いただきたいという思いで伺います。先日、つる委員の質問により区のお考えはわかりましたが、子育て応援、虐待予防の視点からも多胎児育児支援を要望いたします。多胎児妊産婦サポーター、また産後ドゥーラ、ベビーシッター、家事育児ヘルパーなど人材育成の支援を求め、進めていただきたいと思いますが、いかでしょうか。

あと、在宅子育てサポート事業について、支援が必要な家庭を適切なサービスにつなぎ、要支援家庭移行を未然に防止する意味で区のスキームを整理しながら活用していただきたいと考えますが、区のご見解をお伺いします。簡潔で構いません。

**○佐藤保育課長** かんがる一と入園相談を所管しておりますので答弁させていただきます。高い評価をいただきまして、まことにありがとうございます。今後も気を引き締めて区民サービスの充実に努めてまいります。

**○廣田子ども育成課長** すまいるスクールについても、引き続き地域の皆様に喜んでいただけるように取り組んでまいります。

**○崎村児童相談担当課長** 多胎児の育児支援についてですけれども、これはたしか2年前だったかと思うのですが、3つ子の母親が次男を床にたたきつけて死亡させるというような事件もございまして、多胎児を育てるご家庭というのは心身ともに疲弊しやすい、また経済的負担も大きいと認識しております。ですので、児童虐待の予防の観点からも非常に重要と考えております。先日、東京都のママパパ応援事業の中でも多胎児支援事業といった取り組みのご紹介もございましたので、今後も国、都の補助などを活用しながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、在宅子育てサポート事業につきましても、午前中に他の委員からいろいろご紹介ございまして、複数の課にまたがって各種さまざまな事業を行っております。こちらも児童虐待の未然防止につながっていると認識しておりますので、こちらについても今後力を入れてまいりたいと考えております。

**○横山委員** また、国の未就園児等全戸訪問事業に関連してもお伺いいたします。未就園児などの安否確認を区でしていただいているかと思いますが、その訪問する際なのですけれども、家庭に寄り添ったアプローチをぜひお願いしたいと思うのですが、区のお考えをお聞かせください。

○崎村児童相談担当課長 平成30年7月に国が取りまとめました緊急総合対策におきまして、乳幼児健診の未受診ですとか、未就園児等の緊急把握の実施ということで、平成30年度から安全確認や状況把握の調査を実施しているところがございます。委員の質問にもございましたように、未就園という理由だけで訪問するというのは、相手方の保護者にとってみますと虐待が疑われたと捉える方もいらっしゃるかと思いますので、そういった訪問する際にこういったアプローチの仕方がよいのかということにつきましては、今後も検討しながら実施していきたいと考えております。

○鈴木（真）委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、213ページ、高齢者福祉施設運営費、227ページ、障害者福祉施設運営費、両方にかかわるところで、今、入所施設での面会中止のことについてと、それから229ページの発達障害者支援施設等運営費、それから252ページの保育支援費、これは主に私立保育園における特別支援に関して保育士の加配のことと、あと幼児教育の無償化にかかわる事務負担の増といったところについてお伺いしたいと思います。

初めに229ページ、発達障害者支援施設等運営費ということで、歳入のところでも触れさせていただいたのですが、ちょっと時間が足りなくて議論が中途半端になってしまったので再度確認させてください。

定員によって公的な給付が決まってくるというところで、ただし1人当たりの定員に当たっての時間については特に定めていないというところで、こういったところが療育の時間を短目にしてしまうというような、運営の負担ということを見るとそういったことになりがちなのではないかという課題があると私自身は感じております。

そういった中で、現在の給付のあり方について、国での議論というのが何かなされていることがあるのかどうかということと、その国の議論が前提だとは思いますが、区としてこの状況というかあり方についての考えということをお伺いしたいと思います。

○松山障害者福祉課長 児童発達支援における時間にかかわる国の議論があるかというご質問でございます。国としましては、全国の経営実態調査のもとに国の検討チームで報酬等を数例審議し、設定しているところがございますが、時間の長短につきましては、今のところ議論の俎上には上がっていないというのが実情でございます。

次に、区の認識についてでございますけれども、国全体の中で各事業所の負担感について、きめ細かな負担感の設定にはなっていない部分もあるのではないかと考えておりますけれども、ただし、事業者の負担感を客観的に、例えば上乘せ補助するという形にできるかどうかについては、現段階ではちょっと難しいかなと思っております。ですが、引き続き事業者に安定して児童発達支援に良質なサービスを提供してほしいと思っておりますので、事業者と意見交換を行いながら研究を重ねていきたいと思っております。

○塚本委員 いわゆる良質なサービスというところで、そのためにということでの研究、検討を今後ともよろしくお伺いしたいと思います。

次に、高齢者福祉施設運営費あるいは障害者福祉施設運営費で、今現在、ご案内のとおりですけども施設入所者への面会中止ということがなされております。これはいたし方ないというか、やらざるを得ない措置だと思いますけれども、一応、現在公表されているところでは3月31日、今月いっぱいというところがございます。これは始まって大分日数も経っていますけれども、現在、各施設において入居者の状況に何か変化等が起きてきているようなところはないか。また、施設側の対応等で今までにはなかった新たな対策、対応というのか、そういったことも出てきたりしているところはないのか、これま

でどおり安定して通常どおりですということなのか、そこを確認させてください。

**○寺嶋高齢者福祉課長** 特養ホームを初め入所系の施設につきましては、3月31日まで面会の原則中止という形をとらせていただいたところでございます。結論から申しますと、何か大きな支障等が起きているかということに関しましては、今の段階では特に起きているという情報は入っておりません。当初はご家族の方からどうしてなのだというようなお問い合わせも数件はあったように聞いておりますけれども、これは昨今の報道等からもおわかりいただけるように、それから、あと例えば容体が急変した場合、それからお看取りといったようなことが発生した場合には、時間、場所それから消毒等を徹底してそういった対応は例外的にはできるという前提のもとでの対応となっておりますので、今の段階では特段問題は起きておりません。

**○松山障害者福祉課長** 障害者福祉施設におきましても同様に、入所施設それからグループホームに関して面会の中止というのを行っております。今のところ施設側から特段大きな変化はないと聞いております。これまでもインフルエンザ対策等できちんと感染症対策は気にかけておりまして、さらにそれ以上に感染症予防に配慮して支援を行っていると考えております。

**○塚本委員** 一応3月31日までということになっておりますけれども、これは感染症、新型コロナウイルスの状況次第でどうなるかわからない、4月以降についてもということはあるかと思っておりますので、特に高齢者の方を預けていらっしゃる方から、ずっと家族と会わないと認知症が進んでしまうのではないかと、そういったご心配の声も届いていたりするので、長期化していくかもしれないという中では、いろいろ新たな対応等も場合によっては出てくるのかもしれないということは十分に視野に入れるというか、頭に入れながら今後とも気にかけて対応していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、252ページの保育支援費の中で、私立保育園に特別支援が必要な幼児の方がいらっしゃるごときに、そのケアをするために保育士を加配するということがあります。これは昨年的一般質問でも質問させていただいて、昨年度についても、その時点だと思ひますけれども47名が今、加配されております。対象としては身体障害者手帳5級と、愛の手帳4度といったような基準をもって園側から申請があれば加配されますということでした。

新年度の予算を見させていただいたのですけれども、区立保育園の保育園費には特別支援保育というものが見当たらなかったのですけれども、これはどこに予算として計上されているのか。それから、加配の予算上の人数は何人ぐらいになっているのかというのは、この予算書をどう見ればわかるというか、見ればよいのかということをお初めに教えてください。

**○大澤保育支援課長** 私立保育園の特別支援児の加算でございますけれども、区内私立保育園経費の運営費の区加算という項目の中に入れてございます。予算としては、今年度は昨年度の実績を踏まえまして50名程度の予算を見込んでおります。

**○塚本委員** 私立保育園においては50名程度の予算を計上していただいているということなのですが、なかなか加配について、今現在は身体障害者手帳5級、愛の手帳4度ということで明確な客観性を持った基準でなされているのですけれども、なかなか保護者においては発達特性というものの受け入れという問題があつて、実際には非常に支援が必要なお子さんの状況であっても、こういった手帳とか、障害の認定というところに行かないということで、なかなかその現場として、現実的に必要なところにきちんと加配するというようなことがなし得ない部分もちょっとあるやに聞いております。そ



ういったところで、基準の緩和というところとちょっと言い過ぎなのではけれども、そういった例外的などうか、現場の状況において、現在の基準には沿っていないのだけれども、かなり客観的に周りから見ると特別支援は必要だねといったような場合に加配していくというような考え方というのは難しいのでしょうかということで、ご検討いただけないかということなのですが、ご答弁をお願いいたします。

**○大澤保育支援課長** 加配の補助でございますが、やはり年間二百数十万円のお金を配分しますので、客観的な資料ということで求めております。具体的には手帳か、療育の記録ですとか診断書等を出していただいております。また、今は現場からのお声で、障害ではなくて病気、疾病の場合も個別の対応が必要なお子さんが増えているということで、来年度からは疾病の場合でも加配の補助をすることとして、各園には周知しているところです。やはり委員おっしゃるとおり、なかなか保護者の方に客観的な資料を求めるのが難しいというお声は確かにあって、それはご相談を受けたときは個別に対応しております。また、基本的には特別支援の巡回指導等で臨床心理士の方が各園を回っており、そのときに保護者の方への伝え方等も相談にのっておりますので、その中で対応していただいているという状況でございます。

**○塚本委員** でき得る限り現場の状況に即した形で、臨機応変ではないのですけれども、そういった対応についても、特に保護者の方への理解促進ということがしっかり進めばこの問題も大分解決する部分もあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、私立保育園の事務負担増の話なのですが、先日もちょっと触れました、公明党が行った幼児教育無償化アンケートで、事業者から事務負担が増えたという話が大変多く寄せられました。まず最初に、事務分担増というのはどういうところが増えているのかということをお教えいただければと思います。

**○大澤保育支援課長** 無償化に伴う私立保育園の事務負担でございますが、一番大きなところは副食費を保護者から徴収する事務が各園でかなり大変と聞いてございます。ただ、品川区におきましては副食費は公費負担になってございますので、品川区内の園ではそのような事務負担は生じておりません。

**○塚本委員** 今、副食費というお話で、それは品川区は確かに無償でやっていたのでそのところはないのだらうと思います。ただ、このアンケートで事務負担が多いというのは、品川区内の事業者にも私も直接聞いていることでもあるので、やはりそれ以外の部分でも何か増えている部分もあるのかなとも捉えておりますので、そういった部分で今後は区としてもこの辺に注視していただいて、書類の簡素化あるいは手続きをICT化等して、なかなか保育士の方というのはそういう事務という、その辺の能力を期待されて採用されているという方はあまりいらっしやらないだらうと思いますし、そういう意味では事務の簡素化にいろいろな形でのアイデアを提供するではないですけれども、できる限りの簡素化ということに努めていただければと思うのですが、最後にご答弁をお願いいたします。

**○大澤保育支援課長** 無償化に伴う事務に限らず、補助金ですとか公定価格の部分でかなり難しい書類がたくさんあることは認識してございますが、都に出したり、国に出したりということではいたし方ない部分もあるのですけれども、できるだけわかりやすい説明をするなどに努めてまいりたいと思います。

**○鈴木（真）委員長** 次に、高橋伸明委員。

**○高橋（伸）委員** 217ページ、外国人介護人材受入環境整備、485ページ、後期高齢者歯科健康診査についてお聞きいたします。

まず初めに217ページ、外国人介護人材受入環境整備、そしてICT見守りシステム設置ということで、これは新規事業だと思うのですが、プレス発表ですと外国人介護人材受入の支援として、外国人介護人材登用における現地面接からの受け入れということなのですが、これは事前にもうあらか

じめ決めているのか、いないのかということと、取り組みをまず最初に教えていただきたいと思います。

**○寺嶋高齢者福祉課長** 外国人材の活用に関する取り組み、こちらのまず背景といたしましては、人材不足ということが叫ばれている中で、品川区としてもいろいろな方策を考えてきたところです。特に令和元年度は他地区の法人が取り組んでいて、品川区の法人がまだ未実施な事業といったあたりを重点的に洗い出しまして、その中の1つであったのが外国人材の活用というところでもございました。他地区の場合はそもそも人材そのものがないので、募集しても集まらないといった実態がございます。品川区の場合は面接すれば来ることは来るのですがすぐには来ないとか、来ても1人とか、こういうような状態で、いずれにしてもそのあたりで他地区の取り組みのほうが若干進んでいるのは、そういった背景がまずあるということです。

それで、取り組みに関しまして実際に取り組んでいる法人、それからそれぞれの団体等にヒアリングを行いまして、まず受け入れ前の支援、施設の受け入れ体制づくり、それから受け入れ時の支援ということで、先ほど委員からありました現地面接等に係る経費、それから受け入れ後の支援ということで入国した後のフォローアップに対する支援、こういったものを施策として展開していきたいと考えております。それで、実際に当てがあるかどうかということにつきましては、取り組みがあればぜひやってみたいという法人から複数声が上がっているという現状でございます。

**○高橋（伸）委員** そうしますと、今、課長からご答弁があったとおり、令和元年度からある程度プロジェクトチームをつくっているいろいろとさまざまな調査をして、今期の新規事業に至るということだと思っておりますけれども、それと外国人の住む場所、居住支援として、法人に対する家賃助成も実施することなのですが、大体でいいのですがどういうふうにやっていくのかということと、あとはICT見守りシステム設置、これ区立の地域密着型多機能ホームでいろいろなケアシステムサポートを導入しているいろいろやるということなのですが、これは時期的にいつごろから運用されるのかということです。このICT見守りシステム設置支援の予算は3,900万円余ということなので、結構これの構築を図って取り組んでいくのかなと思うのですが、その取り組み内容と、時期はいつごろになるのかということをお知らせいただきたいと思います。

**○寺嶋高齢者福祉課長** 今年度、福祉部内で課を越えてプロジェクトチームをつくりまして、いろいろな施設の見学等をさせていただいたところでもございます。その中で、実際に取り組んでいる法人に聞いたところ、一様に同じ要望というか、これがあつたらいいというご意見をいただいたのが家賃助成ということで、1つは金額的な問題がある、それからやはり外国人ということなので法人が家を借りて、それに対して外国人に住んでもらうということで、大家に断られないような施策の一環としてやるということで、この2点を入れまして外国人に対する家賃助成は非常に効果的だと、このような声がほぼ全ての法人から来ましたので、これはぜひ取り組んでいきたいということで、今のところ若干の自己負担はいろいろ税控除の関係で発生するというのも聞いておりますので、それを引いた法人負担分の8分の7を月額で助成、その他もろもろの雑費等考えております。

それからICTの見守りシステムにつきましては、先行して西五反田ケアホームで各部屋に、ご本人、ご家族の同意を得て見守りセンサーというものがついておりまして、その状況がスマホに飛んでくるといった大変効率のいいシステムがございます。こちらを見学してぜひ入れたいということで、民間の施設は都の補助金が対象になるのですが、区立指定管理につきましては都の補助金の対象にならないので、区のほうで独自に補助するというのを考えたものでございます。

**○高橋（伸）委員** ぜひとも人材確保、ICTをやっていただきたいと思います。

続きまして485ページ、後期高齢者歯科健康診査についてお聞きいたします。歯と口の健康づくりというのは非常に重要かと思っています。本区でも妊産婦からご高齢者の方まで各世代にわたり事業を実施していると思いますけれども、今期、令和元年度から東京都後期高齢者医療広域連合からの補助金の交付を受けて実施しているということなのですけれども、今期からの初めての事業だと思うので、まずその内容をお知らせいただきたいと思います。

**○池田国保医療年金課長** 後期高齢者医療の歯科健診の内容についてお知らせいたします。こちらにつきましても、一般的な口腔内検査のほかに口腔機能の評価、それからフレイル評価ということで3つの健診を行うものでございまして、従来の口腔内検査だけでなく、実際にフレイルに着目した検査でございます。

**○高橋（伸）委員** わかりました。これは対象者が76歳、78歳ということなのですけれども、この対象者の方には年度内に受診してくださいということで、約7,000人に対して受診の見込み者数が約2,000人ということなのですけれども、今月31日までなのですが、今大体どれぐらいの方が受診されているのか、わかれば教えていただきたいと思います。

**○池田国保医療年金課長** 今の歯科健診についてでございますけれども、1月31日で終了ということになってございまして、私どものほうに請求があった件数でございますが、実際には818件が2月末の結果として届いている状況でございます。

**○高橋（伸）委員** これは来年度、令和2年度にも予算として盛り込まれておりますけれども、今度は対象者が76歳、78歳に加えて80歳の方も対象になるということなのですが、見込み人数もまた2,000人ということで、これは見込みですから2,000人という数字が出ているのですけれども、区の予想としてはどの程度になるのかということをお教えください。

**○池田国保医療年金課長** 今年度の実際受診率につきましてはおよそ14%を見込んでいたところでございますけれども、来年度につきましてはおよそ19%の方に受診していただくということで、76歳、78歳、それから80歳の方と3世代をまとめまして約2,000人ほどの方に受診していただきたいということを予想しているところでございます。

**○高橋（伸）委員** 14%ということで、介護予防そして健康づくりにもつながるので、啓発も当然やっておられると思いますけれども、ぜひ周知をよろしくお願いいたします。

**○鈴木（真）委員長** 次に、のだて稔史委員。

**○のだて委員** 私からは239ページ、子育て応援課の組織改編について、241ページ、子どもすこやか医療費助成事業について伺います。

これまでは子ども家庭支援課という名称でしたが、来年度から子育て応援課に名称が変更されることが示されました。支援から応援と名称が変わり、一步引いた感じがしております。福祉を後退させて、権利保障から自己責任に変質させるものではないのか伺います。

**○三ツ橋子ども家庭支援課長** 来年度、課名を変更いたします。子ども家庭支援課から子育て応援課ということになりますけれども、委員ご指摘のようなことは全く関係なく、業務内容も変わりません。また引き続き子どもすこやか医療費助成、そしてひとり親家庭相談、またガバメントクラウドファンディングなど子育て事業の推進に向けて取り組んでまいります。

**○のだて委員** 内容は全く変わらないと、そういったこととは関係ないということでしたけれども、この機会に合わせて後退させるということがあってはならないと思います。新たな長期基本計画案では障害者福祉や高齢者福祉の言葉をなくし、支え合いの環境づくりに置きかえられ、つまりは福祉は自己

責任へと変えようというものです。こうした上位計画のもとでの組織改編のため、後退しかねないという危惧は拭いきれないと思っております。これまでの子ども家庭支援課では、やはり児童手当とかひとり親家庭への支援などを行ってきた所管課ですので後退させてはいけないと思っておりますけれども、施策を後退させるものではないということによろしいでしょうか。

**○三ツ橋子ども家庭支援課長** 今回の課名変更でございますが、来年度、児童相談機能の強化のため子ども家庭支援センターが課として設置されますので、その関係で子ども家庭支援課が子育て応援課という部分になります。業務後退は全くいたしませんので、引き続き推進して取り組んでまいります。

**○崎村児童相談担当課長** 来年度、我々の所管、児童相談担当部署で子ども家庭支援センターというものを設置いたします。こちらは今、子ども家庭支援課長からもございましたように児童相談所を開設した際の児童虐待相談を含めまして相談体制を一元的に行うという目的もございまして、今回、組織改正を行うものでございます。子ども家庭支援課には大変ご迷惑を決する形にはなりませんけれども、都下の区市町村におきましては児童相談所のカウンターパートとして区市町村に子ども家庭支援センターという組織や施設が備えつけられているところが多数ございます。区におきましても、今回の組織改正において児童相談機能の強化、児童相談体制の一元化ということで子ども家庭支援センターを設置するものでございます。

**○のだて委員** 理由はわかりました。後退させるものではないということでしたので、むしろこの名称が変わってよくなったと言われるようにぜひ充実していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

**○三ツ橋子ども家庭支援課長** 来年度から子育て応援課として事業が本当に進んで、いい課となるように引き続き努力してまいります。

**○のだて委員** ぜひ後退することがない、そしてむしろ充実していくということを要望し、今後を見ていきたいと思っております。

次に、子どもすこやか医療費助成について伺います。今年度から高校生入院費まで無料ということで拡大されました。今年度の申請件数とその医療費を伺います。

**○三ツ橋子ども家庭支援課長** 今年度の申請が確定している件数は16件で、その関係の費用でございますけれども約130万円となっております。

**○のだて委員** 今年度の予算では250件で804万円となっておりますけれども、見込みよりも低い水準になっているということになりますが、申請数が少ない理由は何だと考えているのか伺います。

**○三ツ橋子ども家庭支援課長** 今、委員ご指摘の申請数が少ないという部分でございますけれども、非常に難しいと捉えております。まだ明確なことは検証しておりませんが、元気な高校生が多いのか、そのあたりは検証しないと明確なことはわかりません。

**○のだて委員** 今年度から始まったばかりということで、検証はこれからということでしたので、ぜひそこは検証していただきたいと思っておりますけれども、やはり今年度からということで周知が行き渡っていないのかなという点はあるのかと思っておりますが、一度お知らせができてきても、実際にけがなどをした場合にすぐ思い当たらないということもあるのかなと思っておりますので、引き続き周知徹底をお願いいたしますが、いかがでしょうか。

**○三ツ橋子ども家庭支援課長** こちらの周知徹底の部分でございますけれども、4月1日の広報、また4月21日の広報、そして6月21日の広報でお知らせしているところでございます。そのほか、各入院関係の医療機関のところにもお知らせを貼っております。また、そのほか児童扶養手当、子ども家

庭支援課の窓口などでも対応しております。

**○のだて委員** いろいろなところでやられているということで、ぜひ周知徹底を引き続きしていただきたいと思います。そしてさらに拡充して、18歳までの医療費を、入院費のみでなく全て無料にさせていただきたいと思います。これまでも求めてきましたが、昨年の決算特別委員会で無料にした際に必要な金額は、ひとり親家庭医療費から割り出されたということで2億4,000万円との答弁でした。入院費のみだと予算ベースで見ても800万円ということで、全て無料にすると2億4,000万円ということで随分開きがあるなと思ひまして調べてみました。既に18歳まで医療費無料化を実施している千代田区では、ゼロから18歳までの施策をいろいろ充実させている中の1つとして平成23年4月から始まって、10月から医療機関で利用できる医療証を交付して、平成27年4月から整骨院等でも利用できるようになりました。この千代田区の平成30年度の予算は約4,000万円ということで、4,700件の申請があり、毎年徐々に伸びているということでした。千代田区の人口は約6万人ですので、単純計算ですと約6.5倍の予算、2億6,000万円ということで大体妥当な見込みなのかなと思っておりますけれども、1人当たり8,500円ということになりますので、品川区の財政であれば十分可能だと思いますので、ぜひ18歳まで医療費の無料化を実施していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

**○三ツ橋子ども家庭支援課長** 今、委員のご提案の子どもすこやか医療費を高校生まで拡大するという部分でございますけれども、今、ようやく高校生等の入院医療費助成が今年度から始まりまして。まだまだ検証の段階だと思っております。

また、委員ご指摘のように23区の中で千代田区だけが高校生までのすこやか医療費の助成をしているところがございますけれども、品川区といたしましては拡大につきましては非常に難しい、また今のところ全く検討していない状況でございます。

**○のだて委員** 全く検討していないというお話ですが、先ほどの入院費の問題でも無料にして大変好評だということではございましたので、入院費の助成を今年度から始めた効果というのはいかがだったでしょうか。

**○三ツ橋子ども家庭支援課長** 今回、高校生まで拡大した高校生等の入院医療費助成でございますけれども、申請された方のご意見を伺いますと非常によかったと聞いております。

**○のだて委員** 助かると思っておりますので、ぜひ18歳まで拡大していただきたいと思います。

**○鈴木（真）委員長** 次に、あべ委員。

**○あべ委員** 私からは新型コロナウイルスの関係で高齢者福祉、児童福祉全般にわたっての質問、それから231ページ、障害児支援事業、242ページ、児童保育費、保育園の二次募集の申し込みの結果について、時間があれば259ページのオアシスルームまでお伺いしたいと思います。

まず、新型コロナウイルスの専門家会議において、当初は2週間が瀬戸際と言っていたわけですがけれども、今日でちょうど2週間となります。さらに長期化も覚悟しなければいけない事態かと思っておりますけれども、他の自治体では保育園の保育士や福祉施設の職員の感染が相次いで報道されております。もちろん、まずは症状がある方は出勤をしないでほしいというのが大原則だと思うのですが、現場からは人手が足りなくて、熱があっても休めないというような声もちらほら聞こえてきているところですので。特に保育園などの応援態勢を考える時期に来ているのではないかと思います、いかがかお考えでしょうか。

**○佐藤保育課長** 区立保育園における新型コロナウイルスの対応でございますが、まず区立保育園に

関しましては、例えば幼児に対して複数担任とかフリーの保育士、副園長等も配置しているところで、ふだんから質の高い保育ということで人材を充実させているところでございます。先般、3月2日に臨時の園長会を行いまして、今回の新型コロナウイルスの対応に向けて全力で取り組むということで、複数担任とかというところはとりあえず見直すといえますか、今後の保育に向けては一定自分の家庭状況等、休める環境に向けて、そちらのほうに考えをシフトしていくようにということで指示を出しているところでございます。

**○あべ委員** 公立だけではなくて、公設民営園についても人件費としてはそれなりに出ているとは思いますが、実態としては非常に配置が厳しい状況にあるかなと思います。そのあたりの配置状況、そしてどのような形でシフトが組んでいるのかということも、保育課でぜひ確認をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、続けての質問です。午前中の質疑の中で、障害児支援事業の中で戸越ルーム、医療的ケア児の受け入れということで検討されているということでした。この開設のスケジュール、それからこれは相談がメインということだと思っておりますけれども、対象になる年齢ですとか、あるいは歩ける医療的ケア児や知的なおくれない医療的ケア児にも対応するかどうかということについて、お考えをお聞かせください。

**○吉田保育施設調整担当課長** 公設民営園の運営についてのお話かと思っております。公設民営園につきましても区立園同様、柔軟なクラス編成をもちましてこの大変な事態を乗り切っていくように考えて、周知しているところでございます。

**○松山障害者福祉課長** 委員お尋ねの戸越ルームのスケジュールについてですけれども、4月以降に委員会報告させていただいた後、公募の上、来年度中には開始していただくことを考えております。

また、次に対象ですけれども、そちらの公募で選定された運営事業者との相談になるかと思っておりますが、区といたしましては親子で来ていただくことを前提に考えておりますので、医療的ケアや障害の程度等の条件はつけずに、幅広くいろいろな方々を受け入れていただきたいと考えております。

**○あべ委員** 公設民営園についても周知だけではなくて、実際に確保できるような形でぜひ目を配っていただければと思います。

それから戸越ルームのほうですけれども、特に今、歩ける医療的ケア児などは相談できるところもとても少ないと思いますので、ぜひ事業者と相談の上、整えていただければと思います。

それから、保育園の二次申込み結果が先週末に発送されたかと思うのですが、その結果の数字について、二次の申し込み数、承諾数そして不承諾数を教えてください。

**○佐藤保育課長** まず、二次の申し込み者数ですが、0歳児43名、1歳児53名、2歳児31名、3歳児32名、4歳児18名、5歳児18名、合計195名です。

二次の内定でございますが、0歳児が97名、1歳児が71名、2歳児が62名、3歳児が70名、4歳児が42名、5歳児が19名の361人です。

一次と二次を足した後の不承諾数ですが、0歳児85名、1歳児619名、2歳児265名、3歳児145名、4歳児59名、5歳児44名、合計1,217名で、一次の発表時よりも370名程度減っているところでございます。

**○あべ委員** 二次が終わった段階でも1,200人以上の不承諾があるということで、これから数週間の間、大変心を痛めているところです。この1,217人の方々は、二次が終わった後でそれぞれどのような行き先があると考えていらっしゃるのでしょうか。また、今度の待機児童数がどの程度にな

るか、改めて見通しを教えてください。

**○大澤保育支援課長** 二次の結果の通知には、認証保育所の助成ですとか認可外の施設を使った場合の助成、またベビーシッターを使った場合の助成、そのほかに定期利用保育の案内等を同封してございます。そちらのほかの施設への利用ということで考えております。

数としての提供はできておりますが、マッチングとしてはなかなか難しい部分もあると思いますので、実質的にはゼロに近い数になると思いますけれども、あきはあるけれども、待機児童としてはやはり何人かは残ると考えております。

**○あべ委員** 待機児童がゼロに近い数字になると思うというご答弁だったのですけれども、もう既に一次の不承諾で諦めて二次に申し込みをしなかった方、あるいは二次を申し込みするのではなくて認証を探されている方等々がいらっしゃいます。そして、もう既に認証もなかなか入れないということで、正社員であっても離職せざるを得ないのではないかとというようなご相談もいただいているところです。このゼロに近いというのは、かなり多くの諦めの結果にもなるのではないかと非常に危惧しているところです。また、定期利用はその多くがひろまち保育園のあと1年間だけの定期利用ですので、来年度はここにさらにプラス100人の行き先のない子どもたちがまた出てきて、来年度の待機児童激増の要因になるのではないかと危惧しております。来年度も含めての定期利用に対するお考えというのはどのようになっていますでしょうか。

**○大澤保育支援課長** 令和3年4月の開設の計画につきましては、ひろまちの閉園も見込んだ開設の計画を立てておりますので、そこは飲み込んでいけると現時点では認識してございます。

**○あべ委員** 定員増については期待しております。

あと、ベビーシッター制度では今度東京都が、利用者にとっては1時間150円という非常に利用しやすい金額での新たな事業を打ち出しているところです。しかしながら、これは区が窓口になっていること、そしてこれを利用すると雑収入として考えられるということで、確定申告が必要で新たな税金が必要である上に、来年度の保育園申し込みの際には収入が増えて不利になるということも指摘されております。こうしたことが保護者の誤解やトラブルを生まないように、区のほうでも都和連携して説明が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○大澤保育支援課長** 区からのご案内でも、必ず利用案内、利用約款についてはご覧くださいということをお知らせしており、また、必ず区の窓口には一度は来て、職員から説明を受けることになっておりますので、その中でもその辺は漏れなくご案内したいと考えております。

**○あべ委員** 最後にオアシスルーム、これは要望だけにしておきますが、八潮地域で今後開設に向けて努力するというご答弁をいただいております。本年度、是非ご検討いただければと思っておりますが、もし3秒でも可能であれば。

**○鈴木（真）委員長** 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時13分休憩

○午後3時30分再開

**○鈴木（真）委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。西村委員。

**○西村委員** 233ページ、地域子育て支援センター運営費、239ページ、ファミリーサポートセンター運営費、257ページ、子育て交流ルーム運営費、259ページ、地域子育て支援拠点事業費、

時間が許せば、すまいるスクールについて伺います。

先ほど担当課長がおっしゃっていましたが、私も先日テレビで「孤独な子育て」ということで特集をされているのを見ました。愛知県豊田市、三つ子育児の母親が実刑を受けた事件がありましたが、どのように緩やかに孤立化したのかが、余りにも身につまされる内容でした。

品川区の乳幼児を育てている親子の居場所について、伺ってまいりたいと思います。今、区内にどのような場所があるのでしょうか。教えてください。

**○廣田子ども育成課長** 品川区内にさまざまございますけれども、乳幼児親子の交流の場といたしましては、児童センターの中で行っております親子のひろばでありますとか、ぷりすくーる西五反田の子育て支援センター内にある子育て広場、またその他ゆうゆうプラザ、荏原区民センターの中でやっておりますすきっぷひろば、大崎にこにこるーむ、家庭あんしんセンター内にございますフラット広場、地域交流室であるポップンルーム等がございます。

**○西村委員** 私も区報などを見ながら、区内の親子施設改めて整理してみたのですが、室内で平日をメインにいつでも行ける場所は、どちらでしょうか。ぷりすくーる西五反田内の地域子育て支援センター、平塚橋の子育て支援センター、ポップンルーム、児童センターで合っていますでしょうか。教えてください。

**○廣田子ども育成課長** 場所によって曜日が決まっているものもございますが、全て自由に行くことができます。

**○西村委員** 今、私が名前を挙げさせていただいた場所は、月曜日から金曜日を中心に行ける、場合によっては土曜日行けるところもありますが、ではないかと思っています。児童センターは25カ所、各エリアに配置されてますけれども、その他施設はどこが、いつあいているのかわかりづらいと思っております。常にあいている場所というのは、月曜日から金曜日まであいているのは、ぷりすくーるですと西五反田、子育て支援センターですと平塚橋、ポップンルームは3カ所ありまして、荏原、北品川、平塚だと思っております。子育て交流サロンは、曜日固定で月3回程度開かれていると思っておりますが、場所は、荏原、大崎、平塚橋と、地域に偏りがあると思っております。

その他、区内にはほっとサロンが6カ所あります。ゆうゆうプラザも2カ所ありますが、開催曜日、回数はバラバラです。プレイパークもありますが、室内に限って伺います。

例えば世田谷区では、空白地域に対して民間の運営事業者を募集し、区の補助制度を導入しています。週三、四回、週5回など、開設日数によって補助額が変わってございました。また、引き続き居場所をつくり続けるため、お出かけ広場向けの空き家、空き室情報をお寄せくださいと、募集をしております。その結果、区の認定を受けたお出かけ広場は、現在39カ所になっておりました。そこには、地域の子育て支援活動を行っているグループが、多数参画しています。世田谷区は人口も品川区と異なりますので、あくまで参考にさせていただきます。このお出かけ広場を運営する団体の方からお話を伺いました。5年前から、区民版子ども・子育て会議を二、三カ月に1回開催し、50人ほどが毎回参加すると運営者がおっしゃっていました。運営者同士での連携があり、心配な家族を自然と見守る連携があるそうです。

品川区内の乳幼児を育てている父親、母親は、今ある施設をどれぐらい利用しているのでしょうか。ベビーカーで行く行動範囲でいつでも行ける場所というと、ずっと減ってしまうのではないかと思います。いかがでしょうか。区内に空白地域はないのでしょうか。お聞かせください。

**○廣田子ども育成課長** 乳幼児親子の自由に行ける場ということですが、品川区の児童セン



ターの中に親子サロンというのを設けておまして、そちらについてはいつでも行くことができます。現在、品川区内に児童センターが25館ございますけれども、児童センターが空白地域となる荏原地域につきましては荏原区民センター、平塚橋、大崎のほうもそうですけれども、空白地域ということで、こちらで子育て交流サロンを開いているという経過がございます。

**○西村委員** 児童センターは私も、子どもが小さいころに利用させていただいたのですが、区民の方からの声は二分する部分がありまして、一度行って利用しなくなったという方の声も聞いてまいりました。その方にお話を伺いますと、話しかけてもらえる方がおらず、行って帰るだけのことがあり、行くのをやめたですとか、赤ちゃんコーナーや幼児コーナーはあるけれども、小学生が一気に流れ込んできたりして、危なかったというふうなお声もありました。せっかくセンターごとにさまざまな取り組みをしてくださっていますので、小さな子どもを育てている親がほっと和めるような居場所としての改善を、要望させていただきますが、いかがでしょうか。

**○廣田子ども育成課長** 児童センター等におきましては、親子の広場につきましては月齢ごとに分けて、クラブという形でやっているところがたくさんございますので、そちらもご利用いただければと思っております。また児童センターを主軸としてはおりますけれども、空白となる地域につきましてはポップンルームその他、さまざまな施設がございますので、アプリ等を利用して周知をして、いろいろなところを選択できるような形に努めていきたいと思っております。

**○西村委員** このような施設はたくさんありますけれども、少々わかりづらいというところを再度申し上げさせていただきます。次の質問に移らせていただきます。

自主的なお母さん同士の会や任意団体、親子サロンなど、区内にはさまざまに母子の孤立を防ぎたいと活動してくださっている区民の方がいます。またこれ以外に、親子広場ではなくとも、その役割を意識して開催してくださっている方々がいらっしゃいます。区民の皆さんがサービスを活用するために、もう一度、地域のネットワークがどうなっているのかも見てみたいと思っています。

今後、子育て支援活動を行っているグループに対する支援の取り組みイメージがありましたら、お聞かせください。

**○廣田子ども育成課長** 考え方として、二つ考えております。一つは、地域の団体の方が自主グループで支援事業を行う際に、新年度から上限5万円にするのですけれども、簡単な審査は行いますけれども、事業に対して助成をする制度も持っております。こちらにつきましては、使いやすいような形になるようにまた取り組んでいきたいと思っております。

また子育て支援グループの方から、個別であったり、グループの方であったりとか、私たちはこういうことをやっています、こういうことができますというお声を私もいただいているところでございます。なかなかまとめてお話を聞くことができませんけれども、今後、行政だけで全てを賄えるとは思ってございませんので、地域の活動も今後、区としてはともに、協働という形で取り組んでいくことが大切かと思っておりますので、少しずつではございますけれども、一緒にやれるように取り組んでいきたいと思っております。

**○西村委員** 大変期待しております。よろしく願いいたします。

また地域のつながりの中で、ほっとサロンをサポートしてくださっている方々での、横の連携もあるというふうに伺いました。まさに先ほど申し上げましたような、心配な親子ですとか母親をサポートしながら、声をかけ合っているというふうに区民の方から伺っておりますので、ぜひともご支援の輪を広げていただけますようお願いいたします。

また、区内のドゥーラの方にヒアリングをさせていただきますと、30代前半以下の子育てはまた変わってきているというふうに感じました。父親と母親が同じタイミングで復職するのですとか、母乳の時間帯を父親が把握している、家計を支えるのも男女平等の方が多くなってきたとおっしゃっていました。既に私の子どもが乳児だったころと、大分変わってきていると実感します。そのような区内の父親、母親の変化も現場の皆さんは感じながら、サポートしてくださっておりますので、ぜひとも連携していただきたいと思います。

次に、人的サポート面での質問をさせていただきます。昨年的一般質問でも取り上げさせていただきましたが、ファミリー・サポートの提供会員と依頼会員の乖離については、議事録を見ますと数年前から議論されているように思いました。各自治体の状況を調べたり、母親たちの声を聞いたりしてきましたが、どこの自治体も会員は頭打ちの傾向でした。養成講座の回数を見直す、告知の方法を見直すなどして、提供会員を増やしている自治体もありますが、仕組みを見直すことはできないだろうかと考えてまいりました。時給800円というのも、時代にそぐわなくなってきました。

なかなか日本に根づかなかったベビーシッターや家事代行サービスが、少しずつ使われるようになってきましたが、まだまだ金額的には高く、多くの母親は使えないと言っている一方で、子育てに困っている依頼会員は後を絶ちません。3月3日、令和2年度多胎児家庭支援に関する国の要綱案が公表され、シッターの敷居が下がり、大変期待をしています。

ファミリー・サポートを利用する、子育ての手助けが欲しい方への今後の担当課の見解、考え方を聞かせください。

**○三ツ橋子ども家庭支援課長** ファミリー・サポート・センター事業でございますが、こちらは地域で子育ての援助を行いたい方、提供会員と、子育ての援助を受けたい方、依頼会員を支援するための事業でございます。こちらに関しましては、委員ご指摘のように有償ボランティアという形をとらせていただいております。今、実際のファミリー・サポート・センター事業の課題でございますが、委員もご指摘ありましたように、依頼会員に対して提供会員が少ないという部分だと捉えております。今年度につきましても、平塚、大井ファミリー・サポート・センターと定期的に打ち合わせを実際に持ちまして、課題等を確認し、そして解決に向けて話し合っているところでございます。今後は、委員ご指摘のことも含めてさまざまな課題解決に向けて、一步一步進めていきたいと思っております。

**○西村委員** どのような各自治体の取り組みがあるのかいろいろ調べてみたのですが、例えば品川区のホームページで「シッター」と検索をすると、このファミリー・サポートのサービスが出てくるのですとか、さまざまに組み込みはあるのですが、そういった努力もしていただきながらではあるのですが、何か今の時代にそぐう形で、求めている方がこれだけいらっしゃいますので、できないかと思っています。

私ごとではあります。私自身も行きましたけれども、私は何とかやっていくことができますので、やはり現場のスタッフとお話ししておりますと、もっと困っている方に回してあげたほうがいいのではないかと、お母さん同士でも譲り合いが生まれているように思います。また、今、提供会員の中で、1人の方が何人のお子さんを見るというような現状もあると思うのですが、そのあたりの現場の雰囲気をお聞かせください。

**○三ツ橋子ども家庭支援課長** 委員ご指摘のように、提供会員が少ないという部分に関しましては、依頼会員との比率でやはり、さまざまな状況が、現場の声を聞いております。そのあたりにつきましても、平塚、大井ファミリー・サポート・センターの皆さんと、打ち合わせを持って対応してまいりたい



というのが一番可能性として高いということは、ご家族からもご理解いただいておりますので、ご家族からは一定程度のご理解をいただいているところでございます。

**○大倉委員** 応援事業ですが、私立幼稚園に限ってはバレーボールセットということで、基本的には今までやってきた事業というか、子どもたち向けの体験事業等が、最終的に今年のオリンピック・パラリンピックを見に行き、いろいろな体験から見学して応援をして、東京2020大会が子どもたちにとって記念すべき思い出になるように、という取り組みかと思っておりますが、やはり熱中症対策とか、見学をする際に5歳児の子どもたちということで、プレス発表資料を見るとそういうことが書いてあって、先ほどのご説明でそういうことなのだなということで、認識したのですが、5歳児の子どもたちと一緒に見学しに行くということが、先生方の会場までのルートということも大変ですし、子どもたちを安全に会場まで連れていくということ、またその会場でしっかりと子どもたちがその競技を観戦できるかという心配の声が出ているのですが、そういったところの取り組みについて、また子どもたちの安全というところで熱中症対策について、どのようになっているのかということと、どのくらいの子どもの子どもたちが行けるのかということをお教えいただければと思います。

シルバーセンター、高齢者施設等はわかりました。しっかりご説明して、納得いただいているということだったので、よくわかりました。

一方で、例えば今政府のほうでもカラオケとかマージャン、そういったところの施設についても少し懸念がされていて、懸念というか、こういう施設についても、なるべく感染拡大にならないように取り組んでくださいというところでは、健康づくり・生きがい活動事業では、さまざまなシルバードンスパーティー、いきいき健康マージャン広場、いきいきカラオケ広場などがありますが、この辺についてはどのようになっているのかお教えいただきたい。

**○吉田保育施設調整担当課長** 5歳児の子どもがオリンピックの観戦に行く件で、ご質問だったと思います。会場までのルートにつきましては、子どもたちを安全に連れていけるように、保育士を含め熱中症等にならないよう看護師等も、一緒についていく形で進めてまいります。

それから競技の観戦につきましては、これはやはり何十年に1度しかないものでございますので、その観戦する子どもたちの心の記憶に残るような形で、対応がとれればと考えております。

それと熱中症対策でございますけれども、園児用の帽子とタオル、こちらを配布する予定です。それから園単位ですけれども、例えば冷やせるようなものを何か配ろうということで予定しております。

**○宮尾高齢者地域支援課長** 私ども施設の臨時休館以外にも、ご高齢の方が一定程度の人数のグループ等で、一つの場所に集まってやっていただくような事業、例えばカラオケとかマージャン教室もそうでございますが、そちらにつきましても、まずは3月いっぱい休止と決めさせていただいております。その他、例えば春先、春以降に行っているものにつきましては、慎重に見きわめさせていただいて、また別途判断させていただきたいと思っております。

いずれにしても、丁寧なご案内を心がけてまいりたいと思っております。

**○大倉委員** オリパラ応援事業ですけれど、どのくらいの子どもの子どもたちが参加できるのかお教えいただきたいと思っております。引率にしても観戦にしても、先生方の負担ということで、5歳児ということ、かなり多くの子どもたちを見なければいけないということ、子どもたちの熱中症、オリンピック・パラリンピック推進特別委員会でもそういう議論になっているかと思っておりますが、7月できっとかなりの暑さだということで、その辺の対応をぜひしっかりしていただいて、ご答弁にもありました子どもたちのいい思い出、記憶になるように取り組んでいただきたいと思いますのですが、例えば子どもたち、今まで体験と

かを通じてルールとかわかったりしているかと思うのですけれども、その辺がわからないで、ただ見ていただけにならないように、本当に子どもたちが行ってよかったねと、大人になってからこういうところに行ったんだよと言えるようないい思い出にしていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。ご答弁があったらお願ひします。

高齢者のほうの取り組みは、わかりました。中止にさせていただいたということで、本当に高齢者は重篤化しやすいというところでは、判断をしていただいていたと思っておりまゝです、ありがとうございます。

**○吉田保育施設調整担当課長** 保育士への事前の指導とかもありますので、それを含めて園児のほうには、どういうことをやっているというのがわかるような、記憶に残るような、ずっと子どもの思い出に残るような形で伝えていければと思っております。人数につきましては、予定でございますけれども、大体1,500人ぐらいでございます。

**○鈴木（真）委員長** 次に、こんの委員。

**○こんの委員** 私からは、231ページ、ヘルプカード作製・配布、237ページ、すまいるスクール運営費、245ページ、区立保育園運営費、265ページ、フードパントリー事業、この4点をお伺ひしたいと思います。ページ数、順不同でまいります。

まずヘルプカード作製・配布についてですけれども、先日の歳入でも、うちの会派の若林委員からも取り上げさせていただきました。また、先ほども別の委員から質疑がありました。できるだけ重ならないようにお尋ねしたいと思います。

まず先ほどの別の委員の質疑で、新年度の事業では、これまで我が会派として、障害者団体の方々などのご意見やご要望、カードの配布、そしてカードを収納できる、かばんなどにつけられるようにすることなどを求めてきたことが反映されたもの、ストラップ、かばんにつけられるものが作成されるとわかりました。障害者団体の方からのご要望が反映されたことはとても評価いたします。そうすると、東京都が発行しているヘルプマークをお持ちの方は、カードとマークと二つ、かばんにつけることになるのでしょうか。その辺、お伺ひしたいと思います。

障害者の方からは別々につけるのではなくて、一つにしてつけられるものを希望する声があります。これはカード、マークとともに、取り扱いについて効率的であり、利便性の面でもよいと考えられます。文京区では、透明のストラップに東京都のヘルプマークとカードを一括収納できる形状にしております。この際、区としても一括収納できるタイプの形状にしてはいかがかと考えますが、ご見解をお聞かせください。

**○松山障害者福祉課長** 委員お尋ねのヘルプマークですけれども、マークとして身につけるものということで、東京都のほうは幅広い対象の方にしております。今回、来年度予算でヘルプカードをつくるものにつきましては、一括して収納できるようなものというのは、私どもでも考えております。ただし支援情報等細かい記載内容につきましては、今後またご意見を伺いながら、どうやったらわかりやすい情報が記載でき、あるいはそれを見た方が、その情報を見てどのような支援をわかりやすくできるのか、提供できるのかについて、ちょっと検討していきたいと思ひます。

**○こんの委員** 一括して収納できる形状を考えていらっしゃる、なおかつカードの中身も精査をして、より相手に伝わりやすいものにしてくださる。ありがとうございます。

一括して、それぞれを一つのものに収納できる、こうした形状もいいのですが、提案です。東京都が発行したこのヘルプマークは、JIS規格として国家規格、内閣府から発信されておまして、障害者

に関するマークとして、内閣府のホームページでも掲載されております。また平成29年7月には経産省において、ヘルプマークがJIS、案内用図記号に追加されております。これによりまして、マークは全国的に認知されており、多くの自治体で活用されるなど、電車やバス、まちなかでこのマークをつけている方をよく見かけるようになってきているのを感じております。

しかし、区内においてこのマークが配布されているのは、都営地下鉄の駅や都営バス、こうしたところのみになっておりまして、利用したい人が思うように入手できない現状があります。これを区の窓口で配布してほしいという声を聞くのですが、私も都に確認をいたしました。そうしましたら、自治体の窓口で配布することは許可していないという東京都の考え方があります。

そこで都は、ヘルプマークを活用した自治体に向けて、東京都福祉保健局の事業として、このマークを活用する自治体を支援する区市町村包括補助金事業を実施しております。ですので、こうした補助金を活用して、利用者の利便性も踏まえて、直接ストラップにヘルプマークが付してあるストラップ、カードが収納できる形状にしてはいかがかと考えるのですが、いかがでしょうか。

**○松山障害者福祉課長** 委員ご提案の形状のものにつきましては、東京都のほうやはり権利を持っているところなので、東京都の福祉保健局と十分に相談の上、ご利用者の声が反映できるようなものをつくっていききたいと思っております。

**○こんの委員** ぜひ東京都のほうにも確認していただいて、このマークが直接ストラップにつくほうが、スクラップに両方入れるよりもさらに利便性が高まるかと考えますので、よろしくをお願いします。

このマークは、障害者の方あるいは高齢者、そして妊婦などにも利用ができるマークとなっております。できた暁には、ぜひ障害者福祉課だけでなく、高齢福祉部門や子育て部門でも配布をする、こうしたことも必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

**○松山障害者福祉課長** 現在のヘルプマークは、幅は広いのですけれども、なかなか支援情報というのが、任意に記入が難しいというデメリットがあります。そうした点を考えて、今回ヘルプマークのストラップ型と、支援情報を書き込めるような区独自のヘルプカードという一体型を考えている次第でございます。また、今回作成させていただきまして、当事者の声、さまざまな支援が必要な方の声があると思っておりますので、お声を聞きながら、検討していきたいと思っております。

**○こんの委員** ぜひ、よろしくお願ひいたします。次にまいります。

区立保育園運営費の中で、この予算書には文言としては載っていなかったのですが、連絡帳電子化推進が拡充になっているかと思えます。この事業は、これまで保育園の先生と保護者の方との間で、情報共有、情報交換する媒体の連絡帳を電子化するというもので、理解しております。既に今年度は、幾つかの保育園でモデル導入をしてきたと認識しておりますが、新年度は全園で導入すると聞いております。

そこで、まず事業の目的や概要、また導入のメリット、あわせて導入後で見えてきた課題などがあれば、簡潔にお答えください。

**○吉田保育施設調整担当課長** 電子連絡帳の運用についてですけれども、これは、予算書の中では「シーツクリーニング等委託」という費用の中に入っております。布団乾燥とかそういうのも含めまして、この予算の中にまとまっている次第でございます。

総務省の情報通信白書の中でも、20代から40代の方はスマートフォンをほとんど、9割以上の方が持っているような状況でございます。その中で、利用する側も、紙よりもいつでもどこでも見られるスマートフォンで、連絡帳のやりとりをしたいというところをかなえられないかということで、この事業を平成31年1月から、モデル園の7園で進めてまいりました。

メリットとしましては、若い人はどちらかといえば連絡帳を書いたりするより、打ち込んだりしたほうが早いという、保育士のメリットもございます。それから使うほうも、いつでも見られるというメリットもございます。それから、7園導入しまして大きな課題はありません。連絡帳の電子化がかなわないご家庭もまれにはございますので、その際の対応については今までどおりの連絡帳を使っております。ただしほとんど、92%ぐらいは新しい電子連絡帳のほうに移行していただいて、特に、運用上の苦情等はいただいていない状態でございます。なので、今年は広めていくということで進めてまいるところでございます。

**○この委員** 現状がわかりました。これは大変に有用だと考えております。双方で入力をして、そして保護者の方は見たいときに見られる、そうしたことで大変に有用だと考えております。そこで、文字のみで情報交換をしていた連絡帳から、いわゆる動画とか写真とかを送れるようになるというふう理解するのですが、そうするとより一層保護者の方に、文字で伝えるお子さんの日常の様子、生活ぶり、成長ぶり、それが動画や写真でも伝えられるようになるというふう思うのですが、その点の運用はどのようになっていますでしょうか。

**○吉田保育施設調整担当課長** まずモデル実施をする際には、現行の紙のものを電子にしてみたらどうなるかということから始めましたので、特に写真、動画等の使用はしておりません。それから動画等を例えば2分ほどのものを10人からもらいますと、全部見終わるのに20分かかってしまうということもありますので、今のところまだ動画等でやりとりというところまでは、検討しておりません。

**○この委員** 現状は運用していないということですが、ぜひ、この先、文字で先生たちも入力することが、動画、写真で一目でわかる、こうしたことのほうが伝えやすい場合もあると思うので、ぜひそうしたこともご検討いただくとありがたいと思います。

それで、この運用に当たってもう一つ気になるのが、セキュリティーの関係です。いわゆる情報漏えい、第三者の侵入、こうしたことが気になりけれども、セキュリティーの対策はどのようになっていますでしょうか。

**○吉田保育施設調整担当課長** セキュリティーの面では4点あるかと思えます。人、そのプログラム、ハードウェア、サーバの問題や、ネットワークの問題があると思えます。それぞれで、例えば人であれば守秘義務を果たすとか、ソフトであれば安全な動作をするようなものであったり、ネットワークであれば途中を暗号化するとか、そういうようなところを契約上に盛り込みまして、安全な状態を確保して、それを利用者に使っていただくということで対応してまいります。

**○この委員** ぜひ安全な運用ができるように、引き続き全園での導入をよろしく願いいたします。

次にまいります。すまいるスクールの運営費でお伺いしたいと思います。新型コロナウイルスの問題に関連して、急な休校に対応してくださっている、各すまいるスクールのスタッフの皆様のご尽力に感謝申し上げます。また所管課の職員の方々にも感謝申し上げます。通常の長期休業の夏休みと同様に朝から夕方まで、お子さんたちとさまざまなことをして過ごしていらっしゃるとう理解しているのですが、例えば学習面では、どのような対応されているのか。先ほどもご答弁でありました、午前中勉強会をしたりしているということですが、できるだけ濃厚接触にならないように過ごし方を工夫される、そうしたスタッフのご苦勞もあるかと思えますが、実態はどのように、午前中、午後過ごされているのか、簡潔にお答えください。

**○廣田子ども育成課長** 過ごし方といたしましては、午前中に1時間、学習タイムで自習をするであるとか、学校図書館で本を読むであるとか、間を見て校庭、体育館で体を動かすような形で、バランス

よく過ごしているところでございます。

**○こんの委員** 1日のやりくりは大変にご苦労があるかと思えます。これは提案なのですが、一つの案として、いわゆる学習の面で、学習塾などさまざまな民間事業で学習できる環境を提供する動きが広がっております。そうしたことと同時に、NHKでもEテレで平日の午前中に、「おうちで学ぼう！」という学校の授業を視聴できる番組が放送されていたり、Eテレのサブチャンネルでは、科学エンターテイメント番組「スイエンスー」「自由研究55」など、楽しく学べるものも出ております。こうしたものを、学校の教室を教育委員会と協議されて、教室を開放していただき、子どもたちがテレビで学習をする、こうした時間も過ごしてみたいかでしょうか。

**○廣田子ども育成課長** なかなか長期化していく中で学習も大切ですので、今後教育委員会と協議して、検討してまいります。

**○鈴木（真）委員長** 次に、西本委員。

**○こんの委員** 233ページ、児童センター運営費、そして239ページの児相に関連してお聞きします。

最近、子育て支援という制度が非常に広がってきていると思っていて、私は非常に評価をしているところであります。しかしこのさまざまな支援が広がってくると、品川区全体として、どこがどういうふうに総括をし、統括をして運用していくのかということが、今後非常に必要になってくるのではないかと考えております。そういう観点からすると、この児童センターそのものの機能というものがどういうふうに位置づけされてくるのだろうか、18歳以上も含めてというお考えも少しあったような気がしましたけれども、児童センターの今後の運営、役割、方向性をお聞かせください。

そして、再三言わせていただいておりますけれども、ノウハウの継承ということでは、児童センターの指導員の採用、職員の増員ということは、もう前々から言っておりますが、どういう状況になっておりますでしょうか。

それから施設の建て替えが計画されると思うのですけれども、今後全体的な計画はどうなっているのでしょうか。

そして児相についてですが、東京都の児童相談機能が移管されるということはわかっておりますけれども、品川区で、この児童相談所を開設するという意味、意義というものを教えてください。

**○廣田子ども育成課長** 児童センターについてのお尋ねでございます。今後の方向性ですけれども、今利用されている方で小学生は大体すまいるスクールに行っている子が多いので、乳幼児親子と中高生または、18歳を超えてもきているようなお子さん、中高生よりも18歳に近いような子が多く来ている状況がございます。

乳幼児親子は大変増えておりますので、乳幼児親子の見守りであるとか、孤立化を防ぐような事業も拡充していかなければいけないということと、児童センターは18歳まで来る施設となっておりますので、今後は児童センターの機能として加えるというよりも、合築であるとか、18歳を過ぎた後は本来は自立して、もっと世界を広げていくというところではございますけれども、そこに乗りおくらせてしまった子どもたちを拾うような機能であったり施設を、今後考えていかなければいけないと考えてございます。

今後のノウハウの継承についてでございますけれども、職員を採用してすぐに育成できるわけではございませんので、令和2年度の予算で、児童センターの施設でサポートする委託、今も半日来ているのですけれども、プラスでつけまして、今いる児童指導の職員が子どもと向き合う時間が増えるような形



で、委託を少し増やして、子どもと接する時間を増やすという形を、今とったところでございます。

建て替え等の全体的な構想につきましては、老朽がかなり進んでおりまして、保育園との合築のところが多くございますので、保育園と調整しつつ、今年度予算で計上しております18歳以上の施設については、適地となるところの検証を令和2年度にしようと考えております。今後については、どのような施設をつくっていくかというところを検討した中で、また全体を考えていこうと考えているところでございます。

**○二ノ宮児童相談所移管担当課長** 児童相談所の区で開設する意義ということでございます。その中では三つの視点がございます。まず1点目は、子どもの権利擁護の観点から、区内全ての子どもの健やかな成長を保障するというものでございます。少し具体的に申しますと、区が主体的に相談、援助、一時保護、子どものケア、保護者支援、家庭復帰までを一貫して支援するというものでございます。

視点の二つ目は、区の多様なサービスを生かして、支援を必要とする子どもと家庭を重層的、横断的に支援するというものでございます。こちらも基礎自治体としての強みを生かしまして、妊娠、出産から育児まで、庁内関係部署、関係機関との密な連携を通じて、切れ目のない一貫した支援を行うというものでございます。

それから視点の三つ目でございます。こちらは地域力を生かした見守りによる児童虐待の未然防止、早期発見を実施して、迅速かつ的確に対応するというものでございます。特にこの部分につきましては、現在の東京都と区とのいわゆる2層構造を解消して区が一元的に対応することによって、組織間連携において生じる連絡調整のための手続き、意思決定に至るまでの時間的ロスの削減、それから担当者間のコミュニケーション不足等による認識のギャップの低減を図っていく、というところでございます。

**○西本委員** 今の答弁を聞かせていただきますと、非常に期待をしたいところがたくさんあります。今の児相の答弁、三つの視点というのはすばらしいと思うのです。ただ、この三つの視点というのは、既に児童センターがやっている部分ではないのでしょうか。今までも児童センターの機能拡充という意味では、相談業務、乳幼児から18歳までという形でも、さらに広い形で、地域の相談業務も含めてさまざまやってこられたと思うのです。そうなってくると大分重なっている部分があるのではないかと。そうなってくると、児童センターの機能と理想、これからやりたいというところ、非常にかぶっている部分がある。やはり品川区でやろうとするときには、13地区に分かれているということがありますから、地域センターごとでの拡充をさらに深めていただきたいという思いがあるのです。

そういう意味でいうと、どこが主導権を握って、どういうふうにすみ分けをしながらやっていくのか、二重構造になっているのではないかと非常に心配したのですが、その辺はいかがでしょうか。

それから児童センターの職員ですけれども、研修が非常に大切だということも、確かにこれから非常に大切です。ノウハウを検証しながら継承していただきたいと思っておりますけれども、人員はどうなのでしょう。採用人員は増えるのでしょうか、そのままなのでしょう。ぜひ増やしてほしいのですが、いかがでしょうか。

**○廣田子ども育成課長** 児童センターの機能強化につきましては、今現在、18歳以上と申し上げましたのは、ひきこもり不登校等の子で、18歳を超えても社会自立できないというので、言い方は悪いですが、困難を抱えたお子さんだけを集めるような施設はあります。けれども、そこに行く前に拾いたいということで児童センターの機能を拡充し、もっと早い段階で救っていきたいということで、児童相談所等はそこで救い切れなかった子たちということですすみ分けができ、子ども家庭支援センターもそうですけれども、同じ子どもたちが、接し方によってどこの位置にいるかというのは紙一重かと思いま

すので、そういう形ですみ分けをしているかなと思ってございます。

人員についてですけれども、職員については令和2年度におきましても定年などでどんどん退職していくのですけれども、その分の人員については確保ができております。今増やすと育成が、非常に新しい職員が多い状況ですので、今の人数で委託を拡充し、もっと児童指導職の育成ができるような形をとりながら、様子を見ていきたいと思っております。

**○二ノ宮児童相談所移管担当課長** 私から、児童相談所関係で1点補足させていただきます。

先ほどお答えした視点の2番目で、区の対応のサービスを生かし支援を必要とする子どもと家庭を重層的、横断的に支援するとお答えしたところでございます。これが、例えば児童センターで見守る子どももいれば、児童相談所または子ども家庭支援センターが管理と、いろいろな立場で、いろいろな面から関与していけるようにということで、児童相談所を開設する目的は、建物を建てるのではなく、最終的には区の子どもを守る体制を強化していくということでございますので、重複していると思われるかもしれませんが、そこはいろいろ重ねて見ていくということで、ご理解いただければと思います。

**○西本委員** 児童センターの職員については、育つまでにいろいろと時間がかかる、それはわかりません。なので、計画的に人数を増やしていただきたいと思います。品川区の大きな財産の一つとして、私はこの児童センターがあると思っているぐらい、児童センターの指導員の方々のノウハウというのは、本当に全国的にも先駆けて素晴らしいことをやっている方々が多いものですから、ぜひとも後継者を育てていただきたい。そういう環境をぜひとも、これからも確保していただいて、また、計画的に人数を増やしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それと児相ですけれども、すみ分けですね。いろいろな資源が品川区にはあると思います。児童委員ももちろんいらっしゃれば、PTAの方々、それから町会の方々もいらっしゃる。私も一般質問いたしましたけれども、しながわチャイルドラインのようなボランティアの方々もたくさんいらっしゃいます。学校に来てみれば、コミュニティースクールという形で地域とのつながりをつくる方々もいらっしゃるということになると、本当にその地域の資源を最大限活用して、総合的に1人のお子さんがどういうふうな子どもに育ててほしいかということも、ぜひさまざまな課で協力してやっていただきたいと思えます。

**○鈴木（真）委員長** 次に、石田ちひろ委員。

**○石田（ち）委員** 私からは国民健康保険について伺いたいと思います。先日の厚生委員会で、2020年度の国保料がまた値上げということで条例審査もされまして、私たち共産党は今でも高過ぎる国保料をさらに値上げすることは反対だと、そして引き下げこそすべきということで、条例にも反対をしました。国保料が値上がる大きな原因としては、やはり公費の投入を減らし、その分が保険料で賄われることになるためです。区も法定外繰り入れとして公費投入してきましたけれども、それを毎年1%ずつ減らしていく、4年後にはゼロにするという計画です。ですから、これから毎年国保料は値上がり続けるわけです。本当に大変です。

まず、今回の国保料算定の大もとの賦課総額を伺いたいと思うのですが、納付金と健康診査などの保険事業費、これを合わせたものが賦課総額だと思うのですが、納付金の額、保険事業費そして賦課総額、それぞれ教えてください。

**○池田国保医療年金課長** 令和2年度の国民健康保険の算定に当たりましての賦課額でございますけれども、私どものほうでは、賦課額というところでは東京都に納めます納付金額から示させていただいて

いるところをごさいますて、医療給付費分、後期高齢者支援金、介護納付金の合計分ということでやらせていただいております。医療給付費分につきましてはおよそ84億3,000万円、後期高齢者支援金分につきましては26億円、介護納付金分につきましてはおよそ10億7,000万円、合わせて121億1,000万円ほどが納付金という形になっているところをごさいます。保険料については、そこからの算定ということをご理解いただければと思います。

**○石田（ち）委員** この条例審査のときいただいた資料には、納付金と保険事業費が賦課総額という枠で囲われているのですね。なので、この121億1,000万円と、保険事業費を合わせたのが賦課総額になると思っていたのですけれども、この121億1,000万円というのが賦課総額ということで、考えていいのですか。

**○池田国保医療年金課長** 国民健康保険の保険料につきましては、東京23区の統一保険料ということで計算させていただいているところをごさいます。ということで、基本的には均等割額が3万9,900円と決まっております、それに対しまして保険料率というところで23区共通の、今回の場合は基礎分が7.14%、後期高齢者支援金分については2.29%、介護納付金については1.99%ということでやらせていただいております、23区共通の国民健康保険料ということになります。その式に基づいて出た数字が賦課総額という形になっているところをごさいます。

**○石田（ち）委員** わかりました。それで、区も、国や都には公費の投入を求めています。それなのに区自身が公費投入を、要は法定外繰り入れをなくしていくという計画なのですけれども、平成22年には35億9,000万円の法定外繰り入れをしていました。平成30年は3億3,000万円と、10分の1以下に区の法定外繰り入れを減らしていったということなのですけれども、こうしたことが保険料の引き上げにつながっているのですが、平成30年度は、法定外繰り入れに11億9,100万円の予算をとって、決算では3億3,000万円となっていました。なので8億6,000万円使わなかったということなのですけれども、その理由を厚生委員会で、平成30年度は想定より保険料の収入があったこと、あと繰越金を多く持つ必要がなくなったために繰入金のほうに入れたからという答弁がありました。

保険料が想定よりも集まったというか収入があったという、その理由は何かお聞かせください。

**○池田国保医療年金課長** まず保険料の収入が多くあったということをごさいますけれども、こちらにつきましては保険料の収納率、こちらが多くあったということをごさいます。

それと繰越金ということにつきましては、平成29年度から30年度に繰り越したお金を繰入金のほうに戻したということで、やっておるところをごさいます。

**○石田（ち）委員** 収納率が92%あるというのは知っているのですけれども、想定よりも保険料の収入があったということを説明されているのです。ですので、想定していたよりも保険料が集まってきた理由というのをお聞かせください。

**○池田国保医療年金課長** 収納が多くなった理由というのは、まず加入されている方の納付意欲があった、向上されているということで、自主納付が多くなっていたこと、それと私どもの職員の収納に対する努力が実りまして、結局のところ、予想以上の収納があったということだと思っております。

**○石田（ち）委員** 92%という高い収納率の品川区、23区でトップです。保険料を納めてもらうために、この間厳しい取り立てや急な差し押さえなどがされて、本当に苦しい声が私たちのところにも寄せられてきましたけれども、今は大分減ってきているのかなと思います。しかし、さらに払うことが大変な方、保険料を払ったら生活できなくなるような方々には、滞納処分の執行停止というものを適用するということです。品川区のここ10年間の滞納処分の執行停止数、この推移を教えてください。

**○池田国保医療年金課長** 滞納の件数自体につきましては、1,500件から多いときは3,000件という年もございました。実際、近年でございますけれども、平成30年度についてはおよそ3,000件で、本年度については1,800件程度が執行停止件数という形になってございます。

なお金額についてでございますけれども、執行停止をさせていただいた金額についてもおよそ1億円を推移いたしまして、平成28年度と29年度につきましては、2億3,000万円、2億2,000万ということで、すごく多かった年もございます。私どもとしてはその年、その年で、お支払い困難な方とか徴収ができないものについては、執行停止ということで処理をしているところでございます。

**○石田（ち）委員** 本当に大変な方には、収納率にもしっかりと反映してきますので、執行停止ということを進めていただきたいと思うのです。それで、こうした収納率トップの品川区ですけれども、先日の厚生委員会で、国民健康保険料における延滞金徴収の運用開始についてということで、滞納者に延滞金を課すという報告がされました。区の国保条例にも延滞金の徴収ができるというふうになっているのですけれども、今まではずっと徴収してこなかったと思います。なぜ今回徴収することとしたのか、そして今まで徴収してこなかったのはなぜなのか、伺いたいと思います。

**○池田国保医療年金課長** まず延滞金につきましては、今の予算のところ、来年度から実施とさせていただいているところでございます。なぜ令和2年度から実施をするかについてでございますけれども、これまでも延滞金という条項はございまして、私どものほうでは、いただいてなかったところでございますけれども、私どもの今の財政状況でございますけれども、年々減ってまいります被保険者の数、それから年間総額も、医療費については若干減っているところがございますけれども、1人当たりの医療費につきましては伸びている状況でございまして、これから私どもの国保財政について健全に運営するため、そして収納率についても90%ということで、多くの方が普通に払っていただいているところでございまして、保険料の負担の公平性ということも兼ねまして、今回延滞金の運用を考えさせていただいたことがまず一つございます。

もう一つは、東京都の指導検査におきましても、延滞金の運用ということで強く指導を受けているところでもございます。そういったものを受けまして、令和2年度から延滞金の運用を開始させていただくところでございます。

**○石田（ち）委員** 今までとらなかった理由、ここをもう一度、具体的にお答えいただけますか。

**○池田国保医療年金課長** これまでは、私どものほうの保険料と財政で負担することができたところでございますけれども、今後の医療費の伸び、それから被保険者の減少、こういったものを考えていったとき、保険料というものについて、これまで以上に大事なものであるということがわかっております。そういったことで財政の部分でちゃんと運用ができるようにするため、延滞金をやるものでございます。

**○石田（ち）委員** これからのことはわかりました。ですけれど、なぜ今まで延滞金をとれるのにとってこなかったのか。70年間多分取ってきていないですよ、国保が始まってから。ですので、なぜとってこなかったのかという理由をもう一度、これからのことはわかったので、なぜ今までとってこなかったかの理由をお聞かせください。

**○池田国保医療年金課長** こちらのほうは未来の話をさせていただいているだけではなく、これまでは被保険者の数も多く、それで保険料のほうで負担ができていたものが、これからますます被保険者が減る、なおかつ医療費のほうも増えていくというところで、保険料の収納がこれまで以上に大事なものであるということでございますので、延滞金のほうを始めさせていただくということでご理解いただければと思います。

○石田（ち）委員 この間、区が入れてきた法定額繰り入れを10分の1にしても、しっかりと92%の収納率を上げてきているわけです。ですので、先ほども自主納付が多くなった、職員の努力だということをおっしゃっていましたが、引き続きそういう形で進めていけばいいのではないのですか。もう一回、なぜとらなかったのか。保険者の数とかそういうことではなくて、それは今も減ってきてはいますけれども、ちゃんと納められているので、財源は確保できていると思うのです。区の公費も減らしているのに運営できているわけですから。それを、今までとってこなかった理由というのを、もう一度お聞かせください。

○池田国保医療年金課長 今までとってこなかった理由というのは、先ほどから言っておりますように、まだ被保険者の数が多かったということ、それから医療費の伸びについても、品川区でいえば、平成30年度は多少減ったところがございますけれども、実際に令和に入った段階では、医療費総額というのは増えているところがございます。被保険者が減る、なおかつ医療費が上がる。過去とっていなかったからではなく、今後、私どもの国民健康保険運営のために必要なこと、保険料の現在以上の収納の確保ということで、延滞金の運用を始めさせていただくということで、ご理解いただければと思います。

○石田（ち）委員 今回の課長の言い方は、今までよりも国保財政が厳しくなったということだと思っておりますけれども、だったら払える国保料にしていったらいいではないですか。一定収入があって払える力のある人に対しても、しっかり払ってもらえるように、課長は厚生委員会ときに意識改革という言葉を使いましたが、お金で意識改革させるのではなく、今までどおり職員の皆さんと努力して収納していただけるように、それでこれだけ92%のトップの収納率を上げてきたわけですから、国保財政が厳しくなったというのは、私は理由にならないと思うのです。引き続き聞いていきたいと思っております。

○鈴木（真）委員長 次に、渡部委員。

○渡部委員 保育園の待機児のところでは幾つか質問をまとめて聞きたいのと、プレイパークを聞きます。よろしくをお願いします。

保育園の待機児の件では四つに分けて聞きたいので、「はい」か「いいえ」で終わるものもあるので教えてください。

ひろまち保育園は、基本的に転園希望者は全員、無事に移れたかどうか1点目。2点目は、認証保育に行っていて、移らなければならない子が全て認可に行けるのか。3点目は、申込書に8園書いている人で不承諾になってしまった人が、わかればいいです、いるのかどうなのか。逆に言うと、申し込みに変わらず一つ、二つ、三つぐらいしか書いていないで不承諾みたいになってしまう人が多いのか、どれぐらいいるのか、教えてください。4点目、最後ですけど、地域偏差があるではないですか。その中で、やはり人気というとおかしいのですけれど、この地域は子どもが多いとか、そういうのが関係して、実際は不承諾が出たものの、定員が割れてしまっているような園が出てきているのかどうか。わかれば教えてください。

○佐藤保育課長 何点かご質問いただきました。1点目のひろまち保育園の優先転園の関係でございますが、9割ぐらいの方が申し込みをされて、転園が確定されております。辞退のほうは他区に引っ越すとか、そういったやむを得ない理由で数名出ていると理解しております。

次に8園希望の方でございますが、先日ご質問をいただいたとおりでして、指数が40以上で8園希望している方は226名というところで、申しわけないですが二次の発表を出した段階ですので、また細かいところの分析はできておりません。また1園希望に関しましては、指数40以上の方で約230

名。育休延長を考えていらっしゃる方だと思うのですが、そういう状況でございます。

認証から認可に行った数に関しては、今のところ押さえておりません。今後分析してまいります。

定員割れは、すみません、0、1歳児に関しては、短時間保育等除くとほとんどない状態ではあるのですが、3、4、5歳に関しては一定程度出ているところでございます。

**○渡部委員** もう何年もさまざまな手法による待機児解消ということでお願いをされていて、ここ数年はほぼゼロというところで行っているのだと思います。今も二次が終わったところで、まだフィックスしている状況ではないと思いますが、いろいろな手法はありますから、ご相談に乗ってさしあげて、どこかに行けるような状態をつくっていただければというのは要望しておきますし、また今後子どもが増えるに当たっても、先ほども答弁ありましたけれど、令和3年にまた新規に園ができるということでございますので、状況を見きわめながら、それぞれよろしく願いいたします。

233ページ、プレイパークは、荏原という言葉が出てきてとてもうれしくて、どういってお話かというのあらあら伺ったので、どういことをやるかというのは承知しているつもりです。よろしく願いします。その中で、例えばこれを、今回モデル実施というような書き方になっていて、僕はいずれこのモデル実施というのが、実施というものになっていき、どこかいい場所があったらプレイパークが荏原の地域もできる、それが何年後なのかかわからないけれども、そういう夢を描いているのですが、スケジューラ的にといいますか、今後の展開をお聞かせください。お願いいたします。

**○廣田子ども育成課長** 委員ご紹介のとおり、外遊び推進事業という形でやるのですけれども、今回、荏原にプレイパークが欲しいというご意見はたくさんいただいておりますが、今のところ適地が見つからず、戸越公園という候補もあったのですけれども、戸越公園につきましては仮園舎をつくったり、今使っているほかの区民の方の利便性も考えて、今がそのときではないと思うので、今回は荏原地区の公園でモデル実施をして、荏原地域の方々の反応であるとか、どんなお子さんが来るのか様子を見るということを考えています。

できれば、本当に今後、品川区内の土地がどうなるかわからないのですけれども、もし可能であればもっとよいという言い方は悪いのですけれども、適地があれば別のところにつくればいいなと、担当課長としては思いはあるのですけれども、限られた資源ですので、いつになるかということについては何とも言えないのですが、とりあえず荏原地区の反応を見まして、適地が見つかるまでは許せば荏原地区で、荏原地区の子どもたちにもプレイパークと近いことを体験させてあげたいと思っておりますので、適地が見つかるまでは続けていきたいと、現時点では思っているところでございます。

**○渡部委員** 聞いて安心いたしました。来年度以降の予算書で、ここの項目が消えたら、僕、大暴れするかもしれません、ずっと続いていて、最後はそれが実施設計とか、そういう方向に移っていけるようになればうれしいと思いますので、引き続きよろしく願いします。

235ページ、児童センターのところで、先日、バンド合戦、課長とも一緒に見させていただいて、そこには中高生、いわゆる小学校のころ経験していたお子さんたちが中高生になって、ボランティアをさせていただいて、それが壇上に上がったとき何十人もずらっと出てきたわけですね。後で館長などに聞いていくと、彼らに報酬というのでしょうか、何か出ているのだよねと言ったら、何言ってるのですか、無償ですよという話です。中高生にお金を払えるわけがないではないですかということ。では、彼らというのは本当に子どものころ、小さいころ世話になったからということやってくれているのだと言ったら、そうなのですという話。あれは財産ですね、本当に。

彼らをこれから、区のその事業でないにせよ、どういうふうな、何ていうのだろう、活躍できる場を

つくってあげるかというのも、児童センターの仕事かもしれないし、やもすると、それを越えた力になると思うのですよね。そうやって、いわゆる品川で育っている中高生を、防災の面で、町場で地域の方を助けてもらおうみたいな動きはあるのだけれど、ああやって一生懸命やってくれている子たちを、何か育てる方法はないのかなと、無償と聞いたときつくづく思ったのですけれど、どうでしょうか。ざっくり聞いているのですけれど。

**○廣田子ども育成課長** 先日のボランティア、中高生もいたのですけれども、卒業した方に関しては高校生ではないので、少しだけお金を払ってございます。今後、卒業した子たちが現場に帰ってくるといことがあるので、できれば18歳以上の場所については、何か事情がある子だけではなく、ともに何かできるような場所にできていけばいいかなと思います。そんな壮大な建物ができるかどうか、すぐにはできないと思うのですが、今後の課題として取り組んでいきたいと思っております。

**○渡部委員** さまざまな子育て施策というのがこれから行われていく中で、18歳で切るのでなくという施設もでき上がったりというとき、彼らを何かで活用できないかなと思いました。というのは、ある程度人と接することが好きな人、面倒を見てあげようと思える子たちであるわけですから、そこで何か登録制かなにかにしておいて、例えば音楽だけでなく、ちょっと体を動かすであったとしても、それはそれでさまざまなお手伝いが入ってくると思うのですけれど、ここまで児童センターの中での活動がいい方向で動いているので、ぜひ何か、中高生版ボランティアセンターの設立だったり、何ができるのかなと思うのですが、ぜひ研究をして進めていただきたいと思って、これも要望で終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

**○鈴木（真）委員長** 次に、本多委員。

**○本多委員** 247ページ、区立保育園の改築について、そして民営化について伺います。

初めに改築について伺います。プレス発表の47ページに、区立保育園の改築には、老朽度、改修履歴、併設施設等を考慮とありますが、全体の計画を進めていく中で、安全重視で老朽度を最優先に進めるべきと考えますが、その点につきまして教えてください。これまでずっと耐震改修もやってきたので、構造面は問題ないと思うのですが、それ以外の部分の老朽度で安全が必要だと思えます。その辺の全体の中の進め方を教えてください。

それと大規模改修の際など、移転先や代替地の確保を要する点、進め方をお聞かせください。代替地は、大規模改修に限らず必要になるケースもありますけれども、その代替地を選んでいく進め方について教えていただきたいと思えます。

**○吉田保育施設調整担当課長** 改築の進め方ですけれども、確かに50年を過ぎた建物はもう10数件、それから保育園でいうと40年を過ぎたものという意味では、50年以上も含めまして、約30数件あるところがございます。確かに1番いいのは、安全の面から順序づけてやっていければ理想的ではございますけれども、建て替えに当たっては、同じ園舎内で建物を建て替えることができなくて、必ず代替地が必要になります。例えば今回建て替える三ツ木保育園にしても、必要な土地の面積として約800平米ぐらいございます。そこに三階建てぐらいの建物が建つのですけれども、それだけの土地を確保するというのはなかなか難しいところがございます。公園等で一部使えるようなところは、今回このような形で三ツ木保育園の建て替えにも使いますが、なかなかそのような土地を確保するのは難しいところがございます。

この辺は関係所管と連携をとりながら、今後も進めていきたいと思っております。

**○本多委員** 保育園の場合は学校と違って敷地面積が小さいので、本当に敷地内では厳しくて、代替

地を探すとどうしても、公共の土地を探すことになると思いますが、いろいろ工夫が多いかと思いますが、いろいろ注意して選定していただきたいと思います。

それでは民営化について伺います。民営化については、効果等について十分に検証しながら、段階的に進めていくとのことですので。令和3年度より三ツ木、4年度に八潮北、5年度に八潮西、6年度に一本橋、7年度に大井と予定されています。この予算のプレス発表のところで、民営化調査検討経費253万円について、内容を教えてください。

**○吉田保育施設調整担当課長** これも予算書の中で見つけづらくて申しわけございません。この項目としてはないのですが、4目児童保育費の一番最後の事務費の中に含まれる経費となります。民営化調査委託経費ですが、昨年プロポーザルを行いまして、民営化に当たってのサポートをしてくれる業者を選んだところでございます。その業者と、民営化のガイドラインを作成しまして、それは3月中に公表できると思います。その業者と今度4月から、令和3年4月の三ツ木保育園の公設民営化に向けて、その際の支援を行っていただきます。区として民営化につきましては初めてのことでございますが、他の自治体では民営化は進んでいるところでございます。コンサルの持っているノウハウをいただきながら、無理なく、無駄がないような形で、利用者の理解を得られるよう、移行していくところでございます。

**○本多委員** 民営化のメリットにつきまして、サービス向上というと本当に広くいろいろ入ります。時間的にもサービス向上、それと運営費の負担軽減、受け入れ児童数の増、区職員定数減など、公設民営となるメリットの情報を広める周知を図る必要性について、それと既存の公設民営の検証を広める点について、既存の公設民営にサービスや運営についてですけども、そういったところについてはいかがでしょうか。

**○吉田保育施設調整担当課長** 公設民営にするということ自体は、民にできるところは民でサービスをお願いしたいということと、区の保育園だと一律な方法になりますけれども、民間事業者が持つノウハウとか、サービス向上とかが見込まれるものと考えております。それから運営費に関しては、公設民営にした時点ではあまりメリットはないのですが、その後しばらく検証いたしまして、実際、民設民営になった際には補助金とかの関係がかなり大幅に変わりますので、区における一般財源の使用は減るものと考えております。それから当然区の職員ではなくなりますので、職員数が減ることになります。

それから既存の公設民営園につきましては、もともとが業務委託という形で、今ある区立園を変えたということではなく、待機児童対策で急きょつくらなければならないところに、その分の枠を確保したということでごさいます。またこちらにつきましては検証等済んでいないところでございます。

**○本多委員** 既存につきましてはわかりました。令和3年度から始まる内容については、広く状況をお知らせする必要があるかと思しますので、質問しました。

練馬区では、平成30年度に民間委託を実施した9園の、東京都福祉サービス第三者評価の総合的な結果を公表しています。「大変満足」という項目と「満足」という項目で95.2%、「どちらとも言えない」「不満」「大変不満」で3.4%、無回答1.2%でした。このような、民間委託を進めた後、区民の皆様には状況をお知らせするというのが大事だと思いますので、ぜひ、そうしていただきたいと思います。どのようなイメージか教えてください。

**○吉田保育施設調整担当課長** 委員ご指摘のとおり、民営化した際、民営化するに当たっても、実際にその園の利用者等の声を聞きながら進めていくとともに、実際、民営化してもサービスの低下



がないような形で、区も監視、調整していくことで、第三者評価においても高い評価がとることを目指して、頑張っていこうと思います。

○鈴木（真）委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 231ページの障害児者総合支援総合施設運営費です。昨年10月にオープンし、半年経ちました。ご利用の区民の方々や保護者の方々、そのほか区民の方々からいろいろお声をいただいております。それらを踏まえて幾つかお尋ねします。

この施設は半年経ったのですが、非常に残念ですが、障害福祉のサービス基盤がしっかりと整備されていない状況、運営体制、運営能力に疑問を感じざるを得ません。アートや精神科クリニックを展開するのはとてもよろしいことだと思うのですが、あくまで施設の主体は福祉サービスの充実であると考えます。その点において、多くの関係する方々が求め、大変期待を寄せてまいりました。一般質問でもほかの委員の方のご質問がありました。そこで、利用される方の視点で支援が行われているか等について、幾つかお尋ねします。

定員については、施設のハード面としての受け入れ可能な定数は142名ですが、オープン時間の受け入れ可能人数は86名と認識しております。そこで、まず生活介護についてお尋ねします。定員10名のところ、登録が6名であり、利用者が非常に少ない。この施設の5階は全然使われていない状態で、がらがらであるという区民の方の声があります。生活介護について行っていないのではないかという声もあります。それから、延長サービスについては週3日しか提供していただけていない。区内の他の社会福祉法人だと、毎日実施されているというお声があります。

次に、就労継続支援B型事業に関しては、開設当初の定員は10名、しかし登録は2名。いわゆる就労されている方は非常に少ないという状況で、受け入れが非常に振るわないということがあります。

そして三つ目は、短期入所、ショートステイに関してです。こちらは定員が6名、当初受け入れは3名ということでスタートしましたが、登録は12名で、延べの利用者は、伺ったところ2月は26名ということ、1日に1名いらっしゃるかどうかというところで、大変利用の状況が少ない。希望される方は、大変多いと伺っています。そして利用する際には、利用の希望者に健康診断書を提出してくださいということをお勧めしたという方がいらっしゃいます。緊急性があるからショートステイをお願いするわけで、困っていてもなかなか利用できない状況になってしまっている。そして、これも利用されている方の声で、やはり土日にこそショートステイを利用したいという切実な要望があるのですが、土日に利用ができない。この土日に利用できないというところも大きな問題だと思います。

そして4番目、重度心身障害をお持ちの方の受け入れについてです。ある利用者の方が職員の方に言われたそうです。これまで重度心身障害の方に支援したことがない、機械浴などを支援したことがない、4月から受け入れた場合、初めての支援になるということで、利用される方は大変不安がっています。きめ細やかな支援が必要な重度心身障害者の方のいわゆる介助を、どのように行っていくのでしょうか。

そして次に、精神科クリニックについてお尋ねします。大人の方の精神科の診療ですが、さまざまな経緯があったと伺っていますが、週に1度の診察ということで、なかなか診察をされる方の利用が振るわないということです。その結果、どういう状況で今後どうなるかということなのですが、地下の非常に広い、すばらしい施設の精神科デイ・ケアルームが全く使われていない。先ほどの5階ではないですけども、この地下も使われていない。一体どうなっているのでしょうかというお声があります。

以上、生活介護、就労継続支援B型事業、短期入所、そして精神科クリニック、それぞれ利用される

方々、あるいは保護者の方々の切実なお声を、どのように受けとめていращやるか。そして改善、これはまさか利用の抑制ということではないと思うのですが、支援サービス拡充、そして受け入れ体制の整備のお考えはいかがでしょうか。

**○築山障害者施策推進担当課長** それでは委員ご指摘の部分の、まず生活介護からご説明をさせていただきます。生活介護につきまして、延長が週3日のみというところは、実際に週3日のみでございます。この部分は職員の体制が整わないということで、現状週3日とさせていただいております。

それから、就労継続支援B型の受け入れでございます。こちらは、現在利用されている方が2名ということで、少ないということでございますが、通常、特別支援学校を卒業された方が、その進路先として生活介護や就労Bを選択されるのですけれども、ここ最近の傾向としましては、民間企業の雇用率のアップというところで、民間企業のほうに行かれる方が多いという状況がございます。ただ、今後につきましては、民間企業に行かれた方が、その後ちょっと難しいということで福祉的な支援が必要になったときの受け皿として、就労Bのほうはニーズがあるものと考えております。

三つ目のショートステイについてです。ショートステイも、現在まだ利用者が少ないところでございます。土日の実施ですとか、重度心身障害の方の受け入れ等は委員ご指摘のとおり、できていないところでございますが、現在、運営法人の中で協力体制をとりまして、具体的には社会福祉法人グローから、短期入所を実施している社会福祉法人愛成会で、職員を派遣するというところで増強を図るところでございます。

職員については、重度心身障害者の支援等の経験がある職員が、グローから派遣されることとなりますので、そういったところで支援の拡充が図られるものと思っております。また、愛成会の職員も研修等を行っております、重度の方の受け入れについて備えているところでございます。

続きまして、四つ目の精神の分野でございます。現在、大人の診療については週1回の診察でございます。これは医師の確保というところで、現在、常勤の医師の確保を進めているところでございますので、常勤医が配置されれば、より多くの利用につながるものと考えております。

デイケアのスペースが使われていないということですが、大人の精神科の部分につきましては、医師の診断があつて、その上で必要な方に提供されるサービスでございますので、大人の精神科医の常勤配置がされれば、今後は増えていく見込みでございます。

以上、状況についてですけれども、今後の見通し等につきましては、当然、障害児者総合支援施設につきましては、地域の障害者の生活を支える、地域生活支援拠点として整備したものでございますので、より多くの方にご利用いただくよう、運営法人等と協力しながら、よりよいサービスに努めてまいりたいと思っております。

**○高橋（し）委員** 何より希望されている方がなかなか利用できないということがありますが、やはり、これは残念ながら、さまざまな資源、人的資源力や運営能力が万全とは言いがたいと思います。もちろん私も指定管理の議案を議決した議会の一員として責任を感じてはいますが、平成34年9月30日まで待たずに、この施設の指定管理の対象を再検討するべきではないかと思っております。そのためのプロジェクトをつくり、あるいは体制管理をしていく。例のひろまち保育園の、あれは委託ですけれども途中で解約したこともありますが、その点についてはいかがでしょうか。

**○築山障害者施策推進担当課長** 次の体制につきましては、現在検討しているところでございます。

**○鈴木（真）委員長** 次に、須貝委員。

○須貝委員 私は、244ページ、児童福祉費と、その保育園についてお聞きします。そして212ページ、高齢者福祉費についてお聞きしたいと思います。

まず、新型コロナウイルスで疲弊する保育園という報道が、今あります。もともと保育園は保育士の確保が難しかったところに、小中学校の一斉休校措置により、子育て世代の保育士は勤めている保育園を欠勤する、休まざるを得ない。さらに風邪等の症状がある保育士は休ませているので、保育士数は不足している、とあります。このように不足して多忙な上に、ふだんの業務にプラスして園児などの消毒回数を増やしたり、体温測定をしたりしています。さらに園児が帰った後、園内の全てを掃除した上で消毒してから帰宅しているようです。このままでは、保育士が倒れますとも言われていますが、区立保育園や区内の私立保育園の状況を教えてください。

保育士はかなり忙しいようですが、人数は足りているのでしょうか。その辺についてもお聞かせください。

そして、マスクと消毒液は十分、当面あるのでしょうか。教えてください。

○佐藤保育課長 新型コロナウイルス対策に関する、保育園に関するご質問を何点かいただきました。まず1点目ですけれども、現場の保育士も非常に忙しいというところではございますが、区立保育園に関しましては、幼児に対する複数担任とか、フリーとか、副園長等を配置しております。そういった人材を生かして、各家庭の事情で小学生以下を持っている保育士も多いと思いますので、その辺は柔軟に休みがとれるようにという指示を出しております。各園長からも毎日、園の状況を聞いているところですが、今のところ大きな混乱はございません。

2点目の保育士の数に関しましては、大まかな数字なのですが正体が大体800、非常勤が700と、1500人も公立保育園のほうには配置しておりますので、先ほど言った関係もありますが、十分対応できているというところがございます。

○吉田保育施設調整担当課長 区立保育園におけるマスクと消毒液の件でございますけれども、2月の頭に各園へ、1箱50枚のマスクを10箱、消毒液1リットル入りのものを各2個、配置しております。ただし各園それぞれの規模が異なるため、不足するという園から連絡がございましたので、それにつきましてはまた2月下旬に、また必要な数を配布したところでございます。また今後も、確保ができ次第、配布していく次第でございます。

○須貝委員 今、課長からご答弁いただいたのですが、区立保育園はわかります。ですが、この品川区は区立だけではないですよ。民間の保育園によっても支えられております。民間の状況ももちろん把握されていると思うのですが、その辺の人材等に関して、どうなのでしょう。教えてください。

○大澤保育支援課長 私立保育園に対しましても、区から各保護者宛てに自粛のお願いをしたところ。それによって、少し休む方ですとか、あと時間を短縮して利用されている方がいるということで、今、保育士の人数としては問題なく運営ができております。

またマスクや消毒等についても、現時点で不足しているという園の情報は入ってきておりません。

○須貝委員 保育所などで職員や園児が感染した場合、臨時休園するようになっていますが、区内の全ての保育園も同様なのでしょうか。教えてください。

そして、実際に休園しなければいけない場合には、何日ぐらい休園するのか、教えてください。

○佐藤保育課長 新型コロナウイルスの関係で、保育園で感染者が出た場合、まずその方が発熱とかせきとか発症している状態で、登園もしくは勤務していた場合は臨時休園になります。基本的に2週間以上を考えております。一方、発症していない場合、自宅療養してその後陽性になった場合に関しまし

ては、東京都や保健所と状況を確認して、休園するか、しないか判断するというところでございます。

**○須貝委員** なぜお話しするかというと、中小零細企業で働いている方にとっては子どもの預け先がないため、長期間にわたって会社を休まなければいけないこととなります。ですが、中小零細企業にとっては、やはり人材がいないと会社が回リません。ですから、勤めている方も会社をやめざるを得ないという状況があります。そしてまた、保育園の臨時休園が長期にわたると、子育て世帯の保育士、看護師、そして医者をはじめ、欠勤する、また休まざるを得ないということは、社会的に私は大きな損失だと思しますので、大変心配されます。

ならば、臨時休園にならないように、最大限のウイルス感染防止対策を、私はこの品川区でしているのかと思うのですが、その辺について対応策を教えてください。

**○佐藤保育課長** 新型コロナウイルスに関する対応策でございますが、これまで保育園のほうでは園内の消毒、手洗い、うがいというのを常に徹底しているところでございますが、国からもその予防が一番大事だということもありますので、再三各園、私立も含めて周知をして、今のところそれが徹底しているので、感染者が出ていないで通常どおり運営できているものだと考えております。

**○須貝委員** お聞きしますが、園児の皆さんが登園されたとき、それぞれの体温をはかる、はかったものを持ってくるのか、登園されたときにははかるのか。それも、園児の皆さんの中には、やはり親御さんがはかる時間もなくてそのまま登園される方もいる、そういうところの対応というのはどうされているのですか。

そしてまた、園児の皆さん、保育園の中は子どもたちがじゃれ合って遊んでいる。1m以上離れて暮らせなどというのは、まず不可能ですよね。そうすると、本当に条件的には密閉空間で濃厚接触をするわけですから、私は大変危険な状況に子どもたちが置かれていると思うのですが、それにしても手洗い、うがいだけで済むのでしょうか。そして、検温というのをどのようにやっていらっしゃるのか、教えてください。

**○佐藤保育課長** 2点ご質問いただきました。まず1点目の児童の健康管理でございますが、こちらに関しましてもこれまで徹底しているところでございますが、保護者向けに2月上旬に2回、あと下旬に2回、新型コロナウイルスの対策に関しまして、児童の健康管理と保育園へのご連絡、検温も含めて徹底をお願いしますといった対応をしておりますので、各園で滞りなくやっているかと把握をしております。

また、園内の消毒対策ですけれど、消毒だけではなく換気も十分やっておりますし、用務職もしくは環境整備委託ということで、園内の保健衛生の管理はきちんとやるようにということで取り組んでおりますので、できることを精いっぱいやっていきたいと考えております。

**○須貝委員** 検温というのは、親御さんが持ってきたその状態だけなのですか。園内では、はかるということはしていないということでしょうか。私は思うのですが、今、非常時ですよ。平時ではないですよ。それだけでいいのですか。お子さんの安全というのを、それだけできっちり守れると言い切れるのですか。何か足りないのではないですか。もう一度お答えください。

**○佐藤保育課長** 検温の徹底についてのご質問だと思いますけれども、各家庭で検温していただいている場合もあります。当然保育園でお子さんの状況を常に確認しておりますので、体調が悪い場合は随時、検温を当然しております。37度5分を超えた場合は保護者のほうにご連絡して、お迎えに来ていただくという運用を徹底しているところでございます。

**○須貝委員** 私はもっと、やはりこれだけどんどん拡散している状況の中で、まして小さなお子さん

です。まだ免疫力も足りないですよ。そうしたら、できるだけそうならないように、細心の注意をすべきだと思うし、体温計も何個配っているのかわからないですけど、それ相当の数を出すと、これは前も何度も言っていますけれど、空気清浄機を何台も設置するとか万全なことをやらなくて、なぜ今までと同じ対応しかやっていないのか、それが不思議でならないです。もし自分のお子さんがそこにいたら、私はできるだけのことを、お金を出してまでやると思いますので、そこはしっかりお願いしたいと思います。

これは、介護現場も同様なのです。今、感染拡大によるサービス休止の危機感が報道されております。発症すればリスクが高い高齢者をお預かりしている事業者は、感染拡大に神経をとがらせています。職員や利用される高齢者の発症者が施設内に増えて、介護サービスが立ち行かなくなったとき、認知症やひとり暮らしの要介護者をどのようにケアしていただけるのか、とても心配しています。この介護サービスは、利用者や家族の生活を継続する上では、これも絶対欠かせません。保育園と一緒に。しかし今、施設の中には、利用者や職員が感染したわけではないのに、感染防止が主な理由で休止するデイサービスもあります。中には小学校の休校により職員の出勤が困難な方もいるため、人員不足の影響もあるようですが、訪問介護を含めて、品川区内の区立や民間の介護施設ではどうなのでしょう。こういうふうなことがあるのでしょうか、教えてください。

また、マスクや消毒薬などは十分にあるのでしょうか。教えてください。そして、職員不足の施設やサービスはあるのでしょうか。民間も含めて教えてください。

**○寺嶋高齢者福祉課長** 新型コロナウイルス感染防止に関してのお尋ねでございますけれども、施設につきましては、面会の中止等々対応しておりまして、一定程度感染防止に努めているところでございます。それから、こういった非常事態ですので、若干の職員のお休み等が発生しているとは聞いておりますけれども、出勤できる職員で今は踏ん張って回しているといった状態が続いておりまして、大きな支障は出ていないというふうに聞いております。

それ以上に心配なのは在宅サービスのほうでございまして、在宅サービスはサービスの停止をすることができません。食事介助、排せつ介助、入浴介助といった日常生活のものがありますので、これをとめるということは実際にはできません。仮にそういった在宅サービスの職員で感染が出た場合につきましては、その人1人がお休みをすれば済むのか、事業所全体としてお休みしていただかなければならないのかという見きわめが、これは保健所との話になりますけれども、まず必要になってきます。今、高齢者福祉課でやっているのは、高齢者福祉課は地域包括支援センター直営でございまして、介護保険関係の機能も全て持っておりますので、給付のデータをもとにしまして、どういった事業所でどのぐらいの介護度の方が何人、どういうサービスを受けているのかというのを、システムにちょっと手を加えまして簡易にわかるようにしています。仮に閉鎖しなければならない事業所が出た場合、どれだけのサービスをほかの事業所をお願いすればいいのかという、そのボリュームがわかるようなシステムを、先週突貫で作りまして、もし発生した場合には速やかに、必要なサービス規模を割り出して、近隣のサービスをお願いするといったことができるような準備をするという、そういったところでございます。

それからマスク等につきましては、今月中旬までは不足はないのですけれども、それ以降につきましては少しずつ不足が発生するという情報もありますので、これは庁内会議等で情報提供して、対応を検討している最中でございます。

**○須貝委員** 保育園も介護施設もそうですが、介護の場合はヘルパーがもし病気をしてしまったら、発症してしまったら、その施設は使えないですよ。それはどうするのですか、一体。私はそれが

大きな問題だと思うのです。保育施設もそうですけれど、保育士がかかってしまったら、大勢の子と接触しているわけです。そうしたら当然、長く閉園になる。ぜひそういうところの対応をしっかりとってください。

○鈴木（真）委員長 次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木（ひ）委員 私からは、223ページからの障害者福祉費、そして229ページの高次脳機能障害、227ページの障害者の緊急通報システム、474ページの後期高齢者医療について、伺いたいと思います。

まず新型コロナウイルス関係で、特別支援学校や学級、学校が休校になることについての影響について、放課後等デイサービスとか日中一時支援の事業所についてお伺いしたいと思います。学校が休校の方針が出された翌日に、区から一斉に、朝からの受け入れ要請を出したということでお聞きしたのですが、その結果、全ての事業所が受け入れ可能になったのか。突然なので人員体制を整えるということも大変だと思うのですが、その体制もとれたのか。

あと放課後等デイサービスとかは、週2日ぐらいしか通ってないという方もいると思うのですが、学校が休みとなれば、通所日数を増やしたいという方もいらっしゃるのではないかと思います。そういう要望にもこたえられるのか、伺いたいと思います。

あと特に医療的ケア児についてなのですが、医療的ケア児を受け入れる放課後等デイサービスというのは何カ所あるのか。特別支援学校が休みになったことで、希望者が受け入れられているのかについて伺いたいと思います。

また特別支援学校も含めて、小中高それぞれに通学する医療的ケア児の人数は、それぞれ何人なのかについても伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長 まず新型コロナウイルス関係の、特別支援学校休業に伴った放課後等デイサービスの状況でございます。委員ご指摘のとおり、国からの要請に基づく、特別支援学校休業に伴いまして、放課後等デイサービスは15カ所、日中一時支援は3カ所ございますが、そちらの開所時間について、可能な限り長時間とするよう、協力をいただくようお願いいたしました。もちろん特別支援学校におきましては、基本的にはご自宅で過ごすという前提に基づいているのですが、保護者が仕事等でお休みできない場合、自宅等で過ごすことができない子どもたちがいるということ、あと精神安定上、なかなか1人では難しいお子さんがいらっしゃいますので、お願いをした次第です。

急ぎのお願いにもかかわらず、8割程度の事業所から協力するという申し出をいただきまして、ただし特別支援学校のほうでも、午前中からお預かりするということで福祉の支援体制が整うまでの間、特別支援学校でお預かりするというような体制をとっていただきまして、教育のほうと連携いたしまして対応しているところでございます。

次に、放課後等デイサービスの人員体制についてでございますけれども、国からは、人員に不足がある場合は特別支援学校の先生を派遣することもあるという通知がございましたが、今のところ人員が足りないという事業所からの声はございません。

3点目ですけれども、通常の利用日数が少ない方でも、必要な方については支給日数を増やして、この間対応を行っております。一方では、保護者の方が自主的に自粛されたり、在宅ワークの方もいらっしゃいまして、事業者によってはばらつきがあるのですが、通常より利用者が少ない状況の事業者もございますので、何とか今は学校のほうと連携をとりながら、運営していただいているというのが実情でございます。

それから次に、医療的ケア児ですけれども、放課後等デイサービスにつきましては、区内で1カ所しかございません。特別支援学校が休みになったことで、ご希望の方を受け入れられているというのは、事業所から聞いております。

また、医療的ケア児の人数でございますけれども、区内の小中、それから城南特別支援学校の数でしか、今、感染症関係で全体の人数はわからないところでございますけれども、小学校が8人、中学校が4人、高校が2人ということでございます。もちろん在宅の方もいらっしゃいますので、本日時点のつかめた数ということでご報告させていただきます。

**○鈴木（ひ）委員** 本当に突然のことなので、事業所にとっても、区にとっても本当に大変な思いでいろいろ対応されていると思うのですけれども、皆さんが困らないようにということで、今後ともよろしく願いいたします。

あと次に緊急通報システムなのですけれど、これは前も取り上げたことがあるのですが、現在、障害者の緊急通報システムは、障害者のひとり暮らしまたは障害者高齢者のみの世帯ということで対象になっていると思うのですけれど、特に医療的ケアの必要な重度の方を介護されている方が突然倒れた場合とかは、どうしたらいいかというご相談もありまして、特に重度の障害者のいる世帯までぜひ拡大をしていただきたいということで、何回か取り上げているのですが、拡大の方向でぜひ取り組んでいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

そしてこのときの利用料なのですが、今、住民税非課税世帯は1か月100円という利用料になっていると思うのですけれど、多分ここに通信料の300円から400円というのがプラスになってくるのではないかと思います。重度の方の世帯は、それだけでもお金がかかりますし、また共働きができないという状況もあると思いますので、ぜひこの場合、住民税非課税世帯は無料ということにさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**○松山障害者福祉課長** 緊急通報システムに重度の方が適用できないかということでございますけれども、対象者の中には、下肢または体幹機能障害1級から3級と、内部障害の方も1級から3級という形で対象となっておりますので、その方の状態によっては対象となるか、ならないかというのが、もしかしたらそこで線引きがされてしまうかもしれませんけれども、対象としては重度の方も対象になっています。

それから、次に利用料の件についてでございますが、委員ご指摘のとおり300円の通信料はかかってくるものでございます。

**○鈴木（ひ）委員** 私が求めていますのは、ひとり暮らしの方の場合はそれでいいと思うのですけれど、重度の方を介護している障害者のいる世帯というのは、今、対象になっていないと思うのです。そこまで対象に広げていただきたいということでお願いしているので、その点については後でまたご答弁をお願いしたいと思います。

それから高次脳機能障害のほうに移らせていただきたいと思います。心身障害者福祉会館で相談を受けている実人数は55人ということで、先ほどご答弁がありましたけれども、相談員が何人で、専門相談が週何日やっているのかということをお聞きしたいと思います。

それから精神障害者の保健福祉手帳を取得されている方が、2,000人ちょっとだと思うのですけれど、そのうち高次脳障害で手帳をとられている方の人数がわかれば、教えていただきたいと思います。

それから高次脳機能障害の方は、おおよそ区内に1,600人くらいということで、これは東京都の推計値が4万9,000人となっていますので、品川区の人口対比で計算するとそれくらいになるので

はないかと思うのです。高次脳機能障害と診断され、診療報酬の対象になったのは平成16年4月から、今から16年前です。障害者自立支援法の地域生活支援事業として位置づけられたのは平成18年ということで、新しく分かった障害ということで規定されたのが、この高次脳機能障害だと思うのです。そういう点では普及、啓発が本当に必要ではないかと思えますし、また交通事故だったり病気だったり、自分や家族ともども高次脳機能障害ということを知りながら、戸惑いながら、また生きづらさを抱えながら生活されているという方が、少なくないのではないかという思いがしているのです。私の身近なところでも、交通事故とかで高次脳機能障害にという方が何人かいて、本当に切実な思いをしているところなのです。

そういう点でいえば、高次脳機能障害についての普及、啓発というのがとても大事なのではないかと思うのです。例えば広報で、高次脳機能障害をご存じですか、お気軽にご相談くださいというようなことでお知らせをすれば、また、これは委員長にも断っているのですけれど、品川区がリーフレットをつくられていると思うのですが、これがどのように活用されているかということについてもお聞かせください。

**○松山障害者福祉課長** 先ほどの緊急通報システムの件につきましては、継続して、また今後も検討してまいります。

2点目の高次脳機能障害につきましては、専門の相談員が2名いらっしゃいます。その2名が交代で週に1日勤務となっております。

それから、精神障害者手帳の中で高次脳機能障害の方の人数についてでございますけれども、高次脳機能障害というのが、委員おっしゃられるとおり、病名ではなく病態として捉えていらっしゃる医師もいらっしゃるの、なかなか正確な把握というのが難しいものでございます。数としてとっているものではないことでございます。

それから、次にリーフレットの周知についてでございますけれども、受傷された後に関連がある区内外の病院、その次にリハビリが必要になりますので、リハビリテーション病院、それから就労支援センター等々にリーフレットを配布いたしまして、周知を図っているものでございます。また、そのリーフレットのほかに、障害者差別解消法のハンドブックにも、高次脳機能障害の方はこのような支援が必要だということで、支援方法について記載させていただきましたので、今後とも周知を図ってまいりたいと考えております。

**○鈴木（ひ）委員** ぜひよろしくお願ひしたいと思います。目黒区に、目黒区高次脳機能障害支援センターというのがありまして、電話相談は月曜日から金曜日の毎日、面談も週3日、そのほか高次脳機能障害支援促進事業として、支援セミナー、サポーター養成講座、高次脳機能障害支援連絡会などが行われているということで、ネットでちょっと見ました。品川区でもぜひ高次脳機能障害者支援センターをつくって、支援の充実をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

また高次脳機能障害専門のデイサービスや自立訓練、就労Bについても必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

**○松山障害者福祉課長** 委員ご指摘の、目黒区の高次脳機能障害支援センターも承知しております。品川区内では、心身障害者福祉会館がその機能を担っているものでございます。高次脳機能障害の方につきましては、数の把握が非常に難しいということと、心身障害者福祉会館で行っている自立訓練の生活訓練の中で、高次脳機能障害の方をお受けしている状態でございます。

**○鈴木（真）委員長** 次に、たけうち委員。



**○たけうち委員** 私は、211ページの成年後見制度利用促進基本計画策定について伺いたいと思います。午前中も質疑がありましたけれども、平成28年の促進法の成立によりまして、令和3年までに各自治体において基本計画の策定が、努力義務となされたという中で、品川区においては来年度、新年度に計画の策定が行われるということですので、まずスケジュール的な部分と、その策定に対して策定委員会等設置されていくのか、またパブコメ等やっていくのか等、この辺を教えてください。

またこの利用促進基本計画の策定に当たっては、権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくり、またそうしたネットワークを運営していくための中核となる、中核機関の設置等が求められておりますけれど、これについての考え方をお知らせください。

**○大串福祉計画課長** 成年後見制度利用促進基本計画の策定についてでございます。まずスケジュールとしては来年度いっぱい、4月早々にはまず策定委員会を開催していきたいと考えているところでございます。秋口以降にはパブコメを実施していきたいと、今のところ考えているところでございます。

策定委員会は立ち上げます。ご案内のように今現在、成年後見センターのほうで、区長申し立て等で家庭裁判所に申し立てを行う際には、成年後見運営委員会というものを開催しております。基本的にはこの運営委員会のメンバーを中心として、策定委員会のほうは立ち上げていきたいと考えているところでございます。

それから、委員からご指摘ありましたように、権利擁護のための地域のネットワーク、それから中核機関、この二つが、この基本計画の中にどのような形で位置づけられるかというのが、この計画の最大の肝になっております。地域連携ネットワーク、これは基本的にはこの成年後見にかかわるさまざまな方々、専門職ですとかあるいは弁護士といった方々がネットワークを築きながら、当該の被後見人の権利擁護をどう図っていくかということを検討する機関であり、またそういった各機関との調整等々を行うのが中核機関という位置づけをされております。

これまでの成年後見センターの取り組み、あるいは私ども区と社協で築き上げてきた関係性、これが基本的にはネットワークの中心になってこようかと思えますし、また、社協と区との連携関係をどういう形で発展させていくかということになるかと思えますけれども、中核機関という形で位置づけていければと思っておりますし、それは策定委員会の中でさまざまなご意見を承りながら、検討していきたいと考えているところでございます。

**○たけうち委員** 中核機関、また地域連携ネットワーク等、今のお考えをいただきました。社協のホームページの中にある成年後見センターのホームページには、この地域連携ネットワーク・中核機関の早期実現に向けた提言として、齋藤修一記念研究会ということで、亡くなられた齋藤前センター長の関係の、重立ったさまざまな方々が7回にわたって、この設置に向けた提言をまとめたものを、わざわざホームページに載せているということで、私もこれを読ませていただいて非常に感動しました。本当にこのとおりで進んでいけば、立派な計画ができるのかと思うわけです。

その中に、先ほどあった中核機関の考え方について出ておりました。この中核機関については、一応この計画上、自治体の直営もしくは委託ということで載っている中で、この提言の中では中核機関の設置主体・運営主体ともに自治体による直営を基本とすべきものと考えます。社協への委託を検討する自治体も散見されるけれども、果たす役割等が行政機関である自治体と社協とで異なる中で、社協等への安易な委託は避けるべきと思われるので、そういう提言があるわけです。ただこれを読んでいきますと、品川区での成年後見で、社協また成年後見センターが果たしたさまざまな役割を踏まえた上で、社協を中心に据えた上で、市民後見NPOや市民後見等に協力的な専門職からの人材登用も視野に入れた、中

核機関の設置を検討することが望まれると。恐らくは社協また成年後見センターが、やはりそのノウハウを生かして中核の一役を担う中で、ただそれだけではこれから促進させていって増えていく中ではどうなのかという不安があるのかなど。その中で、品川区がしっかりと、さらにバックアップしていく中で、新たな人材登用なども考えていかなければいけないのではないかと、ということを示唆されたものかと思っております。

そうした中で、そういったお考えについて、またもう一回お答えいただきたいとともに、私は市民後見の活動をされている市民後見人の方からお話を伺う機会がありまして、これから市民後見人の役割が増えていく中で、財産がある方ばかりではなくて、生活保護も含めて資産がない方が、さまざまな権利擁護のために後見人を利用するに当たって、その報酬は家庭裁判所が決定するわけですが、決定された報酬を払えない方が、今もいらっしゃるわけですが、これからはもどんどん増えていく中で、今現在は社協が助成をしたりしているわけです。市民後見人の役割として、ボランティアという部分もあるのかもしれないのですが、その決められた報酬を、社協からの助成はあるものの受け取れない状況があるという中で、これから市民後見人が活動して増えていくためには、その辺も視野に入れていかなければいけない。さらにそのバックアップとして、今は社協が助成をしていますけれども、そこに対して品川区もさまざまな補助を入れています、これからさらに財源の部分を確認しないと、なかなか促進できないのではないかとのお話がありました。あわせてご見解をお願いいたします。

**○大串福祉計画課長** 今、委員からご紹介いただきました、地域連携ネットワーク・中核機関の早期実現に向けた提言ということで、これは2018年に書かれたものでございます。まさにここに書かれているものが、これからの計画、つくっていく上での土台になってこようかというふうには認識しているところでございます。

繰り返しになりますけれども、今回の法律の中で求められている地域連携ネットワーク、それから中核機関というところ、こちらについては社協と十分話し合いをしながら進めていければと考えているところでございます。2018年当時、こういった形で提言をいただいているところでございますけれども、最新の社協の地域福祉活動計画の中では、我々区と連携をしながらといったところで中核機関のイメージが出されてございます。そういった中身について、次年度以降、協議をしていければと思っております。

それから、市民後見人の活動に対して、家庭裁判所が報酬を決めております。今現在、その報酬につきましては一定程度、社協のほうからカバーしていただいている状況でございます。それだけではなく、後見活動そのものに対しての区からの支援、これは今現在も行っているところでございますけれども、今後こういった後見活動が増えていくことを踏まえて、この辺につきましても計画策定の中で社協と役割分担といいますか、財源負担のあり方についても協議を進めていければと考えているところでございます。

**○たけうち委員** ご存じのとおり、この促進法策定に当たっても、品川区の社協はじめ、さまざまな方が率先して取り組んで、厚労省等でいろいろなバックアップする中で法律ができた、まさに品川区が推進してきた中で、全自治体が品川区の取り組みを注視していると思います。午前中もありました不正防止は当然のこととして、今の状況に甘んじることなく、この計画を通してさらに促進を図っていただければと思いますので、要望として終わらせていただきます。

**○鈴木（真）委員長** 次に、大沢委員。

**○大沢委員** お願いします。219ページ、外出習慣化事業と、それから派生した社会保障について

聞きます。

外出習慣化事業ですけれども、高齢の方が引きこもりがちだということを防止するために、この事業が行われているのですけれども、現状を教えてください。

**○宮尾高齢者地域支援課長** 高齢者外出習慣化事業でございますが、こちらは、区内にお住まいの65歳以上の方で、自宅に引きこもりがちな傾向がある方に、NPO等のご協力をいただいて、まず栄養バランスのとれた食事を提供する。あわせて会話を楽しんでいただいたりということで、少しプログラムを組み合わせるなどしております。さらに今年度からは、歯科衛生士等による口腔機能向上プログラム、これを各期1回ずつ実施させていただいているところでございます。ちなみにこちらの事業は、現在4会場にて実施しているところでございます。

**○大沢委員** これは大体、引きこもりがちの方はどれぐらい、今いらっしゃるのですか。

**○宮尾高齢者地域支援課長** こちらは各会場とも定員が9名ということで、掛ける4会場で36人。各会場とも2期、実施させていただいているという状況でございます。

**○大沢委員** そうなると、これに出てくる方は比較的、引きこもるということに対して否定的であって、積極的に自分自身の改善をしようという元気な高齢者だと思います。見えてこない数字で、高齢の方で引きこもっている方が、都の調査、国の調査でも数字等、漏れ聞こえてくるのですけれども、品川区の現状は、把握しづらいところは十分にわかりますけれども、どのように現状を捉えていらっしゃるのか、想像していらっしゃるのか、教えてください。

**○宮尾高齢者地域支援課長** 確かに委員おっしゃったように、細かい人数等の調査分析というのはなかなか、まだできていない部分があるのですけれども、私どもでやらせていただいているのが、75歳以上のご高齢の方で、例えば現時点で介護サービス等につながない方を対象に、アンケートという調査を送らせていただいて、そこからいろいろなサービスにつなげる、その一助となればということでやらせていただいているところでございます。

**○大沢委員** 75歳ということですが、繰り返す私のほうで申し上げますが、2025年、団塊の世代の方が全て75歳を超えるということになると、いろいろ複雑な問題等々、デリケートな年代の方たちですから、増えてくるのは予想できるのですけれども、そのところ、2025年、団塊の世代の方が高齢を迎えた場合、この事業あるいは事業に対する見立てとか見通し、どのようにやっていこうと思われていらっしゃいますか。

**○宮尾高齢者地域支援課長** 確かに委員おっしゃるとおり、これから当面高齢化は進むというふうに、我々は想定を、認識をしております。という中で、やはり事業の、例えば定員の拡充であったり、コース数を増やすですとか、できる限りの対策はとっていきたいと思っております。

これと同時にこれから大事になってくるのは、元気な高齢の方に、例えば事業の参加をしていただき、その事業を修了されたら、その方に担い手となってその事業のお手伝いをしていただきたい、こういった貴重なお力としても、我々は期待させていただいているところもございます。

**○大沢委員** 元気な高齢者ということで、元気であればそれにこしたことはないのですけれども、今、いろいろ国でも、都でも、なぜ社会保障というのが叫ばれているかということ、社会保障が十分に機能するには、やはり多くの家族、そして多くの人が結婚する、そして経済が右肩上がり、この三つと私は思うのですけれども、その要素がマッチングして初めて、社会保障が十分に機能すると思うのです。どう見ても今のところ、ご存じのようにこういう世相でありまして、それが十分に機能していないような感じがします。ましてや昨今の経済状況、社会状況によると、2025年についてはその部分が機能し

ない、あるいは機能不全、完全に機能しないような状況に陥るのではないかと私は見立てていますけれども、どのようにお考えでしょうか。

**○宮尾高齢者地域支援課長** 確かに心配すべきというか憂慮すべき点はございますけれども、我々としてはそこを見据えて、そうならないように、いろいろな手だてを打って介護予防等含めて、充実を図ってまいりたいと思っております。

**○大沢委員** 社会的包摂という言葉があります。今、せお委員はいませんけれども、インクルーシブという言葉はせお委員も発しておりますが、その中で、社会保障においても、対象者を限定しない社会保障をつかさどる政策というのが、私は必要であると思っておりますけれども、この外出習慣化事業において、今お話ししたように対象者を絞らない、あらゆる年代のところで社会資源を活用しながら、この事業が行えれば非常に…、言っていることが自分でもわからなくなってきました。ちょっと直しますけれども…、終わります。

**○鈴木（真）委員長** 次に、石田秀男委員。

**○石田（秀）委員** 私は540ページ、地域包括ケアシステムのことについて伺います。総括でも取り上げたいと思っておりますが、ここでは医療と介護の連携の部分と、精神医療のみ、ほかは総括でやりますから、それだけ取り上げます。

この地域包括ケアというのは、国が明確に定義したのは2008年、地域包括ケア研究会の報告書とされているようでありまして、その中でニーズに応じた住宅が提供されることを基本として、生活上の安全安心、健康を確保するため、医療や介護のみならず、30分以内に必要なサービスが提供される圏域、中学校の学区を基本とするということになりました。広さはわかったのですが、医療圏は都、介護計画は区、担当部署も介護福祉でありまして、そもそも圏域のずれがあると。そのため、一つにするために日本は、曖昧に包括という言葉を使ったということでもあります。イギリス、ドイツなどは、これをやるには統合という言葉を使っていかななくてはうまくいかないだろうということで、使われているということでもあります。だから、皆さんがこれを進めていくときに一つお聞きしたいのは、統合していかないとということはどう捉えているのかと思っております。

それから研究会は、2025年の位置づけということで危機感も盛り込まれました。介護費用は増え続けていくとされていて、分断されていることは非効率であり、コストも高くなる、サービスも分断されてくると。したがって医療と介護の、日本では連携だけでも、これが急務であるとされています。品川区も非常に頑張って、今、医療と介護の連携をしていただいて、やはり医療との連携、それから統合という考え方であれば、必ずそこには総合病院もやっていかれるだろうと思っておりますが、そこら辺をどう考えて、総合病院ともやっついこうとされているのか。今、頑張っていらっしゃるのはわかるのですが、そこら辺の考え方を教えていただきたい。

それから精神医療でありますけれども、昨年内閣府で初めて40歳から60歳の引きこもりの調査が行われて、今、全国で61万人いると発表されました。15歳から39歳は54万人、この方々が40から60歳の親と同居しているということで、8050問題とも呼ばれているようであります。精神病床数も、人口千人当たりで日本の割合は、先進国で断トツの世界一多い国だそうでありまして、平均在院日数は、海外は1か月程度のことが多いのだそうでありますけれども、日本は9か月、これも断トツ長いということでもあります。日本の場合は制度的に病床数を増やすということは、病院に利益が出やすい構造になっているのも一つの問題だろうということでもあります。

厚労省は2004年に、退院可能な方、約7万人について、10年後には解消を図るとしたのだけ

ども、33万人が29万人で4万人しか減っていないということでもあります。これは受け皿づくりが求められていて、出口戦略が必要だということでもあります。イギリス、ドイツ、オーストラリアなどは、グループホーム型の社会復帰に向けての中間施設をつくった。これで脱精神病院の流れをつくり、それで納税者に復帰してもらおうという考え方で、今しっかりこの中間施設をつくっているということでもあります。厚労省は2017年に精神障害の包括システムの構築の中で、その手引きの中で、空き部屋のマッチングシステムの構築と書かれておりますが、具体策の説明が全くありません。ここでは連携も、地域との関係性を地道に深めていくことが必要と、悠長な書き方しかされておられません。

日本は中間施設も少ないということを考えると、やはりこれはもう精神病院側に任せるということだけは進まないと思っておりますので、市場の力を活用することが必要と思っております。日本には豊富な住宅資源がありまして、全国で800万戸の空き家があると言われております。品川区にも、空き室で2万3,000戸と今言われております。これは居住支援協議会の支援はぜひやっていただきたいと思っておりますが、こういうところでその中に入っていただいて、空き家を活用して、こういう中間施設等、それで納税者に戻ってもらえる、こういうことも含めた考え方を持って、取り組んでいただきたいと思っておりますが、ご答弁をよろしく申し上げます。

**○大串福祉計画課長** 介護保険上における医療連携の促進といったところで、大きくご質問いただいたところがございます。委員ご発言の中にもありましたように、病院といったもの、2次医療圏、都の裁量の中であつたり、あるいは区の介護の関係といったところで、なかなかマッチングといったところで非常に苦慮しているところでございます。そうした中で、我々のほうでできるものということで日常的な介護と医療、この連携を図っていこうということで、顔の見える関係づくりですとか、あるいはシステムの連携、こういったものを進めているところでございます。

そうした中で、また精神病院等々のお話も出していただきました。なかなかその辺の病院の運営、あるいは開設といったところで、区が関与できる領域はなかなか難しいと思っております。また、空き家活用といったご提言もいただいたところでございます。まさに居住支援協議会、これから始まるところでございますので、多角的な議論の中でそういったところも触れていければと思っておりますのでございます。

**○石田（秀）委員** 本当にこれをやるには大変な力が必要だと思っておりますが、まず一つは、積極的に空き家の部分は、こういうものもつくっていける、こういうことも用意していく、中間施設とは何か、社会復帰をしてもらって納税者となってもらおう、こういうことを考えていないと、誘導もできないと思うのですね。まさにその包括というのは曖昧な言葉だと思っております、いろいろ読めば読むほど曖昧だと思うようになってきて。では、統合していくには、総合病院の方々といろいろ打ち合わせをしていくのは非常に大変なことだと思うけれども、その部分をしっかりと踏み込んでいかないと、それこそ総合病院にはさまざまなシステムも全部あるわけで、それを品川区だけ、私もかかりつけ医は港区だけれども、もちろんそういう人がたくさんいるわけです。

品川区民の方々のそういう部分をしっかりと捉えて、そういうところとも話していけるような形、品川モデルというのをぜひそこでつくっていただくことで、逆にコストも下がってくると思っておりますので、そこら辺のところをぜひお願いだけして、終わります。

**○鈴木（真）委員長** 以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は明日3月10日火曜日、午前10時から開きます。

本日はこれをもって閉会いたします。

○午後5時57分閉会

---

委員長 鈴木真澄